

令和元年度

包括外部監査報告書

「公の施設の管理運営に関する財務
事務の執行について」

豊橋市包括外部監査人

近藤繁紀

- ・報告書中の数値は、端数処理の関係で総額と内訳の合計とが一致していない場合がある。
- ・外部監査の結果のうち、合規性等についての指摘事項については（指摘）として表記し、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項は（意見）として表記している。

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 外部監査の対象部署	2
5. 外部監査の対象年度	2
6. 外部監査の実施期間	2
7. 外部監査の方法	2
8. 外部監査の補助者	3
第 2 豊橋市における公の施設の管理運営に関する主な取り組み	4
1. 豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針（平成 23 年 10 月公表）	4
2. 豊橋市行財政改革プラン 2016（平成 28 年 3 月公表）	5
3. 豊橋市公共施設等総合管理方針（平成 29 年 3 月公表）	6
4. 豊橋市公共施設白書（平成 30 年 3 月公表）	12
5. 平成 30 年度豊橋市行財政改革プラン 2016 取組状況報告書（令和元年 9 月 公表）	15
第 3 豊橋市公共施設白書に基づく公共施設の現状	16
1. 公共施設の保有状況	16
2. 年度別の整備状況	18
3. 建築物の構造	19
4. 有形固定資産減価償却率の状況	20
5. バリアフリーの対応状況	21
6. 耐震化の状況	22
7. トイレの整備状況	22
8. 管理運営の状況	23
9. 貸館等稼働率の状況	24
10. 施設行政コスト（市民 1 人当たり）の状況	25
第 4 監査の指摘及び意見のまとめ	26
第 5 外部監査の結果	28

I	総括的事項	28
II	個別施設に関する事項	48
第6	利害関係	148

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について

3. 事件を選定した理由

豊橋市（以下、「市」という。）は、社会的なニーズに対応するため、これまで多くの施設を整備してきた。しかし、高度経済成長期に建設された施設は老朽化しており、更新時期を迎えている。また、少子高齢化の進行は施設に対する社会的なニーズに変化をもたらすとともに、人口減少等により市の財政運営を厳しくさせ、施設の老朽化に対応するための財源の確保を難しくしている。

こうした状況に対応するため、市は平成23年度に「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定し、計画的な保全を行うことにより建物の長寿命化に取り組むなど施設に関する様々な取組を進めてきた。また、平成28年度には「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏襲・発展させた「豊橋市公共施設等総合管理方針」を策定し、施設の最適化を図ることにより、時代に応じた適正かつ安全・安心な施設の提供及び維持可能なまちづくりを行うこととした。さらに、平成28年3月に策定された「豊橋市行財政改革プラン2016」においては、基本方針1「適切な市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の確立」の重点推進項目の1つとして「公共施設・インフラの最適化」が掲げられ、公共施設等のあり方を検討し、個別施設計画の策定を進めることとされた。

このように、公の施設の管理運営は、市の重要な施策として位置付けられている。また、公の施設は市民にも利用されることから、市民の関心も高いと思われる。

このような状況に鑑み、合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から、公の施設の管理運営に関する財務事務の執行について検討することは有意義であると考え、監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

指定管理者制度を導入もしくは直営により施設を管理している部局

5. 外部監査の対象年度

平成30年度

ただし、状況により過年度及び令和元年度

6. 外部監査の実施期間

自：令和元年6月1日 至：令和2年1月31日

7. 外部監査の方法

(1) 監査の主な要点

- ① 公の施設の管理運営に関する事業について、事務の執行の合規性
 - ・公の施設の管理運営に関する事業の事務について、市の規則等が関係法令及び条例に準拠しているか。
- ② 公の施設の管理運営に関する事業について事務の執行の経済性・効率性・有効性
 - ・公の施設の管理運営に関する事業の事務について、経済性、効率性及び有効性の観点から、合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 関連書類一式を閲覧し、合規性の検証のための関連規則等との照合を実施した。
- ② 経済性・効率性等の検証のために、どのような事務処理や業務改善等がなされているかについて、担当部署に対してヒアリング及び関連書類の調査・分析等を行った。
- ③ 各施設の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

中 村 哲 也 (公認会計士)
岩 戸 誠 司 (公認会計士)
丹 羽 滋 正 (公認会計士)
吉 富 久 史 (公認会計士)
赤 塚 法 生 (公認会計士)
竹 内 恭 平 (公認会計士)
山 田 麻 登 (弁護士)

第2 豊橋市における公の施設の管理運営に関する主な取り組み

1. 豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針（平成23年10月公表）

これまで蓄積してきた施設等を良質な資産として有効かつ効率的に活用し、将来にわたる負担軽減と利用満足度の向上を目的としてファシリティマネジメント推進基本方針を策定した。ファシリティマネジメントを推進するための4つの視点は以下のとおりである。

① 改修、建替え需要への対応

今後、ますます厳しくなることが予想される国、地方の財政状況の中で、最小の経費で最大の効果を発揮し、施設整備をするためには、施設の長寿命化、集約化、再配置等既存ストックの有効活用を図ることにより、行政のムダ、ムラを解消し、効果的、効率的な施設整備と保全を進める必要があります。

② 社会ニーズへの的確な対応

市民ニーズの変化、制度変更、広域連携の推進等の社会情勢の変化などに対応するため、施設配置やスペースの見直し、施設の統廃合を含めた、既存施設の用途変更による転用や模様替え等資産の有効活用を積極的に進め、利用満足度の向上を図る必要があります。

③ 機能性の向上

地震や豪雨などの災害に備え、人命の安全を最優先に考えた施設整備を進めるため、老朽化による建築物の保全、耐震性の確保、ユニバーサルデザインへの対応等を行い、安全性や快適性の維持・改善といった施設機能の向上を図る必要があります。

④ 環境負荷の低減

資源やエネルギーの消費削減、また施設建設に伴い発生する建設廃棄物やCO₂を削減するため、施設の長寿命化や適正な維持管理等を行い、※ライフサイクルCO₂を縮減することにより、環境負荷の低減の取組みを進める必要があります。

※施設の企画設計・建設・維持管理・解体に至るまでの全生涯にわたる二酸化炭素の排出量のこと

また、4つの視点を踏まえた、ファシリティマネジメント推進の主な施策は次のとおりである。

① 公共ストック情報の一元化及び共有化

施設等の公共ストック情報の一元化・共有化は、総合的、戦略的な観点から資産の把握・分析を行うために非常に重要です。このため、はじめに情報のデータベース化を行い、公共ストックの客観的な評価と適正な維持管理を図ります。

② 施設評価の実施

既存施設の計画的な維持保全等の長寿命化や規模の適正化を図るため、施設性能、利用状況、効率性等の施設状況を調査し、多角的な視点から分析・評価を実施します。

③ 市有資産の適正管理

施設評価の結果から、より効率的な施設空間の利用が望ましいものや、共同利用や他用途への変更が望ましいものなどについて有効活用の促進を図るとともに、遊休施設や具体的な利用計画を持たない土地については売却等を視野に入れた検討を行い、市有資産の適正管理を図ります。

④ 管理運営の適正化

設備の運用方法の改善や改修等により、エネルギー消費量を削減し環境負荷の低減を図るとともに施設管理手法の見直しにより、施設運営費の縮減を図ります。また、これまで所管毎に予算化されている修繕費等を段階的に集約し、計画的、効率的な施設保全を行います。

⑤ 職員の意識向上

ファシリティマネジメントを推進するため、職員一人ひとりのコスト意識、市民サービス意識の向上や、業務の経営的視点を高める講習会、研修会を実施します。

2. 豊橋市行財政改革プラン 2016（平成 28 年 3 月公表）

市の「第 5 次総合計画」の推進のためにも、歩みを止めない行財政改革を進める必要があり、今後の行財政改革の方針と具体的な取組を示すものとして、「豊橋市行財政改革プラン 2016」が策定された。当該プランでは 12 の重点推進項目が定められており、そのうちの 1 つとして「公共施設・インフラの最適化」が掲げられている。

重点推進項目② 公共施設・インフラの最適化

- ・公共施設・インフラの現状把握と基本方針の策定を進めます。
- ・公共施設・インフラのあり方（統廃合、最適配置、民間活用、広域的相互利用、複合化、長寿命化など）を検討し、個別施設計画の策定を進めます。
- ・必要な予算を確保し、計画に基づく公共施設・インフラの維持管理を着実に実施します。

具体的には、施策番号 6 として「公共施設等総合管理計画の策定及び推進」が取り上げられており、取組概要が以下のとおり記載されている。

本市の保有する資産を有効かつ効率的に活用し、将来的な負担軽減と利用満足度の向上が図られている状況を目指し、公共施設のあり方や管理に係る基本的な方針を定める「公共施設等総合管理計画」を平成 28 年度に策定する。

同計画に基づき、下位計画として位置付けられる個別施設計画において、建物系は定期的な施設評価により見直しを図りつつ「施設保全計画」を実施し、インフラ系は各所管課が平成 32 年度までに点検・診断・評価等を行い、その結果を踏まえ策定・実施することで、今後の維持・更新費用全体の削減と平準化への取り組みを行い、財政の健全化を図る。

そして、個別施設計画の平成 32 年度までの策定割合を 100%とすることが目標とされている。

3. 豊橋市公共施設等総合管理方針（平成 29 年 3 月公表）

① 方針の目的等

市は、拡大する行政需要や多様化する市民ニーズに対応するため多くの建物とインフラを整備してきたが、高度経済成長期に整備した建物やインフラは更新時期を迎えている。また、少子高齢化の進行は施設の利用需要に変化をもたらしている。併せて、人口減少に伴う税収の減少や高齢化による扶助費の増加などにより厳しい財政運営が予想されている。

こうしたことから、市は平成23年度に「豊橋市ファシリティマネジメント

推進基本方針」を策定し、多岐にわたる建物についての情報一元化、施設評価の実施、施設保全計画の策定、施設の廃止等に取り組んできたが、今後に向けては、将来の人口や財政状況を考慮した施設の最適化が求められている。

そこで、「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」を踏襲・発展させた「豊橋市公共施設等総合管理方針」を定めた。これは、公共施設等の最適化を図り、人口減少に対応し、将来の負担軽減による安定した財政運営、時代に応じた適正かつ安全・安心な公共施設等の提供及び維持可能なまちづくりに寄与していこうとするものである。

本方針は、平成25年11月に国の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係者省庁連絡会議」で決定された「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体の行動計画（公共施設等総合管理計画）に位置付けられる。本方針の期間は策定から概ね20年とし、目標年次は2035年度とされている。

本方針は、市が保有する全ての施設を対象とし、「建物系施設」「インフラ系施設」に区分して施設用途によって分類する。施設分類ごとの保有状況は以下のとおりである。

(平成27年3月末時点)

大分類	中分類	小分類	箇所数	建物棟数	建物延べ面積 (㎡)
建物系施設	文化・社会 教育系施設	コミュニティ関連施設	72	61	37,599.06
		文化施設	7	9	35,114.36
		図書館	3	1	7,661.39
		博物館等	9	18	26,482.15
		その他施設	4	6	7,956.36
	スポーツ系 施設	スポーツ施設	40	34	50,849.45
		その他施設	27	2	1,192.78
	産業系施設	産業振興施設	3	1	2,872.85
		観光施設	18	67	19,602.91
		その他施設	6	2	1,614.65
	学校教育系 施設	学校施設	77	334	482,907.95
		野外教育施設	4	12	5,179.93
		その他施設	5	10	13,779.82
	子育て支援 系施設	保育所等	56	23	6,780.72
		幼児・児童施設	2	3	8,161.72
	医療・保健	医療・保健施設	6	15	73,935.04

	福祉系施設	衛生施設	6	5	2,304.92	
		地域・高齢福祉施設	13	13	10,008.73	
		その他施設	4	8	15,856.56	
		その他施設	13	20	25,097.93	
	行政施設	行政施設	庁舎施設	12	18	65,346.61
			消防施設	88	88	16,523.98
			防災施設	17	17	2,373.23
			環境施設	20	29	53,144.63
			市営住宅	28	182	287,136.52
			その他施設	29	39	14,690.51
	計			569	1,017	1,274,174.76

	大分類	中分類	小分類	内訳	箇所等	延長 (km)	面積 (㎡)	建物延べ面積 (㎡)		
インフラ施設	都市基盤施設	道路等	道路等	道路(トンネル含む)	13,444	3,438.9	17,711,386	-		
				橋りょう	1,304	-	-	-		
				その他施設	18	-	-	10,146.00		
		河川等	河川等	河川・排水路等	河川・排水路等	-	1,278.5	-	56.00	
					排水機場	28	-	51,720	3,656.00	
					ため池・調整池等	135	-	-	-	
					海岸施設	-	12.5	-	-	
		公園	公園等	536	-	4,427,379	3,225.35			
		駐車場	自動車・自転車	6	-	-	30,418.42			
		水道施設	水道施設	管路	管路	-	2,202.3	-	-	
					浄水場等	45	-	-	13,662.18	
		下水道施設	下水道施設	管きよ	管きよ	-	1,552.9	-	-	
					処理場等	173	-	-	45,980.55	
		計					15,689	8,485.1	22,190,485	107,144.50

※建物棟数は、公衆トイレやポンプ室など小規模な建物を除いている。

② 課題

【建物系施設の課題】

- ・施設の老朽化や人口の減少が進む中で、質と量の適正化が必要になる。
- ・将来の公共施設のあり方を市民の方々と情報共有を図ったうえで議論を重ね、ともに考え、最適化を図ることが重要である。
- ・市民館、地区体育館といった校区や地域に設置された施設については、各校区の人口の動向を注視し、効果的・効率的な活用を行うとともに、立地適正化計画など他の施策と連携して適正化を図る必要がある。
- ・文化施設やスポーツ施設など面積の大きい全市的な施設については、広域的利用の観点を持ち、隣接する市町村との相互利用を視野に入れた有効活用と維持管理費の軽減を図る必要がある。
- ・質の適正化については、予防的な保全による長寿命化や改良保全による機能の向上や利用満足度の向上、施設の安全確保など質の向上にも引き続き取り組みながら、指定管理者制度やPPP/PFI等の民間の資金、ノウハウ等を活用して効果的・効率的な施設の更新や管理運営を積極的に行う必要がある。

【インフラ系施設の課題】

- ・施設の長寿命化に取り組んでいるが、古い施設ほど建設年度、構造様式、使用材料などの情報がなく、老朽化による劣化や損傷等の進展状況などを把握するうえで必要な情報が不明な施設も多く存在している。
- ・高度経済成長期以降に集中的に整備してきた施設の老朽化が進行する中、利用状況などを踏まえて必要性を精査・検討したうえで安全な状態を維持し続けることが重要な課題となる。
- ・市内全域にネットワーク化されているため廃止や統合は困難だが、将来負担の軽減を図るためには保有量の適正化も必要である。
- ・施設の長寿命化に際しては、建物系施設とは違い、施設ごとに特性や諸元が異なるうえ、利用状況、設置された環境等によって劣化や損傷の進行が大きく異なっていることから、現状を把握して適切な管理を行う必要がある。
- ・水道などのライフラインは災害時に特に重要であるため、長寿命化だけでなく配水管等の耐震化や配水ルートの多系統化などの整備を進める必要がある。さらに、海岸・河川堤防の機能強化、緊急輸送道路等の防災対策なども必要である。

③ 公共施設等の最適化に向けた方針

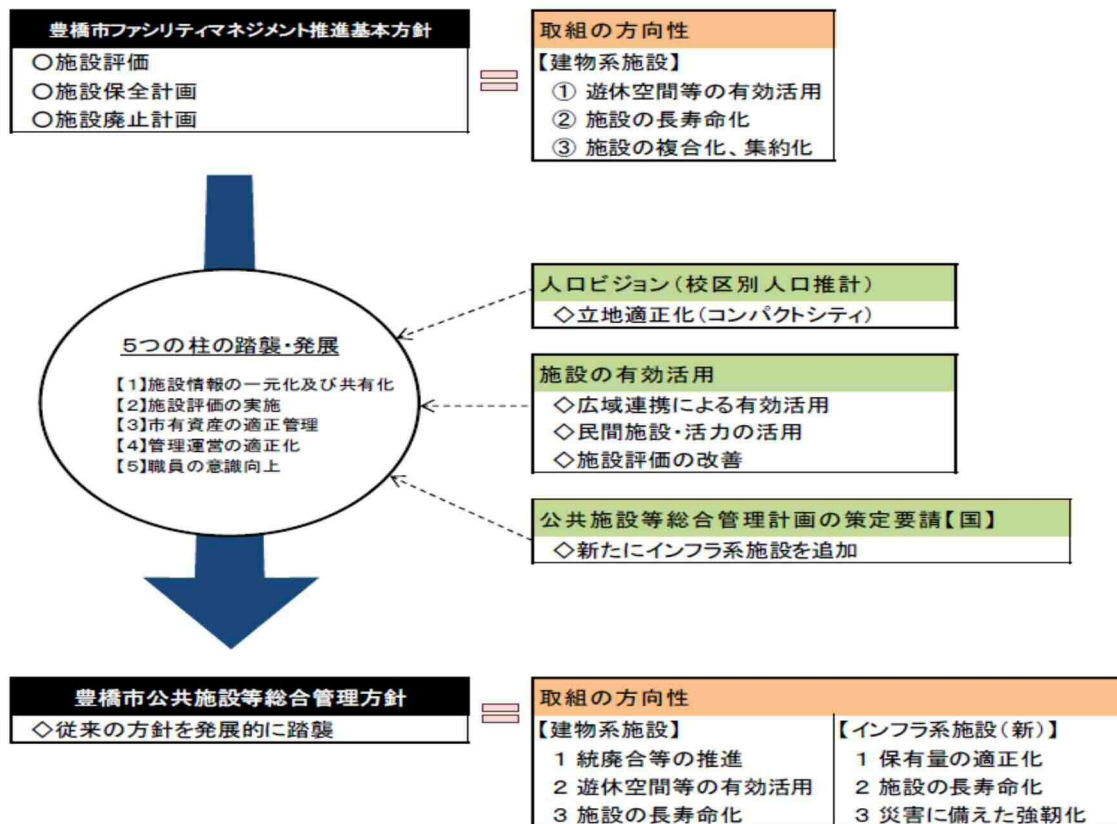
【公共施設等の最適化について】

これまで建物系施設の適正管理に取り組んできた特徴を活かし、後述する「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」の5つの柱（次図参照）をインフラまで拡大するとともに、立地の適正化や広域連携、民間活用の考え方を加え、取組をさらに発展させていくことが最も効果的・効率的である。

そのため具体的な目標は「維持・更新費用の増加抑制と財源確保」とし、その達成に向けた施策として、安全で安心な状態の確保や利用満足度の向上等「質」の適正化と施設保有量の削減といった「量」の適正化を方向性に定め施策を実施していく。

この施策に実施について、具体的な取組として建物系施設は「統廃合等の推進」「遊休空間等の有効活用」「施設の長寿命化」により、インフラ系施設は「保有量の適正化」「施設の長寿命化」「災害に備えた強靱化」により5つの柱に対応する。

▼豊橋市公共施設等総合管理方針策定のイメージ図



【建物系施設の施策】

上記の取組に対し具体的な施策として以下のとおりとしている。

・統廃合等の推進

地域コミュニティの推進等、豊橋市の特徴を踏まえ総量を一律に減らすことは現実的ではないが、機能を維持させた上での統合や利用需要の少ない施設、民間と競合する施設等の廃止は可能であるとし、施設評価により必要性を精査するとともに、校区別人口の動向や立地の適正化の考え方を踏まえて、複数の目的や機能を持たせる他、同じ目的や機能を持つ施設の集約、民間施設や活力の活用、広域連携による施設共同利用を検討する。

また、新たな行政需要には、既存施設の活用を基本として対応していくこととしている。

・遊休空間等の有効活用

学校における空き教室といった施設の遊休空間については、今後も多機能化等による有効活用を積極的に推進し、効率的な施設運営を行うとしている。

・施設の長寿命化

継続して使用する建物については、「豊橋市施設保全計画」（第5 外部監査の結果 I 総括的事項 3. (1) 参照）にもとづく予防保全や改良保全などの計画的な施設保全により施設の長寿命化を図り、維持更新費用の将来負担を軽減するとしている。

【インフラ系施設の施策】

・保有量の適正化

インフラ系施設は、総量が多く更新費や維持管理費も多額の費用が必要となるが、市内全域でネットワーク化されており、統合や廃止が困難である。

しかし、将来負担の軽減を図るためには保有量の適正化も必要であるため、施設評価を実施し、社会構造の変化に伴う利用状況、役割、求められる機能を踏まえた適正な配置を検討していくこととしている。

・施設の長寿命化

点検診断により状態を把握し、計画的な保全によって長寿命化を進めて大規模な修繕や更新を回避し、維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減して将来負担の軽減を図り、また安全な状態を維持するため、施設の

特性を考慮した定期的な点検・診断により施設の健全度を正確に把握・記録して次の点検につなげるサイクルを構築することとしている。

・災害に備えた強靱化

地震や台風等の災害による市民生活への影響を最小限に抑えるため、海岸・河川堤防の機能強化、緊急輸送道路等の防災対策、上下水道施設の耐震化等を推進し「災害に強いまち」を目指すとしている。

4. 豊橋市公共施設白書（平成 30 年 3 月公表）

「豊橋市公共施設白書」は、市が所有する様々な公共施設の現状を市民に知っていただくことを目的として作成されたものである。

平成 29 年 4 月 1 日時点の公共施設のうち、50 m²以下などの小規模施設を除く以下の 429 施設を対象とし、公共施設全体の現状及び施設分類（次図の「小分類」）ごと現状について分析を行い、情報を開示している。

【大分類：市民利用系施設】

中分類	小分類	細分類	施設数	施設名	
文化・社会教育系 施設	コミュニティ関連施設	校区市民館	50	岩田校区市民館 など	
		地区市民館	22	豊岡地区市民館 など	
	文化施設	公会堂	1	公会堂	
		市民文化会館	1	市民文化会館	
		アイブラザ豊橋	1	アイブラザ豊橋	
		ライフポートとよはし	1	ライフポートとよはし	
		(コンサートホール及び中ホール)	1	(コンサートホール及び中ホール)	
		穂の国とよはし芸術劇場	1	穂の国とよはし芸術劇場	
		西川芸能練習場	1	西川芸能練習場	
		三の丸会館	1	三の丸会館	
	図書館	中央図書館	1	中央図書館	
		向山図書館	1	向山図書館	
		大清水図書館	1	大清水図書館	
		美術博物館	1	美術博物館	
	博物館等	民俗資料収蔵室	1	民俗資料収蔵室	
		自然史博物館	1	自然史博物館	
		石巻自然科学資料館	1	石巻自然科学資料館	
		視聴覚教育センター	1	視聴覚教育センター	
		地下資源館	1	地下資源館	
		二川宿本陣資料館	1	二川宿本陣資料館	
		商家「駒屋」	1	商家「駒屋」	
		文化財センター	1	文化財センター	
		その他施設	男女共同参画センター	1	男女共同参画センター
			市民センター	1	市民センター
	青少年センター		1	青少年センター	
	スポーツ系施設	スポーツ施設	総合体育館	1	総合体育館
			地区体育館	10	前田南地区体育館
				下五井地区体育館	
				新栄地区体育館	
				浜道地区体育館	
				草間地区体育館	
				牛川地区体育館	
				飯村地区体育館	
				大清水地区体育館	
				石巻地区体育館	

				二川地区体育館		
		武道館	1	武道館		
		球場	3	市民球場 東田球場 豊橋球場		
		陸上競技場	1	陸上競技場		
		市民プール	1	市民プール		
		トレーニングセンター	1	トレーニングセンター		
		グリーンスポーツセンター	1	グリーンスポーツセンター		
		市民球技場	1	市民球技場		
		高師緑地馬場	1	高師緑地馬場		
		庭球場	2	軟式庭球場①②(豊橋公園) 万場調整池庭球場		
		屋内プール・アイスアリーナ	1	屋内プール・アイスアリーナ		
	その他施設	市民クラブハウス	1	市民クラブハウス		
産業系施設	産業振興施設	勤労青少年ホーム	1	勤労青少年ホーム		
		職業訓練センター	1	職業訓練センター		
		労働会館	1	労働会館		
	観光施設	吉田城鉄櫓	1	吉田城鉄櫓		
	その他施設	ポートインフォメーションセンター	1	ポートインフォメーションセンター		
学校教育系施設	学校施設	小学校	52	岩田小学校 など		
		中学校	22	豊岡中学校 など		
		高等学校	1	豊橋高等学校		
		家政高等専修学校	1	家政高等専修学校		
		くすのき特別支援学校	1	くすのき特別支援学校		
		野外教育施設	少年自然の家	1	少年自然の家	
		野外教育センター	1	野外教育センター		
	その他施設	学校給食共同調理場	4	南部学校給食共同調理場 北部学校給食共同調理場 西部学校給食共同調理場 東部学校給食共同調理場		
		教育会館	1	教育会館		
	子育て支援系施設	保育所等	保育園	4	くるみ保育園 新吉保育園 津田保育園 牛川東保育園	
こども園			1	こじかこども園		
高山学園			1	高山学園		
児童クラブ			16	玉川第一児童クラブ つつじが丘第一児童クラブ つつじが丘第二児童クラブ 野依第一児童クラブ 野依第二児童クラブ 高師第二児童クラブ 芦原第一児童クラブ 二川南第一児童クラブ 牟呂児童クラブ 高根児童クラブ 花田第二児童クラブ 杉山第一児童クラブ 幸第一児童クラブ 幸第二児童クラブ 飯村児童クラブ 栄第二児童クラブ		
			幼児・児童施設	交通児童館	1	交通児童館
			こども未来館	1	こども未来館	
		医療・保健福祉系施設	医療・保健施設	市民病院	1	市民病院
				休日夜間急病診療所	1	休日夜間急病診療所
				休日夜間・障害者歯科診療所	1	休日夜間・障害者歯科診療所
				保健所・保健センター	1	保健所・保健センター
こども発達センター				1	こども発達センター	
看護専門学校				1	看護専門学校	
衛生施設			斎場	1	斎場	
	霊苑		2	梅田川霊苑 向山霊苑		
			墓地	1	飯村墓地	
地域・高齢福祉施設	地域福祉センター		3	八町地域福祉センター 牟呂地域福祉センター 大清水地域福祉センター		
		老人福祉センター	5	仁連木老人福祉センター 下地老人福祉センター 高師老人福祉センター		

		老人憩の家	3	石巻老人福祉センター
				大岩老人福祉センター
				西川老人憩の家
		高齢者活動センター	2	東細谷老人憩の家
				城下老人憩の家
				牟呂高齢者活動センター
その他施設	その他施設	障害者福祉会館	1	障害者福祉会館
		総合福祉センター	1	総合福祉センター
		総合老人ホームつつじ荘	1	総合老人ホームつつじ荘
		更生保護会館	1	更生保護会館
その他施設	その他施設	職員会館	1	職員会館
		資源化センター余熱利用施設	1	資源化センター余熱利用施設

【大分類：行政系施設】

中分類	小分類	細分類	施設数	施設名		
行政系施設	庁舎施設	市役所	1	市役所		
		窓口センター	8	東部窓口センター		
				石巻窓口センター		
				高師台窓口センター		
				南部窓口センター		
				二川窓口センター		
				駅前窓口センター		
				大清水窓口センター		
				西部窓口センター		
		まちなか活性課事務所	1	まちなか活性課事務所		
	土木維持事務所	2	土木維持事務所			
	消防施設	消防署（所）	8	中消防署		
				中消防署東分署		
				中消防署前芝出張所		
				中消防署石巻出張所		
				南消防署		
				南消防署西分署		
				南消防署大清水出張所		
				南消防署二川出張所		
				消防団器具庫・詰所	79	岩田分団器具庫・詰所 など
				防災施設	水防倉庫	6
	下地水防倉庫					
	渡津水防倉庫					
	牟呂水防倉庫					
	野依水防倉庫					
	下条水防倉庫					
	防災備蓄倉庫	12	吉田方防災備蓄倉庫			
			岩田防災備蓄倉庫			
			豊橋公園防災備蓄倉庫			
			防災ひろば防災備蓄倉庫			
			総合スポーツ公園防災備蓄倉庫			
			高師緑地防災備蓄倉庫			
			野依防災備蓄倉庫			
	牛川遊歩公園防災備蓄倉庫					
	幸公園防災備蓄倉庫					
	北山防災備蓄倉庫					
	向山緑地防災備蓄倉庫					
	大村防災備蓄倉庫					
	防災器材庫	1	牟呂防災器材庫			
	津波防災センター	2	三郷地区津波防災センター			
	天津地区津波防災センター					
	環境施設	資源化センター	1	資源化センター		
		環境センター	3	西部環境センター		
東部環境センター						
南部環境センター						
資源リサイクルセンター		1	資源リサイクルセンター			
プラスチックリサイクルセンター		1	プラスチックリサイクルセンター			
廃棄物最終処分場		1	廃棄物最終処分場			
浸出水処理施設		2	伊古部浸出水処理施設			
	高塚浸出水処理施設					
市営住宅	市営住宅	28	西部住宅 など			
その他施設	その他施設	食肉衛生検査所	1	食肉衛生検査所		
		石巻平野町地内建物（旧選果場）	1	石巻平野町地内建物		

	市ヶ谷ビル	1	市ヶ谷ビル
	旧バスターミナル	1	旧バスターミナル
	南大清水苗圃	1	南大清水苗圃
	選挙管理委員会倉庫	1	選挙管理委員会倉庫
	公舎	4	小鷹野公舎
			牛川町公舎
			東小鷹野公舎
			老松町公舎
	寮	1	井原寮
	計	429	

5. 平成30年度豊橋市行財政改革プラン2016取組状況報告書（令和元年9月公表）

当該報告書は「豊橋市行財政改革プラン2016」の進捗状況や達成度について、年度ごとに取りまとめ、公表するものである。

重点推進項目である「公共施設・インフラの最適化」については、施策評価は「○」とされている。これは「概ね成果があがっている」という評価である。また、施策評価を踏まえた総合評価及び外部評価は以下のとおりである。

重点推進項目	総合評価（内部評価）	外部評価 （外部検証委員会）
公共施設・インフラの最適化（施策6）	<p>施策の評価は「○」となり、個別施設計画の策定は概ね予定どおり進捗しています。</p> <p>取組としては、個別施設計画に基づいた施設の維持管理を着実に進めたほか、平成29年度に作成した豊橋市公共施設白書を用いて、公共施設の活用に関する地域意見交換会を開催しました。</p> <p>今後も公共施設・インフラのあり方について市民の意見を聞きながら、適正配置など最適化を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設やインフラ資産の更新の必要性とその財源確保の困難性について、職員及びできるだけ多くの市民に理解してもらう必要がある、そのための周知の方法を検討すべきである。 ・令和2年度までに個別施設計画の100%策定の目標を達成できるよう、しっかりと進捗管理を行う必要がある。また、持続可能な施設利用が確保されるよう、策定した計画の活用に関し今後より一層取り組む必要がある。

第3 豊橋市公共施設白書に基づく公共施設の現状

豊橋市が公表している「豊橋市公共施設白書」によれば、公共施設の現状は、以下のとおりである。

なお以下の記載におけるグラフや表は、豊橋市公共施設白書（平成30年3月）より抜粋している。

1. 公共施設の保有状況

延べ床面積の割合は学校教育施設（小中学校等）が全体の40.8%と最も多く、次いで、市営住宅が22.6%、行政系施設（市庁舎、消防署等）が12.3%、文化・社会教育系施設（市民館等）が9.5%、医療・保健福祉系施設（市民病院等）が8.8%となっている。

また施設数は、多い順に行政系施設、文化・社会教育系施設、学校教育系施設となっている。

図2-1-1 施設分類別（中分類）延床面積の割合

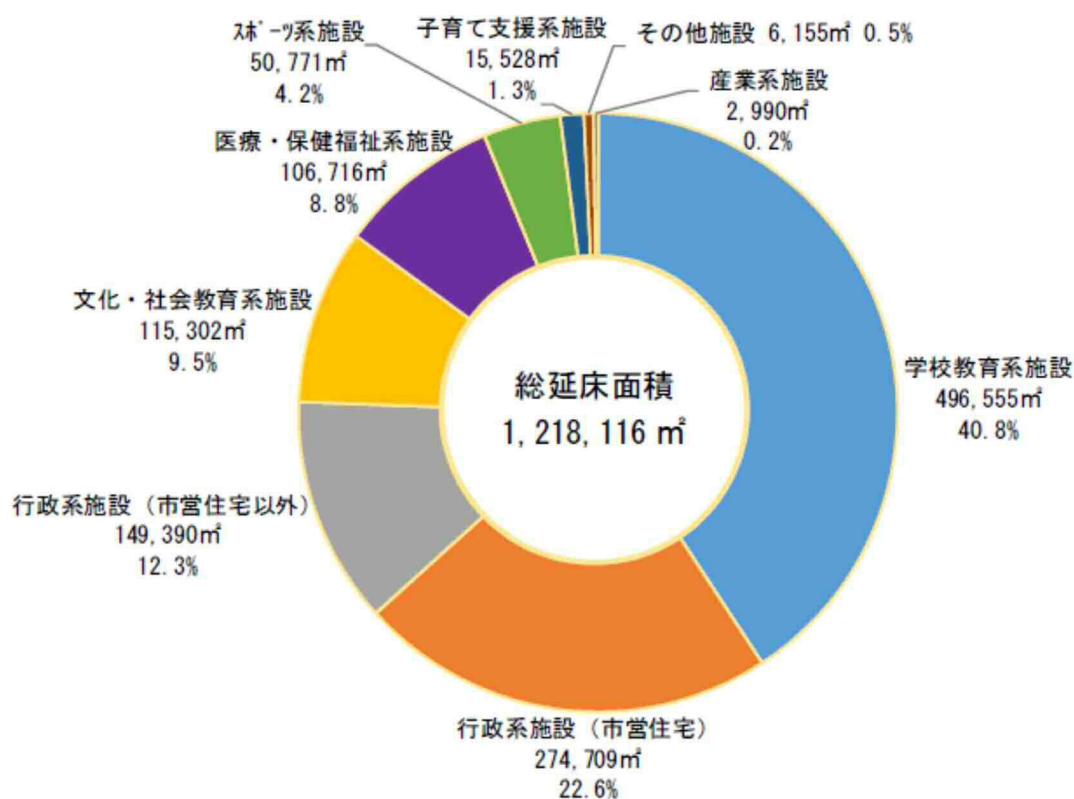
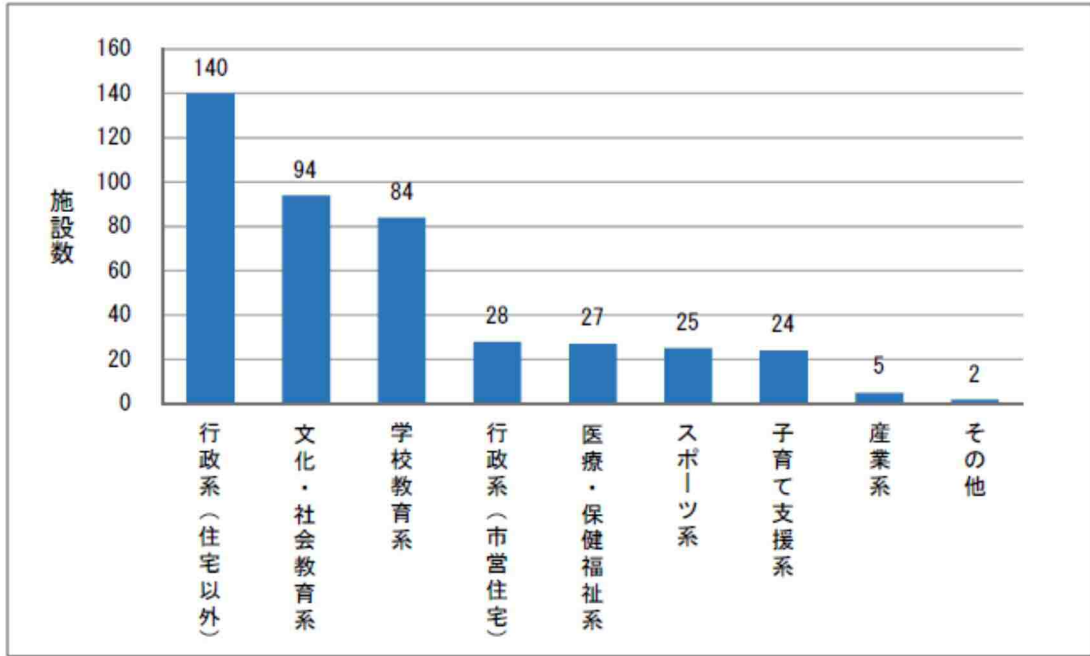


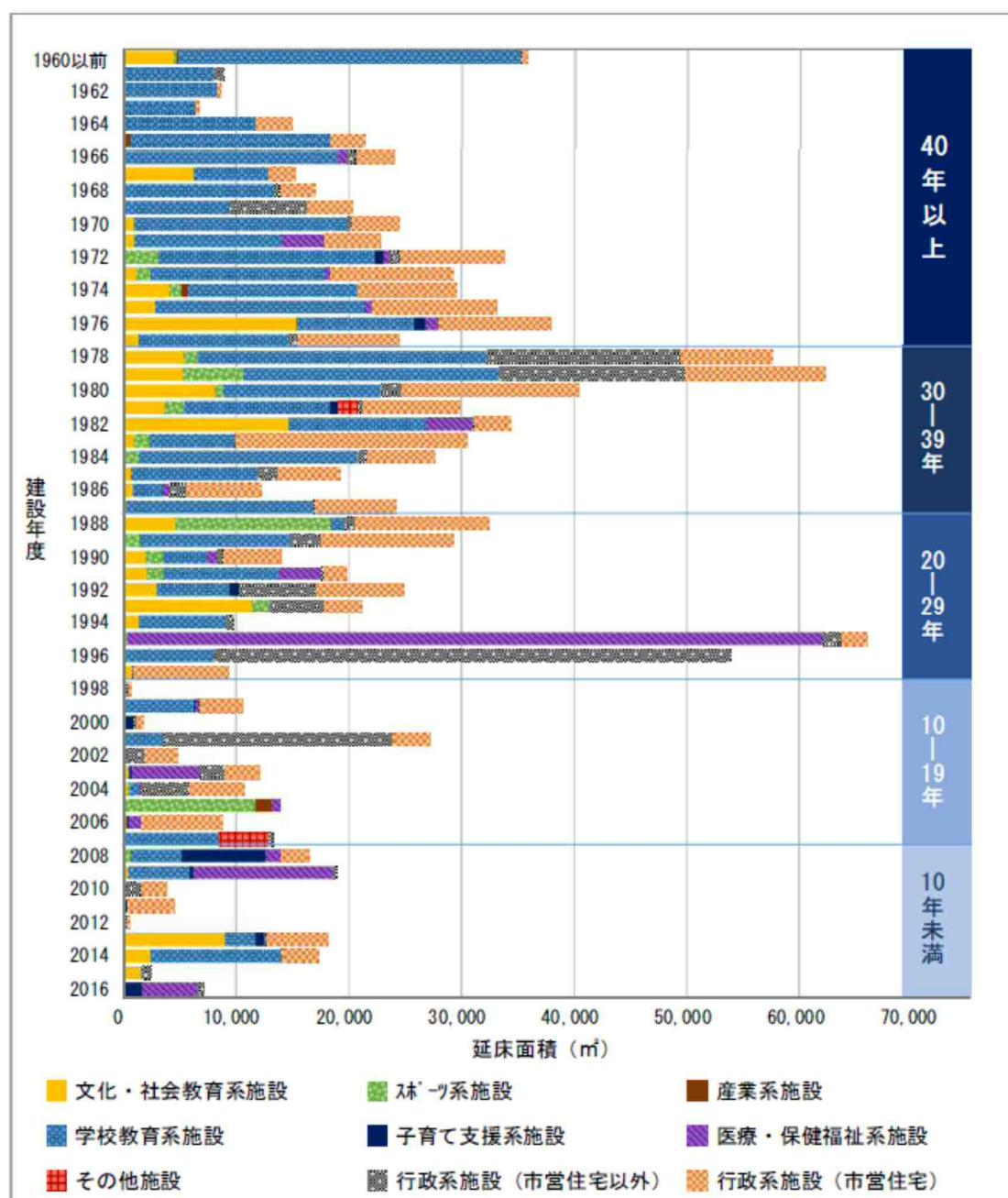
図 2 - 1 - 2 施設分類別（中分類）の施設数



2. 年度別の整備状況

現在の公共施設の多くは1960年代後半から1980年代前半にかけて建設されている。建設後40年以上経過している建物が多くなっており、今後は法定耐用年数47年を越える建物が増えていく。

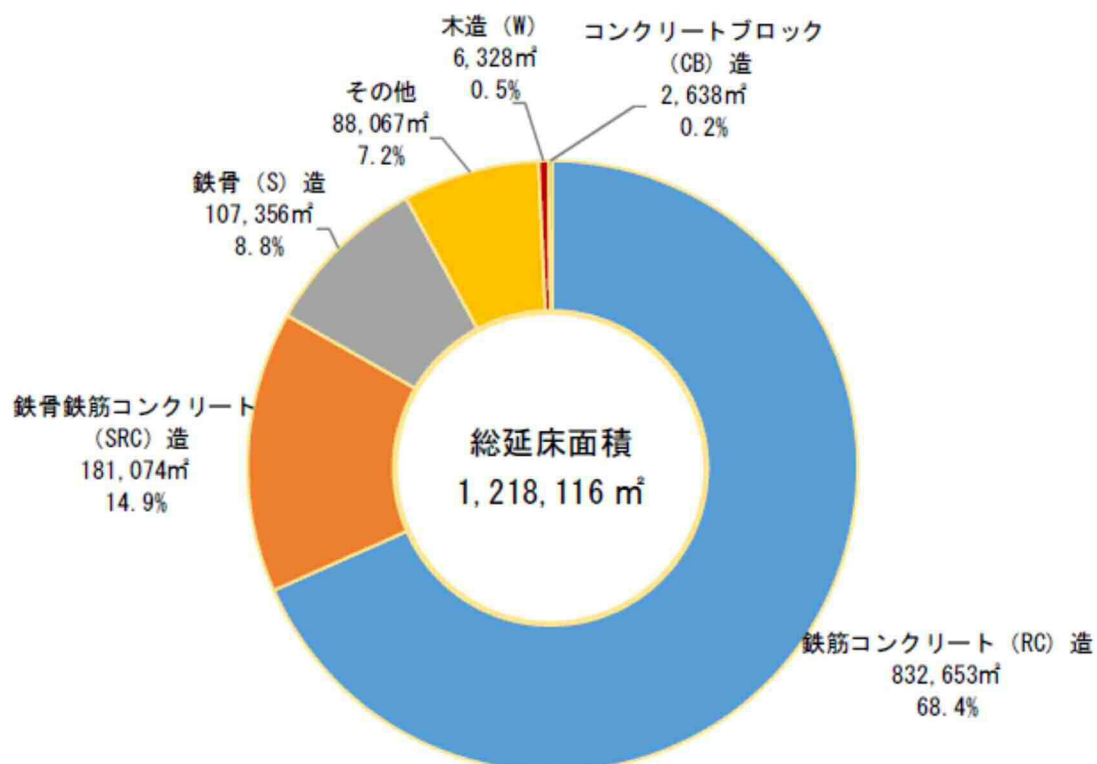
図2-2 建設年度別の延床面積



3. 建築物の構造

構造別延床面積の割合は、鉄筋コンクリート造が68.4%と大半を占めており、次いで、鉄骨鉄筋コンクリート造14.9%、鉄骨造8.8%となっている。

図 2 - 3 構造別延床面積の割合

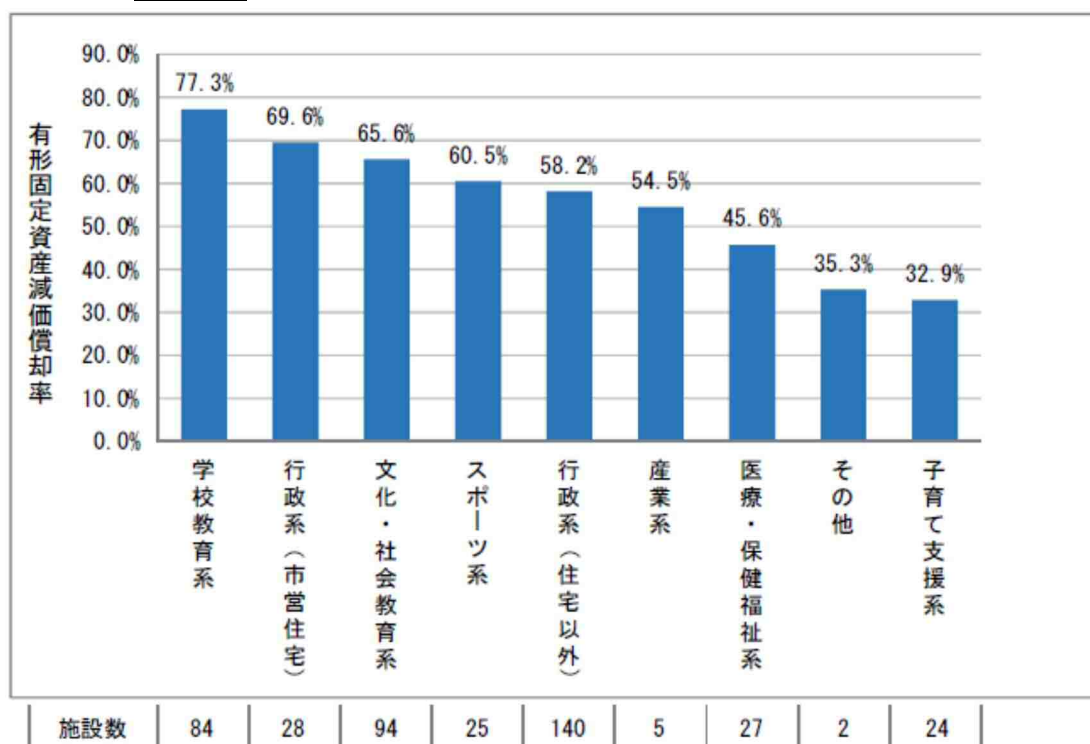


4. 有形固定資産減価償却率の状況

有形固定資産減価償却率とは、法定耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを割合で測るものである。この率は実際に使用可能な年数を測るものではない。

有形固定資産減価償却率は、学校教育系施設が最も高く他の施設と比べて老朽化が進んでいると考えられる。

図 2-4 施設分類別（中分類）の有形固定資産減価償却率



【注】有形固定資産のうち、建物分を算出しています。（工作物、物品を除く。）

(参考) 主な構造の耐用年数一覧

構造	事務所など	校舎、住宅など
鉄骨鉄筋コンクリート造	50年	47年
鉄筋コンクリート造		
鉄骨造	38年	34年
コンクリートブロック造	41年	38年
木造	24年	22年

5. バリアフリーの状況対応

一般的に公共施設は、2006年（平成18年）12月施行の「高齢者、障害者等の移動などの円滑化の促進に関する法律」（通称バリアフリー法※1）によって整備が推進されている。

豊橋市ではバリアフリー法で努力義務となっている既存の公共施設について改善などに合わせて順次整備を進めているとしている。

表 1-5 主な公共施設のバリアフリー対応状況一覧

中分類	施設名	スロープ	エレベーター	トイレ
文化・社会教育系施設	市民文化会館	△	○	△
	アイプラザ豊橋	○	○	○
	ライフポートとよはし (コンサートホール及び中ホール)	○	○	△
	穂の国とよはし芸術劇場	○	○	○
	中央図書館	△	○	△
	美術博物館	△	△	△
	自然史博物館	△	○	○
スポーツ系施設	総合体育館	△	○	△
	屋内プール・アイスアリーナ	○	○	○
学校教育系施設	くすのき特別支援学校	○	○	○
子育て支援系施設	こども未来館	○	○	○
医療・保健福祉系施設	市民病院	△	○	○
	保健所・保健センター	○	○	○
	総合福祉センター	○	○	○
	総合老人ホームつつじ荘	△	○	△

- ・項目ごと基準を満たす場合「○」、一部満たす場合「△」としています。
スロープ：段差を解消するためのスロープの設置、手すりの有無など
エレベーター：人が利用できるエレベーターの有無、広さの確保など
トイレ：車いす対応トイレや水洗器具（オストメイト対応）の設置

※1 バリアフリー法…高齢者や身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築の促進を図ることを目的として1994年（平成6年）に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（通称：ハートビル法）が制定され、2003年（平成15年）の改正により、一定規模（2,000㎡を想定）以上の公共施設（特別特定建築物）の新築等をする際は、バリアフリー対応に係る基準に適合することが義務づけられました。現在のバリアフリー法は、2006年（平成18年）12月にハートビル法と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が統合・拡充されたものです。

6. 耐震化の状況

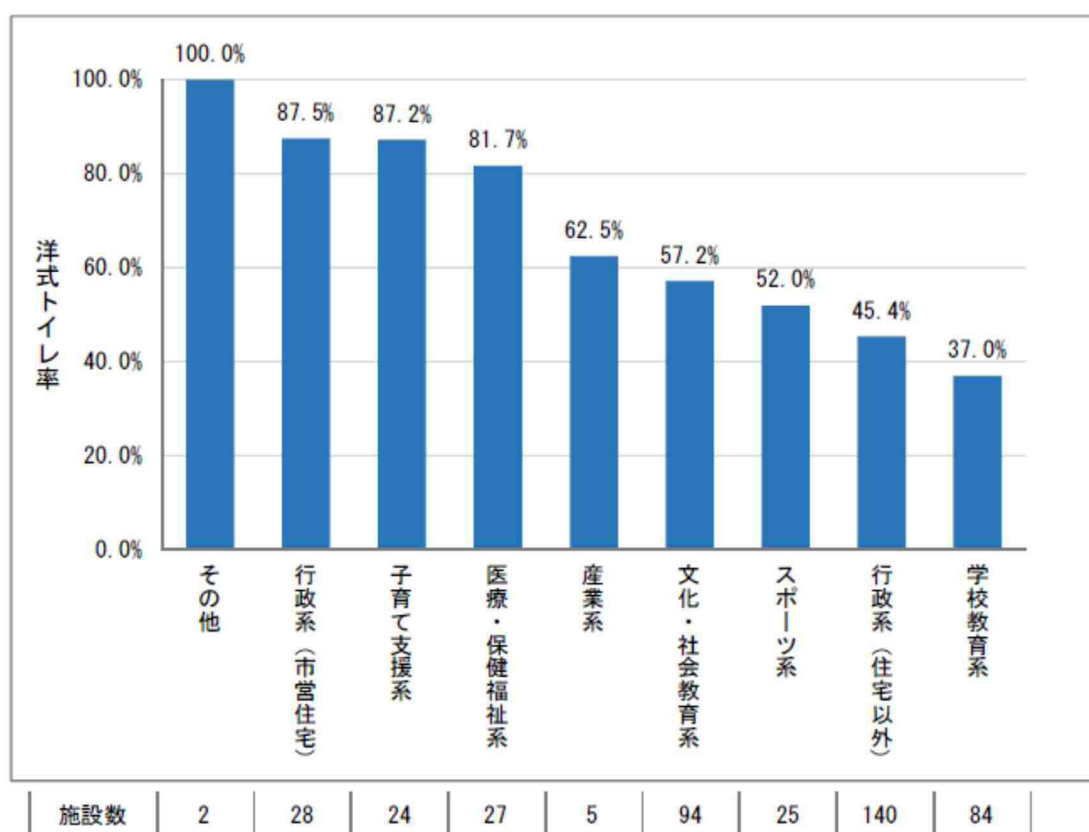
現在の新耐震基準は、1981年（昭和56年）6月の建築基準法改正により定められた。豊橋市では、建築基準法改正前の建物について新耐震基準に適合するよう耐震工事を実施しており、構造躯体の耐震化は既に完了している。

7. トイレの整備状況

多目的トイレの設置や和式便器の洋式化など使いやすいトイレの整備を施設の改修等に合わせて実施している。

洋式トイレ率は、全施設の平均が61.8%で、市営住宅や子育て支援系施設（保育園等）が高くなっており、学校教育系施設（小中学校等）が最も低くなっている。

図 2-7 施設分類別（中分類）の洋式トイレ率



【注】洋式トイレには、多目的トイレを含みます。

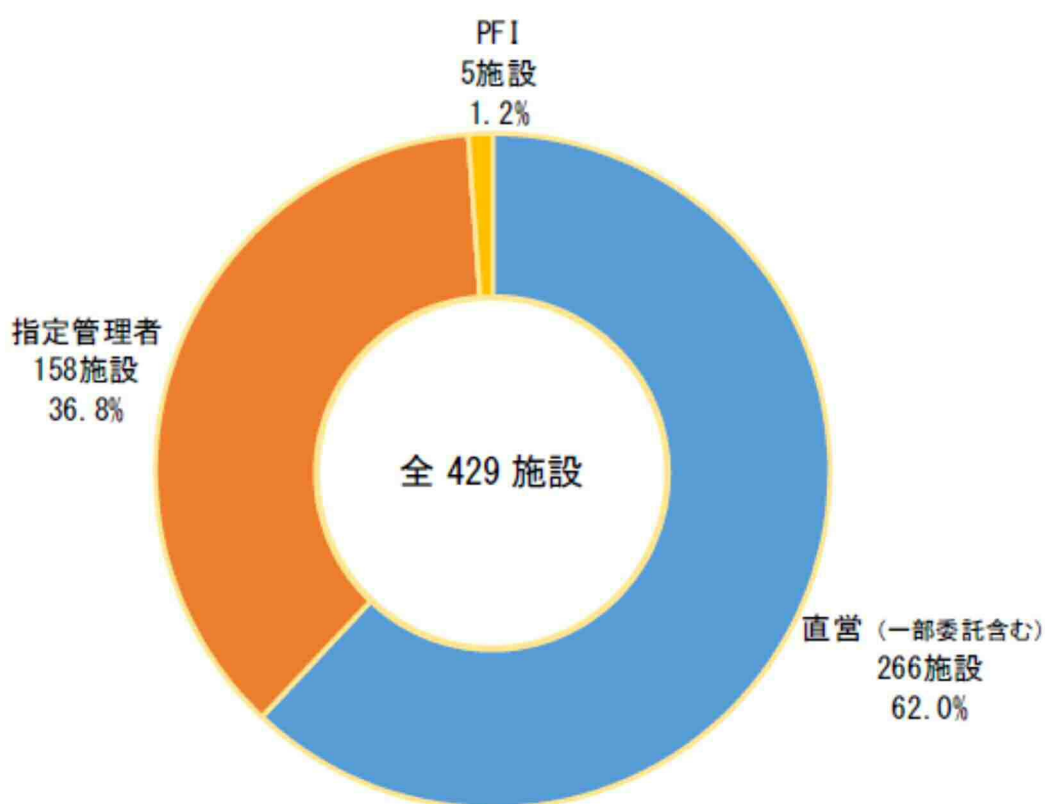
8. 管理運営の状況

公共施設の管理運営は、サービスの向上や効率的な施設運営が図られるよう指定管理者制度※1やPFI手法※2の活用を推進している。

施設全体では、指定管理者制度導入施設が36.8%、PFIが1.2%となっている。

なお直営（一部委託含む）には、小中学校（74施設）や消防団器具庫・詰所（79施設）等の施設が含まれている。

図 2 - 8 運営形態の割合



※1 指定管理者制度…公の施設の運営に民間ノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に、管理権限を指定を受けた者に委任する制度です。

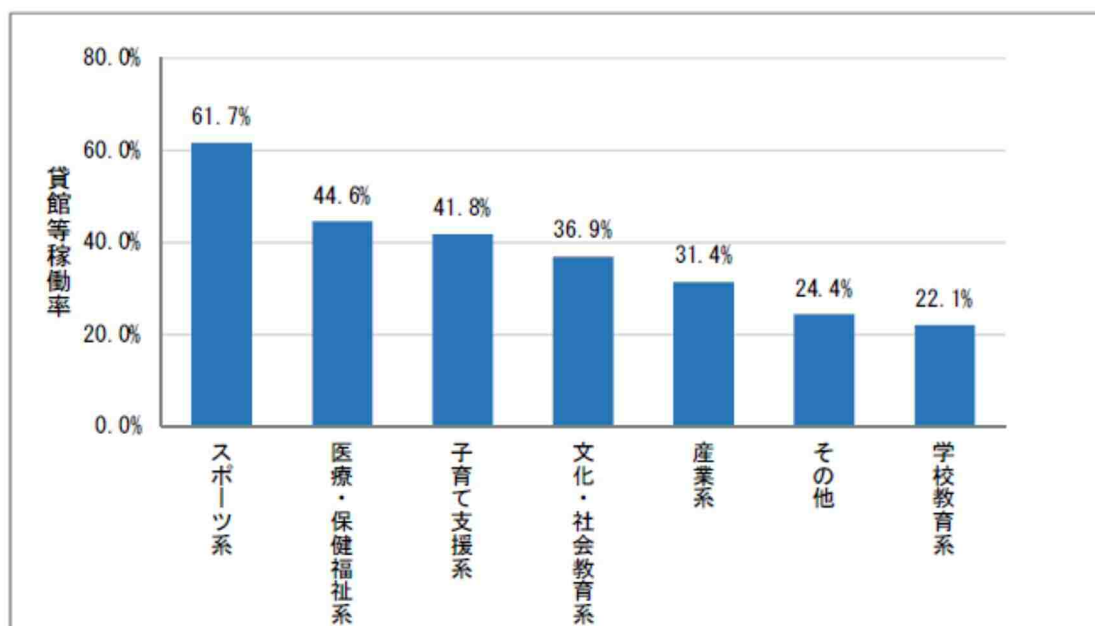
※2 PFI手法…Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間部門の持つ経営ノウハウや資金を活用することで、低廉かつ良質な公共サービスを提供することを目的とした事業手法です。

9. 貸館等稼働率の状況

公共施設には会議室などを貸出している施設（以下「貸館等」という。）があり、貸館等稼働率はその利用状況を割合で表している。

平成28年度の平均貸館等稼働率※1は、スポーツ系施設が61.7%と特に高くなっている。

図2-9 施設分類別（中分類）の平均貸館等稼働率【H28】



（参考）貸館等稼働率の算出施設

中分類	施設
スポーツ系	市民球技場、陸上競技場、豊橋球場、東田球場、市民球場、武道館、総合体育館、各地区体育館、トレーニングセンター
医療・保健福祉系	総合福祉センター、障害者福祉会館、各地域福祉センター、各老人福祉センター、各老人憩の家、各高齢者活動センター
子育て支援系	こども未来館
文化・社会教育系	各校区市民館、各地区市民館、公会堂、市民文化会館、アイプラザ豊橋、ライフポートとよはし（ホール）、穂の国とよはし芸術劇場、西川芸能練習場、三の丸会館、視聴覚教育センター、男女共同参画センター、市民センター、青少年センター
産業系	労働会館、勤労青少年ホーム
その他	職員会館
学校教育系	少年自然の家、野外教育センター、教育会館

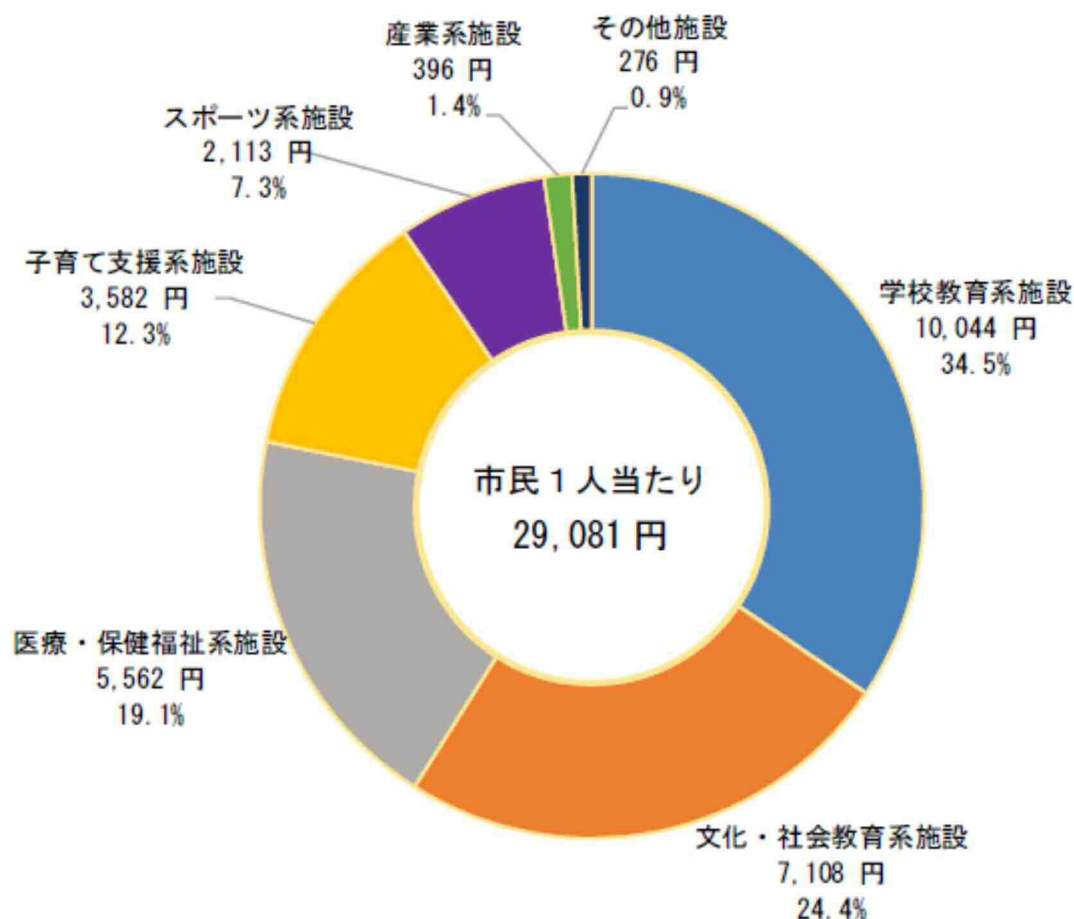
※1 貸館等稼働率…会議室などの貸出単位や貸出時間帯に応じた年間の「貸出可能コマ数」に対する、年間の利用実績「利用コマ数」の割合です。

10. 施設行政コスト（市民1人当たり）の状況

施設行政コスト※1は、市民からの税金等で賄われている施設運営に必要な経費を計算したもので、非現金コストである建物の減価償却費※2を含んでいる。

平成28年度の市民利用系施設の市民1人当たり施設行政コストは学校教育系施設が10,044円と最も高く、次いで文化・社会教育系施設が7,108円、医療・保健福祉系施設が5,562円となっており、全施設の合計が29,081円となっている。

図2-10 市民利用系施設・施設分類別（中分類）
市民1人当たり施設行政コスト【H28】



※1 施設行政コスト…一会計期間の支出から使用料などの収入を除いた収支の差額に建物の減価償却費を加えたもので、【支出（投資的経費除く）】－【収入（投資的経費に対する国県補助金等除く）】＋【減価償却費】により計算しています。

※2 減価償却費…資産の取得価額を法定耐用年数で定期的に配分した費用。本市では建物の再取得価額を建設当時の取得価額として減価償却費を計算しています。

第4 監査の指摘及び意見のまとめ

(1) 今回の監査対象と分類方法

今回の監査では、「第2 豊橋市における公の施設の管理運営に関する主な取り組み」の「4. 豊橋市公共施設白書（平成30年3月公表）」に記載の豊橋市の公共施設等の中から以下の基準に従って、対象施設を選定した。

- ① 不特定多数の市民が利用する施設
【想定される論点】 受益者負担の適正化、防災対応
- ② 規模が大きい施設（延床面積が広い施設）
【想定される論点】 施設の有効活用、固定資産管理
- ③ 2012年度以前に建設されている施設
【想定される論点】 施設の老朽化への対応（修繕計画）

上記の結果、選定されたのは、以下の13施設である。

No	施設名	現地往査日
1	アイプラザ豊橋	9月20日
2	ライフポート豊橋	9月19日
3	豊橋市民文化会館	9月19日
4	豊橋市民球場	8月23日
5	屋内プール・アイスアリーナ	8月27日
6	総合体育館	8月27日
7	中央図書館	9月11日
8	総合福祉センター	10月24日
9	こども未来館	8月30日
10	豊橋市資源化センター余熱利用施設	10月1日
11	自然史博物館	9月3日

12	美術博物館	10月10日
13	視聴覚教育センター	9月4日

上記施設に関して、「第1 外部監査の概要 7. 外部監査の方法」に記載に準拠し、所管部課に対し、ヒアリングを実施し、上記往査日に各施設に往査して監査を実施した。

(2) 監査の結果

今回の監査において、検出された指摘は62件、意見は30件である。総括意見及び個別意見についての各指摘及び意見についての一覧は「第5 外部監査の結果」のそれぞれの冒頭に記載した。詳細な内容はそれぞれの記載頁を参照されたい。

第5 外部監査の結果

I 総括的事項

総括的事項について抽出した指摘及び意見は以下のとおりである。
各指摘及び意見の詳細な内容は下記記載ページを参照されたい。

No.	件名	指摘もしくは意見	記載頁
1	1. 受益者負担に関する情報開示について	指摘1	28
2	2. 使用料の決定方法について (1) 受益者負担に基づく使用料金設定手続について	指摘2	33
3	(2) 使用料決定における責任部署の役割について	指摘3	33
4	3. 各施設の修繕計画と豊橋市の方針との整合性について	個別意見参照	34
5	4. 平成23年度包括外部監査からの改善状況について	意見1	40
6	5. 各施設の一層の活用について	意見2	41
7	6. 指定管理制度の導入について	なし	42
8	7. 指定管理者交代時の引継手続について	意見3	46
9	8. ホームページにおける多言語対応について	意見4	46

1. 受益者負担に関する情報開示について（指摘1）

使用料とは、地方自治法第225条によれば行政財産の目的外使用または公の施設の利用について、地方公共団体が利用者から徴収する対価をいい、豊橋市では、使用料について概ね5年を目途に見直しを実施している。

平成29年度の見直しにあたって、将来に亘って適正な公共施設の運営を図るため、施設利用の現状における課題等を整理するとともに、学識経験者で構成された「豊橋市公共施設のあり方検討委員会」からの意見書の提出を平成29年12月20日付で受けている。


上記意見書では、将来の人口減少による財政悪化が予想される中で「維持管理・更新コストの縮減や、施設利用率の向上とともに、施設利用のコストを具体的に説明して、施設利用者の理解を得たうえで、適正な使用料を負担していただくことが必要となります。」として、使用料見直しの方向性について以下の意見が述べられている。

(意見)

- 使用料の見直しに当たっては、施設利用により利益を受ける「受益者」がそのコストを負担する「受益者負担の原則」を基本的な考え方とすべきです。
- 使用料の算定に当たっては、将来の維持管理・更新コストを考慮し、減価償却費などを使用料原価に含めることも検討すべきです。
- 使用料の見直しにおいては、利用人数、施設稼働率への影響を考慮するとともに、利用者負担への急激な増加を踏まえた激変緩和処置なども、併せて検討すべきです。その際には、中核市や県内市町村の状況などを参考にすることで説得力が増すものと考えられます。

上記意見を受けて見直しを行った結果、平成30年4月に豊橋市の方針として公表された「使用料等の見直しについて」では、「受益者負担の適正化、増加する施設コストへの対応、施設稼働率の向上等の観点から検証を行い、一部施設の使用料等について改定を実施することにしました。」としている。その際に施設の性質別負担割合を次図のとおり設定している。

【施設の性質別負担割合】

 非市場的 (公益的)	A	<50%> [教育施設] 野外教育センター、 少年自然の家、 青少年センター [その他の施設] 二川宿本陣資料館、 総合動植物公園	<25%>	<0%> 道路、河川、 小中学校(学校開放除く)、 図書館(貸室除く)、 交通児童館、 老人福祉センター、 斎場(火葬料金等別途)
	B	<75%> ※ [文化施設] [スポーツ施設] [福祉施設] [授業料] [その他の施設]	<50%> [コミュニティ施設] 市民センター、 地区市民館、 校区市民館	<25%> 斎場 (白ヶ池会館の待合等利用)
	C	<100%> 公共駐車場、 市営墓地、市営住宅	<75%>	<50%>
		III 選択的	II 中間	I 必需的
		選択的 ←————— 生活上の必要性 —————→ 必需的		

※[文化施設]

市民文化会館、公会堂、三の丸会館、西川芸能練習場、穂の国とよはし芸術劇場、アイブラザ豊橋、
ライフポート(コンサートホール・中ホール、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館)

[スポーツ施設]

屋内プール・アイスアリーナ、グリーンスポーツセンター、トレーニングセンター、岩田総合球技場、
総合運動場、武道館、総合体育館、地区体育館、万場調整池庭球場

[福祉施設](障害者等福祉関係者以外の会議室等の利用)

総合福祉センター、障害者福祉会館、更生保護会館

[授業料]

看護専門学校、豊橋市立高等学校、家政高等専修学校

[その他の施設]

こども未来館、保健所・保健センター、りすば豊橋、職業訓練センター、視聴覚センター、
図書館(会議室)、美術博物館、自然史博物館

出所：豊橋市ホームページ「使用料等の見直しについて」(平成30年4月)より抜粋

また、現在の使用料の見直し前であるが、平成28年度の収支状況が以下のとおり記載されている。

○主な受益者負担の状況（平成28年度）

区分	施設名称	施設コスト (千円)	性質別 負担 割合	受益者負担額 (千円)	使用料収入 (減免額を含む) (千円)	収支不足額 (千円)
		(E)	(F)	(G)=(E)×(F)	(H)	(H)-(G)
文化	市民文化会館	39,093	75%	29,320	21,800	△7,520
	公会堂	22,934	75%	17,201	8,756	△8,445
	穂の国とよはし芸術劇場	76,186	75%	57,140	62,490	5,350
スポーツ	岩田総合球技場	49,325	75%	36,994	10,667	△26,327
	地区体育館(10館)	80,177	75%	60,133	25,163	△34,970
	総合体育館	116,600	75%	87,450	51,281	△36,169
コミュニティ	校区市民館(50館)	128,169	50%	64,085	10,051	△54,034
	地区市民館(22館)	163,879	50%	81,940	25,354	△56,586
	市民センター	33,727	50%	16,864	7,184	△9,680
教育	青少年センター	40,446	50%	20,223	1,852	△18,371
	野外教育センター	13,212	50%	6,606	185	△6,421
その他	二川宿本陣資料館	77,026	50%	38,513	16,902	△21,611
	りすば豊橋	123,652	75%	92,739	72,960	△19,779
	プラネタリウム	22,979	75%	17,234	4,243	△12,991

出所：豊橋市ホームページ「使用料等の見直しについて」（平成30年4月）より抜粋

上記のとおり、受益者負担の情報が開示されているが、現状の情報開示には以下のように不十分な点が認められる。

- ・開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載しており、全施設を網羅していない。
- ・上記のとおり、開示されている施設のほとんど全てにおいて、実際の使用料収入が想定された受益者負担額を下回っており、収支不足となっているが、その原因についての分析や説明が記載されていない。
- ・平成28年度以降の受益者負担の状況は開示されていない。
- ・令和元年において使用料の見直しをどのように行うのか、例えば、改定の要否についての方針の説明がなされておらず、市民への説明が十分ではない。

受益者に適正な使用料の負担を求めなければ、収支不足を一般の税金で賄うことになる。そのため、必要に応じて使用料の値上げについても検討しなければならないが、そのためには受益者負担の状況について市民に情報を開示し、理解を求めることが必要になる。公の施設の使用料は、利用者たる市民への影響が大きく、改定に際しては公の施設の現状については市民に十分な情報を開示し説明すべきである。

2. 使用料の決定方法について

今回の包括外部監査を実施するにあたり、受益者負担の適正化を踏まえた使用料の決定が実際にはどのように行われているかを調査するため、監査対象として抽出した13施設の所管部課に対し、施設の使用料等についてアンケートを実施した。アンケートを実施した項目は以下のとおりである。

【アンケート実施項目について】

No.	アンケート項目	調査目的
1	平成28～30年度における使用料等の料金体系及び実際の使用料等の総額	増減状況の確認
2	各有料施設につきまして現行の料金体系はいつから採用されているか	通常であれば平成30年4月が改定期だがそれ以外の時期があるかの確認
3	上記2の決定方法について。また、決定時の資料についての提示	使用料等はどのような方針で決定されているか及びその根拠の確認
4	次回の改定期について	原則どおり5年単位かもしくは個別に設定しているものがないかの確認
5	施設における受益者負担割合と実際の負担額、負担状況を比較している資料	受益者負担の適正化の観点がどのように反映されているか把握
6	現状認識している近隣類似施設もしくは他に注視している施設また、その施設と使用料等を比較検討している資料	どのような施設情報を参考に行っているかの把握

上記アンケートに対する、各施設の所管部課の回答には、料金決定に関して

「全庁的に見直しの指示による」や「消費税率の引上げに対応した」等の記載が見られた。アンケート結果からすると、所管部課においては受益者負担等を踏まえた料金の改定について主体的に決定しているという認識に乏しい印象を受けた。また、類似施設等との比較も特段の意図をもって行われていなかった。

アンケート結果によれば、料金の決定については財政課が行っているとの回答も見られたため、財政課に対するヒアリングを実施した。その結果、財政課からは以下のような回答があった。

- ・料金の急激な値上による激変緩和のため上限を150%とすることは市の統一的な考え方として設定している。
- ・料金改定のタイミングに合わせて、所管部課に働きかけを行ったり、近隣類似施設に関する情報等の提供をお願いしている。
- ・しかし、最終的な決定は所管部課の責任において行っていると認識している。

このように各施設の所管部課と財政課の認識には違いがある。適切な負担割合になっているかモニタリングし、それを次回の使用料の見直しにつなげるためには改善が必要と考えられるため、以下の検討を行うべきである。

(1) 受益者負担に基づく使用料設定手続について（指摘2）

現行の使用料に基づいた使用料収入や収支不足額を毎年度把握し、想定された受益者負担額と乖離がある場合には、各施設の所管部課においてその要因について分析し、使用料の決定に反映するとともに、その内容を文書化すべきである。こうした毎年度の分析の結果を次回の使用料改定に反映させるという、いわゆるPDCAサイクルを確立する必要がある。

(2) 使用料決定における責任部署の役割について（指摘3）

上記のとおり、各施設の所管部課と財政課の認識には不一致があるが、使用料の見直しについては本来施設管理者である所管部課が説明責任を負うべきである。各所管部課は使用料の見直しについて主体的に検討し、収支不足が発生する場合にはどのように対応していくか意思決定する必要がある。

3. 各施設の修繕計画と豊橋市の方針との整合性について

(1) 豊橋市の方針

現在豊橋市では、公の施設の最適な維持更新を行うため施設保全計画を策定している。この目的について平成25年9月に公表された「施設保全計画の考え方」（以下「考え方」と略す。）において以下のとおり述べられている。

現下の厳しい財政状況や今後見込まれる大量の建替え需要を踏まえ、全市的な立場から計画的に最適な維持更新を行うため、平成23年10月に公共施設等の有効かつ効率的な活用、将来に渡る負担軽減と利用満足度の向上を目的とした「豊橋市ファシリティマネジメント推進基本方針」を策定し、市有資産の適正化のため計画的、効率的な施設保全を実施することとしています。

一般的に建築物は、時間の経過とともに老朽化や劣化が進行するため、良好な状態を維持するには、適切な時期に必要な修繕等を行うことが求められます。そこで、計画的な施設保全により市の所有する建築物の長寿命化を図るとともに財政負担の軽減を行い、さらに環境負荷の低減に配慮し省エネ化・省資源化の推進を図るため施設保全計画を策定します。

「考え方」によれば施設保全計画は、これまでの「不具合・故障が生じた後に修繕する」という事後保全的な維持管理を「不具合・故障が生じる前に修繕・更新する」という予防保全的な維持管理への視点に認識の転換を図るとともに、さらに「時代のニーズ」や「劣化」等に対応するための改良保全を含め、全庁的・中長期的観点から計画的な保全を行う施設保全計画として以下の基本方針に基づき策定するものとしている。

【基本方針】

○施設の性能維持と安全性確保

- ・適切な予防保全を行い、突発的な故障や不具合による利用停止等の防止を図ります。
- ・建築物の定期点検や予防保全を行うことにより早期劣化の防止を図ります。

○施設の機能向上と環境負荷の低減

- ・社会情勢の変化・利用者ニーズ及び利用形態の変化等を勘案し、築30年を経過した建築物については大規模改修（リニューアル）を実施しま

す。

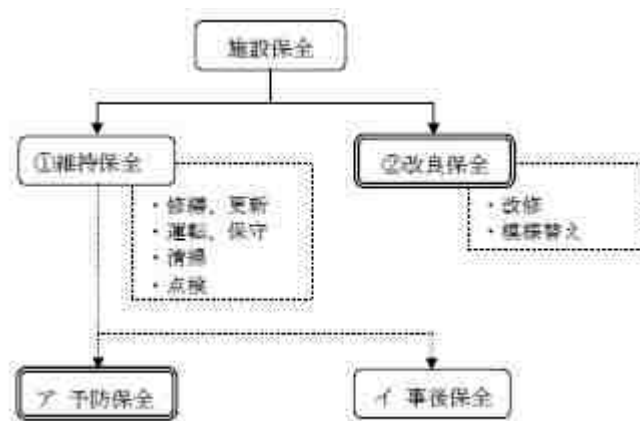
- ・建築物の省エネ化や自然エネルギーの導入等により環境負荷の低減を図ります。

○施設保全に係るコストの最適化

- ・保全工事の実施時期を定めることにより、小規模修繕工事を予防保全工事と同時に行うことで事業コストの縮減を図り、財政支出の抑制を図ります。

ここでいう豊橋市の施設保全について、その内容は次図のとおりである。

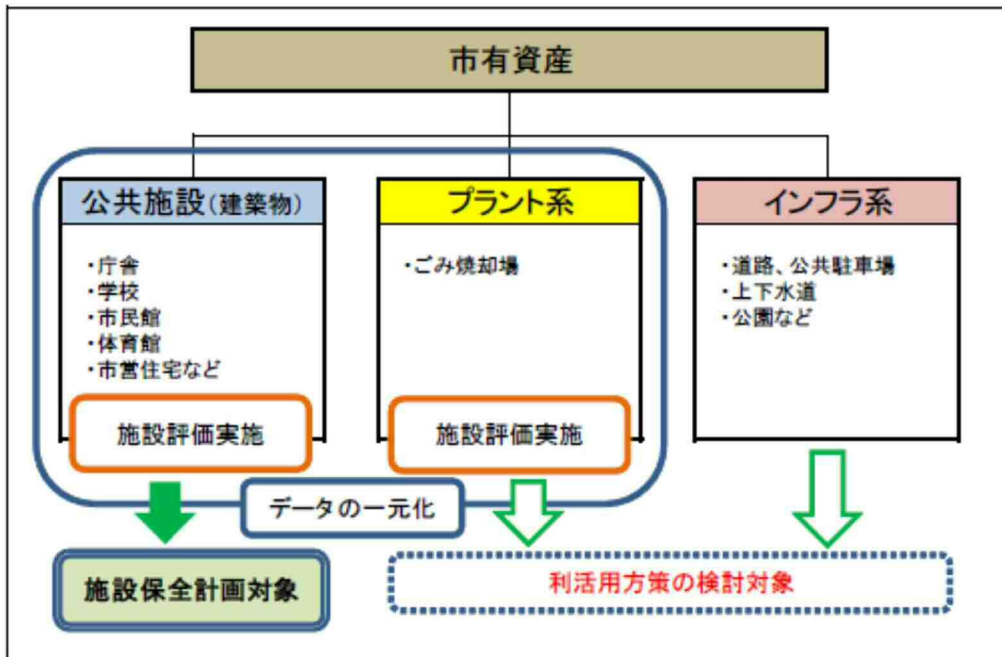
【施設保全の内容】



上図において施設保全には、その意図するところにより、建設当初の性能・機能を維持するために行う「維持保全」と時代に応じて変化する要求性能等に対応している「改良保全」に分類している。

なお、「考え方」における市有資産の分類については下図のとおりである。

【市有資産の分類】

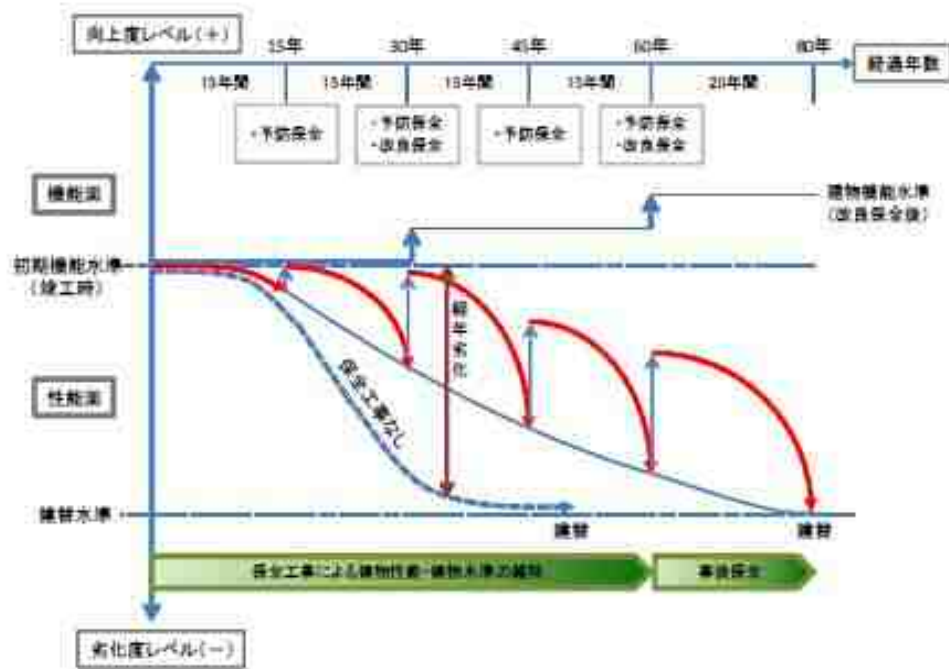


上図では「市有資産の分類」における「公共施設（建築物）」に該当する施設及び新規取得施設を対象施設としている。

また、目標耐用年数と保全周期については、以下の考え方によっている。

建築物は定期的な防水工事や外壁工事の他、機械設備等の更新を行っても、一定の時期を迎えると大規模改修工事が必要となります。そこで、予防保全と改良保全を周期的に行う施設保全計画とし、構造体の性能から目標耐用年数を『日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」』により80年とします。

【施設保全の工事周期イメージ図（目標耐用年数80年）】

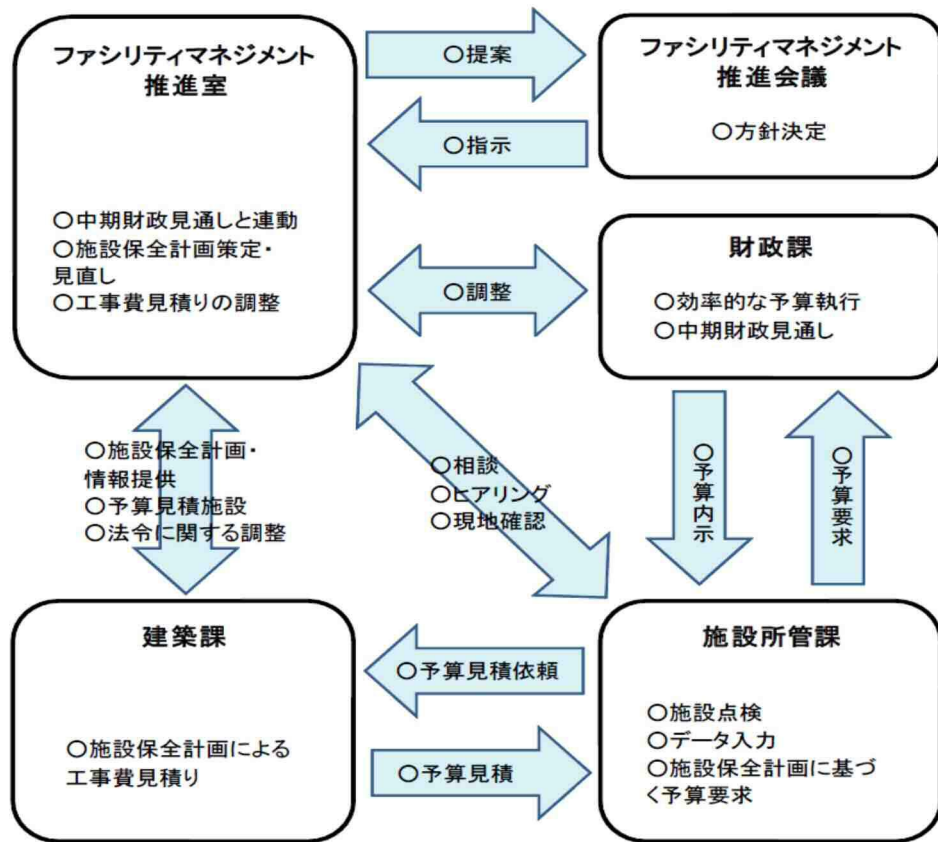


保全を行う周期については、予防保全は中期的に15年ごととし、改良保全は長期的に30年ごととし、予防保全と併せた大規模改修を実施することとしている。

(2) 各施設の維持保全計画の策定について

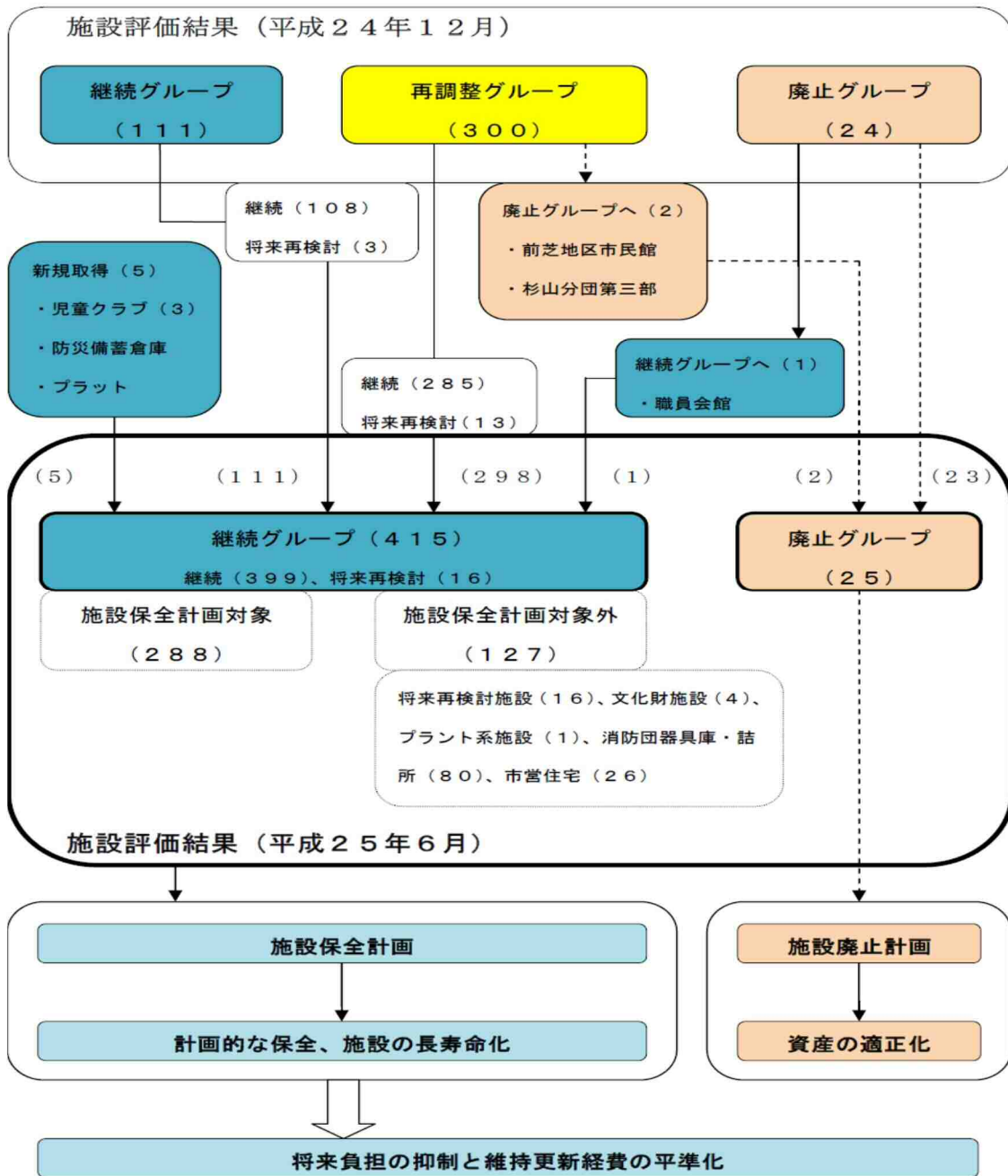
「考え方」では施設保全に関する費用について次図の各課の連携によることとされている。なお、図中のファシリティマネジメント推進室は現在では財務部資産経営課となっている。

【連携のイメージ図】



「考え方」によれば、上図における施設所管課の役割は、計画に基づく予算要求等、各部門と調整を行うことで計画を推進し、事業費の確保や効率的な予算執行に努め、施設保全計画に基づき保全を計画的かつ効率的に行うため、施設所管課が定期的に施設点検を実施し、改修履歴や点検結果を施設データに反映することで建築物の状況を把握することとされている。

この「施設評価結果」と前述の施設保全計画との関係は次図のとおりである。



出所：「施設評価について（平成25年9月）5 施設評価結果と施設保全計画について」より

「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類された施設については、施設保全計画の対象とはされていない。しかし施設の老朽化も進んでいるため、今後も運営を継続していくためには、多額の修繕費用が必要となるが、施設保全計画の対象でなければ、各施設において、必要な維持保全についての計画が別途必要になる。

しかし、今回の監査において、監査対象となった各施設でヒアリングした

ところ、平成 24 年に市により実施された「施設評価結果」において、「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類されている施設について、維持保全に必要な修繕等についての計画が作成されていない施設が認められた。「施設評価結果」の検討結果の如何によらず、安全面等で施設保全に必要な修繕は実施しなければならないため、各施設の所管部課においては維持保全に関して計画の策定が望ましい。詳細は「Ⅱ 個別施設に関する事項」の該当箇所を参照されたい。

4. 平成 23 年度包括外部監査からの改善状況について（意見 1）

「平成 23 年度包括外部監査の結果報告書（公の施設の管理・運営等について）」の 22 ページにおいて以下のとおり意見が述べられている。

c 地下資源館・視聴覚教育センターと自然史博物館の今後について
（略）一方、自然史博物館については開館が昭和 63 年であり、開館後は施設の充実や拡大など投資が継続的に行われ、今後も新世代の展示室リニューアル計画など、継続的な投資が予定されている。地下資源館については、今後の施設のあり方の再検討を行うとともに、（中略）視聴覚教育センター及び自然史博物館を含めた 3 施設について、各施設の役割分担を明確にし、相乗効果が見込まれるような施設運営等について検討することが望まれる。

上記意見に対して豊橋市の措置等の内容は以下のとおりである。

地下資源館は動植物公園リニューアルと自然史博物館の整備計画と整合性を図りながら、今後の在り方を検討していく。
また、科学教育の推進にあつては、自然史博物館は地学・生物分野、地下資源館・視聴覚教育センターは物理・科学・天文分野を担当することによって、自然科学に関連する事業を広く展開している。各施設とも担当分野の事業を充実させつつ、全体で科学教育の推進につながる関連事業も年間計画の中に組み込んでいるところである。

上記に関連して「豊橋市教育振興基本計画【改訂版】」（平成 28 年度～32 年度）の「アクションプラン」においては以下のとおり明示されている。

基本政策 6 科学教育の振興

プラン 6-2 二川地域の社会教育施設との連携による科学教育事業の推進

自然科学を一体的に学ぶことができるように、自然史博物館・地下資源

館・視聴覚教育センター、動植物公園が連携を強化する必要があります。

また、科学・文化を学ぶことができる生涯学習の拠点地区を目指し、二川地域の社会教育施設と連携する必要があります。

- ① 自然史博物館・地下資源館・視聴覚教育センター、動植物公園が連携して行う科学教育プログラムの開発
- ② 二川地区の社会教育施設をめぐる「二川ぐるっとスタンプラリー」の実施
- ③ 大学や企業等との連携による博物館資料の収集・調査研究等の推進

今回監査対象とした自然史博物館及び視聴覚教育センター（地下資源館併設）において確認したところ、①について少なくとも自然史博物館と視聴覚教育センターとの連携等相乗効果が見込まれるような施設運営等については、特段の対応がとられているとは認められなかった。

少なくとも、指摘事項に対する対応であれば、具体的な実施内容、例えば会議等の開催であれば議事録の作成等、いわゆる「見える化」を図るべきである。

所管部課においては、「豊橋市教育振興基本計画【改訂版】」の成果について、明確にする時期にきており、措置等に対する具体的な対応とその結果得られた成果について検討されたい。

5. 各施設の一層の活用について（意見2）

「1. 受益者負担に関する情報開示について」で記載したとおり、収支状況のより一層の改善を目指すのは当然であるが、加えて公の施設である以上、稼働状況を改善し、より一層の活用を図ることが望ましい。

公の施設の場合、各施設の目的に応じて主な利用者が特定されており、その目的に沿って施設が活用されるべきであることは言うまでもない。しかし、当初の目的にこだわった結果、施設の稼働が低い状態が継続するとすれば、市の施設が十分に活用されないことになる。よって、目的に沿った利用の促進を十分に図った上で、それでもなお施設に空きが生じる場合には、当初の目的とは異なる目的においても利用を許可することが考えられる。もちろん当初の目的による利用を優先することが前提であるが、そもそも施設が利用されなければ何ら市民に便益を与えず、また使用料も発生しないことになる。このため公共施設の有効活用の観点からは異なる目的による利用を限定的に可能とすることが有効と考える。

よって、今後は、各施設単位でなく市全体で施設利用目的に適った利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、

施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、様々な利用方法を検討することが望ましい。また、各施設を有効活用する方法について、検討した結果については、市全体で情報共有することが望まれる。

6. 指定管理者制度の導入について

豊橋市では、指定管理者制度導入に際し、「指定管理者制度導入に関する基本方針」を定め、公の施設について「道路法、河川法、学校教育法等の個別の法令で指定管理者制度が導入できない施設を除いた全ての施設について統一的な視点に立った検討を行い、整理すべき課題を精査した上で、導入可能な施設から順次、指定管理者制度を導入する。」とし、その基本的考え方としては「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、直営で管理するよりも、民間のノウハウが活用でき、市民が享受する公共的施設利用にかかるサービスの更なる向上と施設の管理運営コストの削減が達成できると判断した場合は、指定管理者制度へ移行する。」と定めている。直営か指定管理者制度かの判断基準は以下のとおり定められている。

指定管理者制度	直 営
<p>①利用者サービスの向上 民間ノウハウの活用(新たな発想による自主事業の企画・運営等)により、利用者サービスが向上するもの</p> <p>②管理運営コストの削減 競争原理の導入、民間ノウハウの活用(柔軟な人材活用、コスト意識の徹底等)により、管理運営コストの削減が実施できるもの</p> <p>③経営能力の活用 利用料金制度の採用等により、指定管理者の経営能力が活用され、施設の利用促進が期待できるもの</p> <p>④定型的・定例的な管理業務の確立 定型的・定例的な管理業務で運営され、市の政策的な事業の展開が必要でないもの</p> <p>⑤民間参入の可能性有 行政以外に同様のサービスを提供する民間事業者等が存在するもの</p>	<p>①業務委託等の活用 清掃・メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理と活用への民間ノウハウの適用の余地が少ないもの</p> <p>②公的関与の必要性 施設が提供するサービスの専門性や利用の公平性の確保等のため、市が主体的に施設運営に関与する必要があるもの</p> <p>③民間参入の可能性無 行政以外に同様サービスを提供する民間事業者等が存在せず、民間参入の可能性がないもの</p> <p>④施設のあり方の再検討 施設のあり方の再検討を行うため、一定の検討期間を確保する目的で直営を維持する必要があるもの</p>

出所：豊橋市ホームページ「指定管理者制度導入に関する基本方針」より抜粋

豊橋市では、直営施設について、上記判断基準等を勘案しつつ、各施設を次のとおり分類している。

ア. 指定管理者制度の部分的な導入を検討する施設

都市公園（大規模公園）、賀茂しょうぶ園 施設 管理業務	豊橋市二川宿本陣資料館
豊橋市斎場	

イ. 指定管理者制度導入に適する業務量がない等現状においては導入効果が見込めない施設

ポートインフォメーションセンター	豊橋市更生保護会館	市営墓地（5）
豊橋市民病院附属産院	豊橋市少年愛護センター	豊橋市資源化センター
豊橋市石巻自然科学資料館	都市公園（一部）	多目的広場（2）
豊橋市保育所（5）	豊橋市立高山学園	豊橋市総合老人ホームつつじ荘
豊橋市保健センター・こども発達センター（2）	豊橋総合動植物公園（動物園ゾーン）	豊橋市民病院
水道施設・下水道施設（3）	豊橋市野外教育センター	豊橋市少年自然の家
豊橋市図書館	豊橋市美術博物館	豊橋市自然史博物館
豊橋市視聴覚教育センター	豊橋市地下資源館	

出所：豊橋市ホームページ「指定管理者制度導入に関する基本方針」より抜粋

その上で今後の方向性として、以下のとおりとしている。

本市でも適切な指定管理者制度の導入と運用を行うためには、さらに検討を続ける必要がある。そこで、他の自治体の状況等に注視しつつ、今回定めた内容について継続的に検証を行い、必要に応じて方針の見直しを行うものとする

こうした指定管理者制度の運用に当たり、基本的事項を整理し、市として一体的に取り組むべく、「公の施設の指定管理者制度運用方針」（以下「運用方針」という。）を定めている。その基本的な考え方は以下のとおりである。

I 運用方針の基本的考え方

運用に当たっては、指定管理者制度の本市への導入により、公の施設に係る

- ① 効率的かつ効果的な施設管理
- ② 住民サービスの向上

を図ることを基本的な考え方とする。

そして、この運用方針によれば、指定管理者の選定方法については、以下のとおり公募を原則としている。

II 運用方針

1. 指定管理者（候補者）の公募について

(1) 公募の実施について

指定管理者の選定方法は、指定管理者制度の趣旨が「民間の活力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」

であることを踏まえ、原則公募により選定するものとする。

公募を検討した上で、

- ① 町内会等の公共的団体に管理を任せの方が地域づくり等でより効果を得られると判断される地域密着型の施設
- ② 専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する団体や施設の設置目的と合致する団体を指定することが適切な管理運営に資すると認められる施設
- ③ PFI 活用事業に係る施設は例外とする。

以上を踏まえ、今回の監査対象として選定した以下の公の施設について検証した。

No	施設名	所管部課	管理方法
1	アイプラザ豊橋	文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課	指定管理
2	ライフポートとよはし	文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課(コンサートホール及び中ホール) 市民協創部市民協働推進課(男女共同参画センター) 教育部学校教育課(教育会館) 産業部商工業振興課(勤労者会館)	指定管理
3	豊橋市民文化会館	文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課	指定管理
4	豊橋市民球場	文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課	指定管理
5	屋内プール・アイスアリーナ	文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課	指定管理
6	総合体育館	文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課	指定管理
7	中央図書館	文化・スポーツ部図書館	直営
8	総合福祉センター	福祉部福祉政策課	指定管理

9	こども未来館	こども未来部 こども未来館	指定管理
10	豊橋市資源化センター 余熱利用施設	健康部 健康増進課	PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)
11	自然史博物館	総合動植物公園部 自然史博物館	直営
12	美術博物館	教育部美術博物館	直営
13	視聴覚教育センター	教育部科学教育センター	直営

(1) 指定管理者の選定について

直営及びPFI以外の指定管理者制度を導入した施設は、8の「総合福祉センター」が非公募であった以外は全て公募であった。

当該施設が非公募であった理由について、ホームページに公表されている「豊橋市総合福祉センターに係る指定管理者候補者の選定について」を閲覧したところ以下の理由が挙げられていた。

本施設は、社会福祉の総合的な、振興と増進を図るために設置されたもので、指定管理者候補者である社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的に活動している団体であり、専門性、公益性、継続性などの観点と、効率的で効果的な運営管理が可能である点から公募によらず、同法人を指定管理者の選定対象としました。

実際に往査時に、現地の視察及びヒアリングを行ったが、福祉団体やボランティアの育成・支援及び事業運営における協力体制等、専門的なノウハウ等をいかして施設の設置目的と合致した管理運営が行われていた。また、当然であるが、営利よりも公益性を優先することが求められている場合もあり、近隣各市の類似施設でも、ほとんどが、非公募もしくは直営によっていることから、概ね、現状が妥当なものであると認められる。

(2) 直営の場合

上記直営の4施設については、往査時に、現地の視察及びヒアリングを行い、前述の判断基準、すなわち①業務委託等の活用、②公的関与の必要性、③民間参入の可能性無、④施設のあり方の再検討について各施設で検討が行われていることを確認した。その結果、保管されている市民の財産ともいえる資料の収集、保存、調査、研究には専門の学芸員の関与が不可欠であり、

また近隣各市の類似施設でも、民間参入の可能性は低いことから、現状の選定結果については妥当と判断した。但しこれについても恒久的なものでなく市の方針どおり、継続的な検証は行うことが前提である。

7. 指定管理者交代時の引継手続について（意見3）

今回指定管理者の交代の際の手続において、不備が発見された（Ⅱ個別施設に関する事項6.（8）参照）。指定管理者の交代は、どこの施設においても起こり得るが、特に初めての交代の場合は、判断根拠となる情報の不足から、引継手続における不備が発生しやすい。

豊橋市において、指定管理者制度全般について管轄するのは資産経営課である。資産経営課では、各所管部課が使用する標準的なマニュアルである「指定管理者制度運用マニュアル」を作成し、2018年4月に説明会を開催するとともに、当該マニュアルを改訂した2019年4月には各所管部課にメールで注意喚起している。

加えて指定管理者の交代時に問題が発生しやすい備品管理については、そもそも市の財産管理規則の定めに従って備品管理を行っていれば、指定管理者の引継手続においても問題は発生しないはずである。

今後は各所管部課において、指定管理者制度運用マニュアルや財産管理規則の定めにより一層留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。

また、資産経営課においては、交代時に生じる問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管部課に注意喚起することが望ましい。

8. ホームページにおける多言語対応について（意見4）

豊橋市が公表している外国人住民国籍別人員調査表によれば、令和元年10月31日現在で市には18,935人の外国人が暮らしている。国籍別に見るとブラジルが8,586人、フィリピンが3,884人、中国が1,482人等となっている。

今回の監査対象となった13施設についてホームページでの多言語対応の状況を調べると以下のとおりであった。なお、豊橋市民球場については独自のホームページがなく、市のホームページにおいて紹介されている。

施設名	他言語対応の状況
市民文化会館	(日本語のみ)
アイプラザ豊橋	(日本語のみ)
ライフポートとよはし	(日本語のみ)
中央図書館	英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語
美術博物館	英語、ポルトガル語
自然史博物館	英語、ポルトガル語
視聴覚教育センター	(日本語のみ)
総合体育館	(日本語のみ)
豊橋市民球場	(市のホームページのみ)
屋内プール・アイスアリーナ	(日本語のみ)
こども未来館	(日本語のみ)
総合福祉センター	(日本語のみ)
資源化センター余熱利用施設	(日本語のみ)

施設独自のホームページを有する 12 施設のうち、多言語に対応していたのは中央図書館、美術博物館、自然史博物館のみであった。

豊橋市は第 5 次豊橋市総合計画の後期基本計画において「国際化・多文化共生の推進」を掲げており、「定住外国人との共生の推進」を取組みの基本方針の 1 つとしている。また、「豊橋市多文化共生推進計画」を定め、様々な施策に取り組んでいるところであるが、各施設のホームページにおいても多言語対応に取り組むことが望ましい。また、施設稼働率の向上の観点からも定住外国人に対する情報発信により一層努めていただきたい。

Ⅱ 個別施設に関する事項

(実施した手続)

所管部課に対する質問、関連書類の調査・分析を行い、各施設に対して現地に往査を実施し、関連書類を閲覧し、関連規則等との照合を実施し合规性の検証を行うとともに、事務処理等の経済性・効率性を検証した。

手続実施の結果、抽出した指摘及び意見は以下のとおりであり、各指摘及び意見の詳細な内容は下記記載ページを参照されたい。

No.	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
1. アイプラザ豊橋			
1	(2) 料金表記載と備品台帳の不一致	指摘4	53
2	(3) 物販許可申請書における販売物品管理	指摘5	53
3	(4) 自動車充電器設置場所の案内	意見5	54
4	(5) 主に自主事業を実施する講堂の計画的な修繕の実施	意見6	54
5	(6) 小ホールに関する利用実態の把握及び施設全体における修繕の判断情報の集約	意見7	55
6	(7) 利用申請手続について ①予約受付後の取消もれ	指摘6	57
7	②利用料金の請求遅れ	指摘7	57
8	(8) 防災訓練の実施について	指摘8	58
9	(9) 駐車場の使用料金について	意見8	58
2. ライフポートとよはし			
10	(2) 収支状況について ①休館日について	意見9	63
11	②利用料金について	意見10	64
12	(3) 備品の保管必要性	指摘9	64
13	(4) 修繕更新計画	意見11	66
3. 豊橋市民文化会館			
14	(2) 食堂使用料の算出根拠について	指摘10	68
15	(3) 防災訓練の実施について	指摘11	68
16	(4) 非常持出品の整備について	指摘12	68
17	(5) 減免申請手続について	意見12	69

No.	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
18	(6) 駐車場の使用料金について	意見 13	70
19	(7) 修繕と施設評価について	意見 14	71
20	(8) 備品現物除却漏れ及び保管状況	指摘 13	71
4. 豊橋市民球場			
21	(2) プロ野球開催の方針とその結果の評価について	指摘 14	75
22	(3) 備品の管理について	指摘 15	76
23	(4) 防災訓練の実施について	指摘 16	77
24	(5) 長期修繕計画の策定について	意見 15	78
5. 屋内プール・アイスアリーナ			
25	(2) 事業報告書の不備について	指摘 17	81
26	(3) 駐車台数の誤りについて	指摘 18	82
27	(4) 備品の管理について	指摘 19	82
28	(5) 利用者の減免申請の時期について	意見 16	83
29	(6) 収入印紙の不足について	意見 17	83
30	(7) 防災訓練の実施について	指摘 20	83
6. 豊橋市総合体育館			
31	(2) 旧指定管理者の資料保管	指摘 21	86
32	(3) 旧指定管理者独自の減免実施の終了について	指摘 22	87
33	(4) 備品台帳管理	指摘 23	88
34	(5) 施設の利用目的変更に伴う備品在庫の方向性	指摘 24	88
35	(6) 宙づりバトンの未修理対応によるリスク管理	指摘 25	89
36	(7) 備品引継ぎ立会時における取り交わし文書	指摘 26	91
37	(8) 指定管理引継ぎ時の現状復旧の明確化	指摘 27	92
38	(9) 指定管理者交代時におけるマニュアルの遵守	指摘 28	92
39	(10) 防災訓練の実施について	指摘 29	93
7. 中央図書館			
40	(2) 分館で廃棄処理した図書の処理について	指摘 30	96
41	(3) 図書の廃棄のルール作りについて	指摘 31	97
42	(4) 滞納者への督促について	指摘 32	97
43	(5) 備品の管理について	指摘 33	98
44	(6) 持ち主不明の現金について	指摘 34	99
45	(7) 防災訓練の実施について	指摘 35	99

No.	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
46	(8) 避難器具の使用可能性の確保について	指摘 36	100
47	(9) 減免申請手続について	指摘 37	100
48	(10) 電子書籍の導入について	意見 18	102
8. 豊橋市総合福祉センター			
49	(2) 稼働率向上のための使用者の対象範囲の検討について	意見 19	105
50	(3) 防災訓練の実施について	指摘 38	106
51	(4) 指定管理者自らが運営している施設部分を含む備品の現物管理	指摘 39	107
52	(5) 備品現物の使用状況	意見 20	109
53	(6) 遊休施設の有効活用	意見 21	109
9. こども未来館			
54	(2) 事業計画書と事業報告書の金額の不一致について	指摘 40	112
55	(3) 事業報告書の収支分析の記載について	指摘 41	113
56	(4) まちなか共通駐車券の管理について	指摘 42	113
57	(5) 防災訓練の実施記録の作成について	指摘 43	114
58	(6) 未使用備品	指摘 44	115
59	(7) 備品シール添付漏れ	指摘 45	116
60	(8) 市街地模型の保管状況	意見 22	117
61	(9) 備品台帳計上単位及び展示用備品の管理	意見 23	118
10. 豊橋市資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）			
-	-	なし	121
11. 豊橋市自然史博物館			
62	(2) 施設の稼働状況について	指摘 46	124
63	(3) 委託業務において一者随意契約とする論拠について	指摘 47	125
64	(4) 減免申請手続について	指摘 48	126
65	(5) 貯蔵品の在庫管理	指摘 49	128
66	(6) 図書の現物管理	意見 24	128
67	(7) 標本管理システムのマニュアル作成	意見 25	129
12. 豊橋市美術博物館			
68	(2) 備品の定期的な棚卸について	指摘 50	131
69	(3) 販売物品在庫の管理について	指摘 51	131

No.	件名	指摘も しくは 意見	記載頁
70	(4) 美術博物館入場者数増加のための取り組みについて	意見 26	132
71	(5) 防災訓練の実施について	指摘 52	133
72	(6) 駐車場の使用料金について	意見 27	134
73	(7) 他施設への貸出品の管理について	指摘 53	135
13. 視聴覚教育センター			
74	(2) 耐震診断について	指摘 54	138
75	(3) 修繕計画と将来方針について	意見 28	139
76	(4) 備品・消耗品等の管理状況について ①備品シールの貼付状況について	指摘 55	139
77	②劇物について	意見 29	139
78	③消耗品等の管理について	指摘 56	140
79	(5) 施設内倉庫への私物の保管	指摘 57	142
80	(6) 風力発電装置の破損について ①長期に亘って未稼働状態が継続したことについて	指摘 58	143
81	②小型風力発電装置補修内容に関する合意書の締結 について	指摘 59	143
82	(7) 防災訓練の実施について	指摘 60	144
83	(8) 主要事業の備品在庫の不一致	指摘 61	145
84	(9) 備品台帳の正確性	指摘 62	146
85	(10) プラネタリウム番組購入管理	意見 30	147

1. アイプラザ豊橋

公の施設の名称	アイプラザ豊橋
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス 指定期間：平成30年4月1日から令和5年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市草間町字東山143番地の6
所管部課	文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課
設置目的	市民の文化活動及び生涯学習活動の向上に資するため
供用面積	土地面積 19,406.08 m ² 延床面積 13,298.84 m ² 建築面積 7,043.42 m ²
建設年度	1976年度

平成30年度利用者数	279,689人
平成30年度開館1日当たり利用者数	804人
平成30年度施設行政コスト	193,710,492円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	515円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	693円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	14,566円



施設外観

(1) 概要

豊橋市の南部に位置し、国道 259 号沿いの緑豊かな高師緑地に隣接した場所に愛知県が設置していたが、平成 25 年 4 月に豊橋市へ施設譲渡され、市民の文化・生涯学習活動の推進を図るとともに、利用者の利便性を向上させるため、東三河最大級の多目的ホールに加え、新たに必要な機能として図書室、調理実習室・実習室や会議室、和室を完備した施設である。

なお、現在の指定管理者は愛知県からの移管当初より同一者である。

(2) 料金表記載と備品台帳の不一致（指摘 4）

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには、備品等管理システムにより受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産管理規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品（2 万円以上）についてシールを貼ることとなっている。

講堂及び小ホールの設備料金一覧表を入手して、一部現物を確認したのち、備品台帳と突合したところ、以下のピアノが備品台帳に計上されていないことが判明した。

設備名称	数量	貸出金額
アップライトピアノ（リハーサル室）	1 台	1,020 円/回

理由を確認したところ、当該設備は施設設置当初より、現存していたものの、愛知県からの引継ぎ時に備品台帳への登録が漏れてしまったとのことだが、設備料金表に計上されている主要設備でもあり、早急に備品台帳に登録する必要がある。

(3) 物販許可申請書における販売物品管理（指摘 5）

施設内のホールで催し物を開催する場合、物品販売管理規定に基づき、主催者が指定管理者に対して、事前に物販販売許可申請書を提出し、許諾を得ることとなっているが、品名の記載が「別紙参照」で別紙の添付がないため、その内容が不明確となっているものが見受けられた。

物品販売許可申請書は、販売物が催し物当日に開催に付属するものであることを事前に確認すると同時に、仮に食料品等が含まれる場合には、保健衛生上の観点から、保健所への事前申請手続も必要になることから、物販許可

申請書への品名については明瞭かつ網羅的に記載を求めるとともに、販売物品現物と物品販売許可申請書の品名の内容の一致についても指定管理者側で確認する必要がある。

(4) 自動車充電器設置場所の案内（意見 5）

備品台帳を確認したところ、温暖化対策推進室主導で電気自動車普通充電器 1 台（設置平成 25 年 12 月）が設置されているが、駐車場入口から離れた従業員駐車場の近辺に設置され、案内掲示だけでは設置場所に行きにくい状況になっている。



利用促進の観点から設置時に主導した温暖化対策推進室と共同して、設置の旨の情報展開と設置場所がわかりやすくなるよう誘導面についても工夫されたい。

(5) 主に自主事業を実施する講堂の計画的な修繕の実施（意見 6）

設備関係のうち、高圧受電設備については昭和 51 年設立時の計器が 42 年間使用されており、仮に講堂での催物開催時に停電等が発生した場合に損害賠償責任の問題が発生する可能性がある。そのため、修繕等の工事の実施が必要であるが、設備更新工事を実施する場合には、一定期間の休館が必要と思われる。

講堂は指定管理者の自主事業実施対象施設の一つであるが、予約の受付は3ヶ月ごとに利用日の12~14か月前から行われることから、修繕計画については自主事業の興行開催との整合性を図っていかないと、休館後の興行への影響も大きく、興行主の離反も考えられることから、計画的に進めることが望ましい。

(6) 小ホールに関する利用実態の把握及び施設全体における修繕の判断情報の集約（意見7）

小ホールの利用者氏名等の情報については、貸出の都度入力し、催し物一覧表を出力しているが、会場利用者の利用方法について質問したところ、音楽利用での利用は少なく、講演会、講習会、研修会以外には巡回健診等文化目的ではない行事も多く催されている。

小ホールの設備関係の保守点検作業報告書上では、強電盤類を含めた舞台照明設備や吊物機構、舞台音響等が、更新時期との報告もあり、仮に更新を実施する場合、利用方式を踏まえて、設備能力維持か縮小かの判断が求められ、それにより金額、優先順位等が異なってくる可能性もあることから、利用者の利用目的についての実態把握を実施することが望ましい。

また、多くの施設が貸し出されているが、文化的な催しの利用が少ない小ホール等施設全体の分析情報の結果を踏まえつつ、利用目的の見直しに応じて施設更新を判断するのが望ましい。

さらに施設全体における修繕に関しては、特に緊急性が高く金額が重要なものを改修工事要望項目として指定管理者が情報提供し、そのうち、重要性が高いものについては、所管部課が予算要望書を提出している。これはあくまでも当該施設において当面必要なもののうち、市が優先順位をつけて修繕を実施しているにすぎない状況である。

このため、市全体として施設の利用目的ごとに判断する情報を集約することが必要であり、例えば、利用実態（利用目的と設備の乖離の有無）、継続使用した場合のリスク（損害賠償等）の程度、過去の主要設備の修繕更新履歴、将来の更新スケジュール（耐用年数想定）及び休館等の要否等の情報を所管部課は必要項目として把握しておくことが望ましい。

(7) 利用申請手続について

アイプラザ豊橋では以下の施設を有償で貸し出している。

		午前	午後	夜間	全日
		9:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:00	9:00～22:00
講堂	平日	39,380	61,900	80,970	182,250
	土日・祝日	50,380	79,200	103,080	232,660
楽屋 1	6 席	410	620	620	1,650
楽屋 2	16 席	730	930	930	2,590
楽屋 3	12 席	410	620	620	1,650
楽屋 4	15 席	620	830	830	2,280
特別室 1～3		200	300	300	800
リハーサル室	78.70 m ²	1,150	1,460	1,460	4,070
小ホール	249.31 m ²	4,600	7,110	9,210	20,920
体育室	全部利用	2,820	3,720	3,720	10,260
	3分の1利用	930	1,240	1,240	3,410
	6分の1利用	510	620	620	1,750
201 会議室	定員／25 名	510	620	620	1,750
202 会議室	定員／35 名	730	930	930	2,590
203 会議室	定員／15 名	300	410	410	1,120
204 会議室	定員／25 名	510	730	730	1,970
205・206 会議室	定員／20・25 名	410	620	620	1,650
301～305 会議室	定員／15 名	300	410	410	1,120
306 会議室	定員／50 名	930	1,250	1,250	3,430
307 会議室	定員／25 名	510	730	730	1,970
308 会議室	定員／15 名	300	410	410	1,120
321・322 和室	8 畳	300	410	410	1,120
323 和室	8 畳	410	510	510	1,430
101 実習室	定員／26 名	730	930	930	2,590
102 実習室	定員／26 名	730	930	930	2,590
調理実習室・準備室	定員／38 名	1,360	1,890	1,890	5,140
多目的室 1	定員／20 名	410	620	620	1,650
多目的室 2	定員／15 名	300	410	410	1,120
多目的室 3	定員／60 名	1,150	1,560	1,560	4,270
多目的室 4	定員／30 名	620	830	830	2,280

各施設の利用申請の手続について、「アイプラザ豊橋条例」では以下のとおり規定されている。

(利用の承認)

第 5 条 アイプラザを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

平成 30 年度以降往査日までの使用料の利用承認申請書を閲覧したところ、以下の事例が認められた。

① 予約受付後の取消もれ（指摘 6）

平成 30 年 3 月 14 日に多目的室の利用承認申請が行われ、平成 30 年 5 月 26 日及び 5 月 27 日の利用予約がなされたが、その後事情により取消となった。

しかし、指定管理者は取消の事実自体は把握していたものの、本来作成すべき書類である利用取消申請書を作成しておらず、さらに本来なら遅滞なく行うべき利用取消の申請処理を実際に行ったのは平成 30 年 8 月 5 日であった。

実際に取消となった時点は不明であるが、利用取消申請書が未作成のまま予約日（平成 30 年 5 月 26 日及び 5 月 27 日）後に取消が行われたことにより、結果として、実際に取消となった時点から予約日までに施設の予約ができない状態が続いたことになる。施設利用の上では、所定の手続を遵守するとともに、取消申請のないまま放置されることのないよう、手続に不備のあるものは別にファイルし、わかりやすくしておく必要がある。

② 利用料金の請求遅れ（指摘 7）

利用承認申請が承認されると利用料金は数週間のうちに前納される。しかし学校行事等の場合には、新年度にならないと執行できないことがある。この場合には利用料金納期延長申請が行われる。

しかし、平成 30 年 2 月 8 日に行われた平成 30 年 11 月 14 日の利用申請については、年度の関係で納期限が平成 30 年 4 月 27 日に延長申請されたが、実際に請求書が発行されたのは平成 30 年の 8 月 28 日であった。学校側の担当者が変更になったことに起因するとのことであるが、こうした請求遅れになることの無いよう、未納のものが生じた場合について

は、容易にリストアップできる体制とし、適宜モニタリングすべきである。

(8) 防災訓練の実施について（指摘 8）

訓練の実施について指定管理者の提案書では、年 2 回消防訓練を実施する旨の記載がある。

これについて、指定管理者はマニュアルとして「アイプラザ豊橋消防計画」及び「アイプラザ豊橋防災規程」を策定しており、訓練の実施届が提出され、実際に訓練が行われた。しかし、訓練に関して具体的な実施記録は作成されていない。

防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者は何かしらの気づきを得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

(9) 駐車場の使用料金について（意見 8）

アイプラザ豊橋では、豊橋鉄道市内線「南栄駅」下車徒歩 8 分と公共交通機関の便が良いが、駐車場を利用する車が多い。ホームページにおいては以下のとおり呼びかけを行っている。

催事開催日は駐車場が満車になり、お止め頂けない、もしくは駐車に時間を要することが想定されます。駐車場へ入庫するため路上で停車すると、近隣住民の方にご迷惑となるだけでなく、交通事故の原因ともなります。ご来館には公共交通機関をご利用ください。

しかし、料金は無料であり、利用者の制限も特になくことから、施設の利用者でなくても容易に利用できる状況にある。また、当該施設の利用者であっても、駐車場料金が無料であれば公共交通機関の利用者が交通費を負担する点で公平性を損なう可能性がある。さらに、駐車場の維持整備に係るコストを受益者が一切負担せず、豊橋市の負担で行われることとなるため、受益者負担の観点からも問題が残る。

今後はバゲージシステム等を導入し、使用料金を徴収するか、無料の場合でも、利用者を施設利用者かつ一定時間内に制限することが望ましい。



駐車場の様子

2. ライフポートとよはし

公の施設の名称	ライフポートとよはし(コンサートホール及び中ホール)
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋文化振興財団 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市神野ふ頭町3番地の22
所管部課	文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課
設置目的	市民の福祉の増進及び教育、文化の向上を図るため
供用面積	土地面積 29,441.00 m ² 延床面積 11,017.28 m ² 建築面積 7,849.92 m ²
建設年度	1993年度

平成30年度利用者数	97,527人
平成30年度開館1日当たり利用者数	281人
平成30年度施設行政コスト	109,608,854円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	292円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,124円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	9,949円

公の施設の名称	ライフポートとよはし(男女共同参画センター)
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋文化振興財団 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市神野ふ頭町3番地の22
所管部課	市民協創部 市民協働推進課
設置目的	男女共同参画の推進を図るため
供用面積	土地面積 29,441.00 m ² 延床面積 — 建築面積 —
建設年度	1993年度

平成30年度利用者数	49,058人
平成30年度開館1日当たり利用者数	141人

平成 30 年度施設行政コスト	62,880,669 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	168 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,282 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	-

公の施設の名称	ライフポートとよはし（勤労者会館）
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋文化振興財団 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	豊橋市神野ふ頭町 3 番地の 22
所管部課	産業部 商工業振興課
設置目的	勤労者の福祉の増進及び文化の向上を図るため
供用面積	土地面積 29,441.00 m ² 延床面積 - 建築面積 -
建設年度	1993 年度

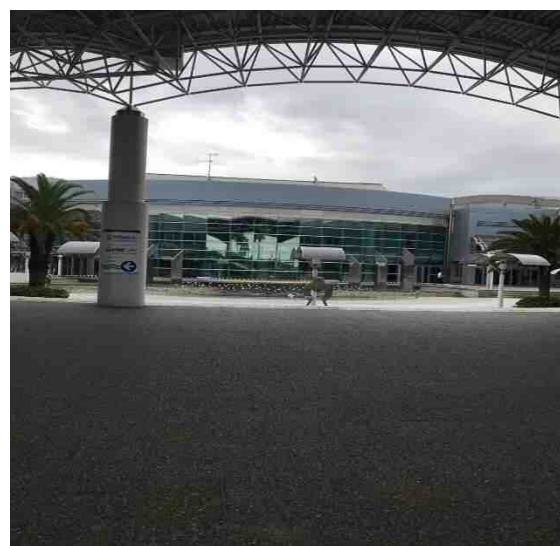
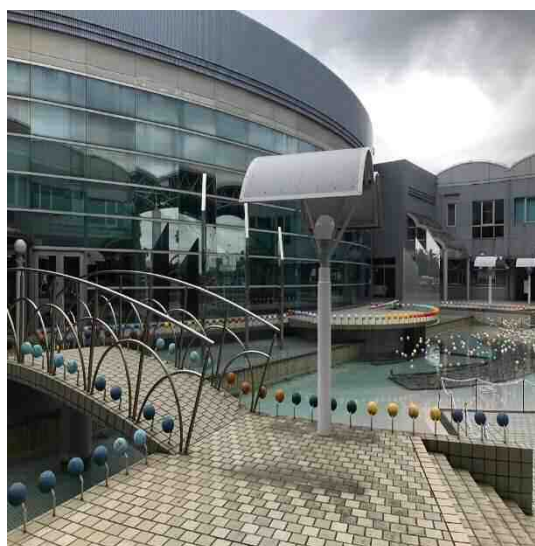
平成 30 年度利用者数	16,793 人
平成 30 年度開館 1 日当たり利用者数	48 人
平成 30 年度施設行政コスト	33,582,523 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	90 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	2,000 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	-

公の施設の名称	ライフポートとよはし（教育会館）
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋文化振興財団 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	豊橋市神野ふ頭町 3 番地の 22
所管部課	教育部 学校教育課
設置目的	教育に関する調査及び研究、教職員の研修、教育相談、 教育情報の収集及び教育機器・教材の提供のため
供用面積	土地面積 29,441.00 m ² 延床面積 -

	建築面積 ー
建設年度	1993 年度

平成 30 年度利用者数	29,599 人
平成 30 年度開館 1 日当たり利用者数	82 人
平成 30 年度施設行政コスト	175,700,068 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	468 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	5,937 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	-

監査対象は施設単位のため、当該施設で行われている事業を全て記載した。



ライフポートとよはし

(1) 概要

ライフポートとよはしは、1,000 席のキャパシティをもつ音楽専用コンサートホールと 306 人収容で多目的に使える中ホールを中心とし、男女共同参画センター、勤労者会館、教育会館を備えた複合施設である。

コンサートホールは、音響効果に最大限配慮したアコースティック音楽専用ホールで、音楽芸術の鑑賞、発表、あるいは講演会の場として利用されている。中ホールは、音楽会・演劇・講演会・舞踊など多目的に利用でき、客席を収納することで展覧会にも利用することができる。

男女共同参画センターは、男女共同参画推進のため、各種講座や団体活動等のための研修室や会議室、美術工芸室、調理実習室、和室、フィットネス

ルーム、団体連絡室を備えている。また、図書の貸出業務も行っている。

勤労者会館は、勤労者の福祉の増進と文化の向上及び雇用の促進を図るための施設で、会議室や音楽室、軽運動室、実習室、和室、展示室を備えている。

教育会館は、様々な学校教育活動に応えるため、主に教職員の利用を目的とした4つの研修室を備えており、空いている場合は一般の利用者にも貸し出している。

(2) 収支状況について

	平成 29 年度	平成 30 年度
コンサートホール及び 中ホール	▲61,784 千円	▲63,730 千円
男女共同参画センター	▲67,904 千円	▲45,232 千円
勤労者会館	▲32,393 千円	▲20,353 千円
合計	▲162,082 千円	▲128,566 千円

上表は、平成 29 年度及び平成 30 年度のライフポートとよはし各施設の収支状況である。なお、上表の 3 施設が広く市民の利用を想定しているのに対し、教育会館については、主に教職員の研修を目的としている施設であり、運営状況も異なることから、上表には含めていない。

上表の 3 施設はいずれも、市民の福祉や文化の向上を目的としており、営利を目的とした施設ではないが、多額の支出超過が発生しているのが現状である。

① 休館日について（意見 9）

ライフポートとよはしは、毎月第 3 月曜日のみを休館日としているが、各施設の利用状況は以下のとおりである。

コンサートホールは月によって差はあるが、平均すると土日は 70%以上の利用率なのに対して、平日は 25~37%の利用率である。

男女共同参画センターや勤労者会館には会議室、音楽室、調理実習室や和室等様々な施設があり、コンサートホールに比べると平日の利用状況は高い傾向にあるものの、全ての施設が常に利用されている状況ではない。

まずは利用率を上げていくよう努める必要がある。しかし、例えばコンサートホールの平日の利用状況を改善していくことは容易ではないとも考えられる。

コンサートホールは広く公共で利用される施設ではなく、上記のとおり収支も大きく赤字である点に着目すれば、利用状況の改善に努めることが大前提ではあるものの、次善の手段として経費削減のために休館日を増やすという方法も検討の余地があると思われる。

休館日を増やすことにより、どの程度のコストを削減できるのかを試算し、削減効果が見込めるのであれば、施設の収支改善のために休館日数を再検討することが望ましい。

② 利用料金について（意見 10）

豊橋市では平成 26 年 4 月の「使用料等の見直し」において、ライフポートとよはしにおける受益者の負担割合を 75%とし、使用料等を設定している。

ライフポートとよはしの各施設は、市民の福祉や文化の向上を目的としていることから、適正な利用料金を一義的に定めることは困難である。しかしながら、複数の他の自治体施設も参考に、継続的に利用料金の見直しを検討していくことは必要であると考えます。

また、男女共同参画センターと勤労者会館では、施設建設時の趣旨に基づき、施設の目的に沿った利用団体が一般利用者に比べて優先して利用できる制度となっており、さらに料金面においても施設目的に沿った利用団体は、一般利用者に比べて約半額の料金設定となっている。女性就労人口や労働組合に加入しない非正規社員の増加等、施設建設時から社会環境も変化してきており、特定の利用団体と一般利用者を区別した料金設定が現在でも受益者負担の観点から望ましいのか再検討していくことが望ましい。

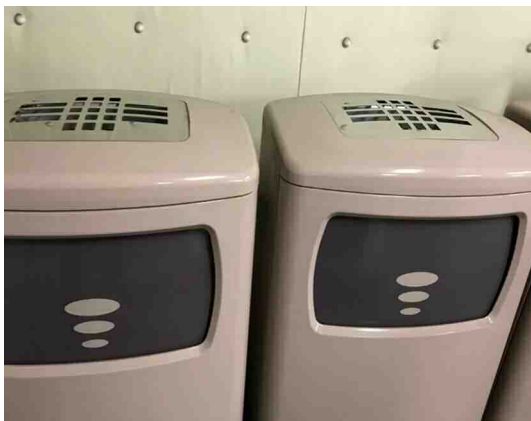
さらには、必要な施設が将来に亘っても維持していくことができるのか、現在の受益者のみならず、将来の受益者との公平性の観点からもあるべき料金設定を継続して検討していくことが望ましい。

（3）備品の保管必要性（指摘 9）

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産管理規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品（2 万円以上）についてシールを貼ることとなっている。

備品台帳に計上されている資産を実査したところ、下記のように灰皿関連の資産が含まれており、現物が保管されていた。

備品名称	取得日付	数量	金額
灰皿スタンド ヤマザキ YS-01L-SA	平成6年4月	5台	182千円
ダストボックス（灰皿プレート付）山崎 DS-11L-II	平成6年4月	8台	604千円
椅子 愛知 灰皿ボックス AXK-SBX-S	平成6年4月	2台	254千円
椅子 愛知 ダストボックス AXK-DBX-S	平成6年4月	2台	272千円



上記のうち、椅子の灰皿及びダストボックスは椅子設置部分から取り外した状態で、また灰皿スタンド及び灰皿プレート付きダストボックスについてはその状態で、倉庫に保管しているが、公共施設の全面禁煙の中では使用可能性はないことから、禁煙化の流れの中で倉庫保管自体にも問題があるため、鉄くず等の資源回収の観点から処分することが必要である。

(4) 修繕更新計画（意見 11）

施設設置から 25 年経過していることから、修繕の実施状況について、点検結果報告書等を確認したところ、コンサートホール及び中ホールの音響設備のうち、音響調整卓については、「保守部品供給不可のため修理が出来ませんので、機器更新のご検討をお願い致します」との総評となっている。また、中ホールの電源部故障に伴い、コンサートホールの電源部を中ホールに移設し、保守業者の代替機をコンサートホールに設置している状況にあり、その他の保守部品の劣化も進んでいるため、修繕更新について計画するのが望ましい。

特にコンサートホールにおける音響設備は事業実施において最も重要な設備であることから、音響設備の更新に関しては、市内の他のコンサートホールを含め、全体としてのライフサイクルを踏まえた上で検討を実施することが望ましい。

3. 豊橋市民文化会館

公の施設の名称	豊橋市民文化会館
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋文化振興財団 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市向山緑地内（向山大池町20番地の1）
所管部課	文化・スポーツ部 「文化のまち」づくり課
設置目的	市民の文化の向上に資するため
供用面積	土地面積 171,300.00 m ² 延床面積 6,065.68 m ² 建築面積 3,261.51 m ²
建設年度	1967年度

平成30年度利用者数	125,912人
平成30年度開館1日当たり利用者数	363人
平成30年度施設行政コスト	56,398,839円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	150円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	448円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	9,299円



豊橋市民文化会館

(1) 概要

豊橋市民文化会館は、豊橋市民の文化の向上に資することを目的に、1967年度に建築され、演劇やダンスの公演から反響板を使った音楽コンサートまで多目的に使用が可能な490席（うち車椅子4席）の多目的ホールのほか、約206㎡のリハーサル室、3つの楽屋を備えた施設である。

(2) 食堂使用料の算出根拠について（指摘10）

豊橋市民文化会館はホール1階に食堂（84.2㎡）を併設しており、固定資産税課税評価額を算定根拠として使用料を徴収している。当該食堂の専有面積を考慮すると、土地建物を合わせて年間448,340円が本来の使用料であるものの、「豊橋市民文化会館食堂使用料算出計算書」によれば「公共性を考慮し1/2」との記載でその使用料を減額し、さらに空調機不良に伴う夏場利用者減少までも見込んだ結果年間220,314円の使用料と算出している。

豊橋市行政財産使用料減免申請書によれば、減免を受けようとする事由として、「施設利用者の便宜を図るという公共性が高いため」と記載されており、その妥当性には一定の理解を示すこともできると考えられるものの、なぜ減免が必要で、かつそれが二分の一であることが妥当であることの言及がない。例えば当該食堂の決算書を入手して、二分の一の減免を行うことで事業継続が可能になる等の合理的な根拠を示すべきであると考えられる。

(3) 防災訓練の実施について（指摘11）

豊橋市民文化会館においては、「豊橋市民文化会館消防計画」に基づき、訓練の実施届が提出され、実際に訓練が行われた。しかし、訓練に関して具体的な実施記録は作成されていなかった。防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者は何かしらの気づきを得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

(4) 非常持出品の整備について（指摘12）

消防計画第9条によれば、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じ、非常持出品を準備しておくものとされている。しかし、何が非常持出品に該当するかが明確ではなく、保有する非常持出品の一覧表が作成されていなかった。

準備すべき非常持出品を明確にして、非常持出品の一覧表を作成するとともに、定期的に一覧表と現物を照合することが必要である。

(5) 減免申請手続について (意見 12)

豊橋市民文化会館では以下の施設を有償で貸し出している。

施設	早朝 午前 8 時 ～午前 9 時	午前 午前 9 時 ～正午	午後 午後 1 時 ～午後 4 時	夜間 午後 5 時 ～午後 9 時	全日 午前 9 時 ～午後 9 時	夜間 1 時間あたり の加算額
ホール	2,400	7,060	11,300	15,090	33,450	3,800
楽屋 (1)	200	530	530	680	1,740	200
楽屋 (2)	200	350	350	530	1,230	200
楽屋 (3)	200	350	350	530	1,230	200

(注) 上記は平日料金

施設	早朝 午前 8 時 ～午前 9 時	午前 午前 9 時 ～正午	午後 午後 1 時 ～午後 4 時	夜間 午後 5 時 ～午後 9 時	全日 午前 9 時 ～午後 9 時	夜間 1 時間あたり の加算額
ホール	3,200	9,590	15,330	20,470	45,390	5,200
楽屋 (1)	200	530	530	680	1,740	200
楽屋 (2)	200	350	350	530	1,230	200
楽屋 (3)	200	350	350	530	1,230	200

(注) 上記は土日祝日料金

豊橋市民文化会館減免申請の手続について、「豊橋市民文化会館設置及び管理に関する条例」では以下のとおり規定されている。

(利用料金の減免)

第 5 条 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

さらにこれを受けて「豊橋市民文化施設利用料金減免処置要綱」(以下「要綱」と略す)においては、以下のとおり規定されている。

第 2 条 文化施設の利用料金の減免対象及び減免区分は、別表 1 のとおりとする。

第 3 条 減免を受けようとするものは、利用申請書に減免申請書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

なお、別表 1 において利用料金が全額減免される減免対象として、以下が挙げられている。

- ①豊橋市（附属機関を含む）が主催又は共催する事業
- ②公益財団法人豊橋文化振興財団が主催又は共催する事業
- ③豊橋文化祭協賛事業

上記要綱の記載に関し、③については、協賛行事であることについて、事前に豊橋市に申請し承認を求める必要があるが、平成 30 年度以降往査日までの使用料の減免申請書を閲覧したところ、団体からの協賛行事の申請及び承認時とその後の利用料金の減免申請時とで、申請者名が相違しているものが認められた。減免申請時までには申請者である代表者の交代があったとのことであるが、指定管理者が交代時の事実関係を確認しているかについては検討した記録が残されていなかったため、判明しなかった。

減免申請手続については、厳格に対応すべきであり、交代の事実が担当者レベルで明確であったとしても、承認にあたっては、確認手続を行い、記録を残しておくのが望ましい。

(6) 駐車場の使用料金について（意見 13）

豊橋市民文化会館では、ホームページによれば 147 台の駐車台数が利用可能である。一方でバスの停留所も「台町」及び「文化会館前」が至近にあり、路線も複数使用可能であるため、公共交通機関の便もよい。

しかしながら、実際には駐車場を利用する車が多く、ホームページ上でも「駐車場には限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくか、お車でお越しの際は乗り合わせにてのご来場にご協力ください。」と呼びかけを行っている。

しかし、駐車料金は無料であり、利用者の制限も特にないことから、施設の利用者でなくても容易に利用できる。また、こうした利用により公共交通機関利用者との公平性を損なうとともに、駐車場の維持整備が豊橋市の負担で行われることとなるため、受益者負担の見地からも問題が残る。

今後はバーゲートシステム等を導入し、使用料金を徴収するか、無料の場合でも、利用者を施設利用者かつ一定時間内に制限することが望ましい。



駐車場の様子

(7) 修繕と施設評価について (意見14)

豊橋市民文化会館は築52年が経過しており、平成24年に市により実施された「施設評価結果」では、「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類されている。「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類された施設については、施設保全計画の対象とはされておらず、豊橋市民文化会館においても大規模修繕等の計画は作成されていない。

一方で、豊橋市民文化会館は建替えや機能統合等を視野に入れて「将来再検討する」ことになるため、今後いつまで現状のまま維持されるかどうかは決まっていない。

このような状況ではあるが、「施設評価結果」の検討結果の如何によらず、安全面等で必要な施設保全は実施しなければならないため、当該計画の策定が望ましい。

(8) 備品現物除却漏れ及び保管状況 (指摘13)

備品については、豊橋市財産管理規則第35条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産管理規則第36条第1項において毎会計年度1回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第35条第1項では受入れた備品(2万円以上)についてシールを貼ることとなっている。備品一覧と現物を突合したところ、以下のものの現物がなかった。

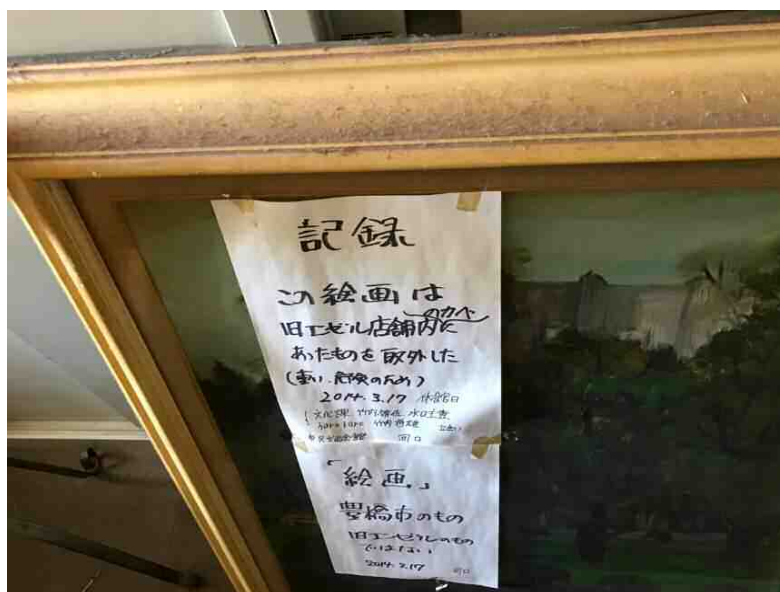
備品名称	取得日付	数量	金額
白井烟嵩「東海晨 図」	平成元年4月	1点	50千円

太田昌男「少女の胸像」	平成元年4月	1点	120千円
太田昌男「青年」	平成元年4月	1点	120千円
菅沼五郎「しもん像」	平成元年4月	1点	240千円
天井カセット型空冷ヒートエアコン ツインタイプ	平成14年6月	1台	1,470千円
車椅子	昭和51年2月	1台	50千円

理由、原因を調査したうえ、現物が発見されない場合には、備品台帳より削除する必要がある。

また、以下の絵画については、倉庫に保管されているものの、理由を確認したところ、施設内の喫茶店舗の経営者交代の際に新店舗には不要であり撤去したものであるが、取り外したそのままの状態となっている旨説明を受けた。

備品名称	取得日付	数量	金額
志賀ノリチカ「友愛の森」	平成元年4月	1点	50千円



現物自体は重量物で危険のため、現状施設における他の場所への設置は難しいと考えられることから、保管状況を踏まえて、一部同様の保管状態となっている他の絵画（下記写真参照）を含め、美術品としての価値判断をしたうえ、他施設への転用や処分を検討されたい。



4. 豊橋市民球場

公の施設の名称	豊橋市民球場
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人豊橋市体育協会 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市岩田町1番地の2（岩田運動公園内）
所管部課	文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課
設置目的	市民が身近にスポーツを親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図る。
供用面積	土地面積 138,000.00 m ² 延床面積 4,829.40 m ² 建築面積 4,361.12 m ²
建設年度	1979年度

平成30年度利用者数	39,105人
平成30年度開館1日当たり利用者数	179人
平成30年度施設行政コスト	54,520,234円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	145円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,395円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	11,290円



市民球場外観

(1) 概要

豊橋市民球場（以下「市民球場」という。）は、グラウンドの広さとしては内野（黒土、砂混合土）3,132 m²・外野 8,193 m²で、両翼が 93m、中央が 115mである。収容人員は内野 8,500 人外野 7,500 人の計 16,000 人の収容が可能であり、屋内ブルペンやロッカールーム、放送室、ナイター照明 6 基を備えていることから、硬式野球、軟式野球、ソフトボールに使用されている。平成 14 年度の設備の改修を機にプロ野球公式戦が年に 1 試合、愛知県内ではナゴヤドーム以外で唯一開催されており、二軍戦（ウエスタンリーグ）も年に 1 試合開催されている。その他にも市内を中心とした高校野球や少年野球等の各大会が行われている。

(2) プロ野球開催の方針とその結果の評価について（指摘 14）

前述のとおり、当球場において毎年プロ野球が開催されている。この開催の目的について、豊橋市教育委員会策定の「豊橋市生涯スポーツ推進計画」改訂版「のぼそうスポーツのまち豊橋」（以下「スポーツ推進計画」という）においては、以下のとおり記載されている。

基本方針 4 スポーツ大会誘致の推進

東京オリンピック・パラリンピックを契機に、市民のスポーツへの参加意欲の高揚を図るとともに、スポーツによる地域活性化を推進するため、プロバスケットボールチーム「浜松・東三河フェニックス」との連携・協働や東京オリンピック・パラリンピック関連行事、ハイレベルなスポーツ大会などの競技の開催や合宿の誘致に努めます。

そして「その主な取組み」として、

(1) ハイレベルな試合の誘致・開催

プロスポーツや国際・全国規模のハイレベルの試合の開催は間近で観戦する人々に感動を与え、競技への関心や向上心を喚起させるとともに、市外、県外からの集客により、人々の交流の活発化や地域経済への波及効果が生まれ、地域の活性化にもつながります。東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてスポーツの関心が高まっていく中で、東三河の他市町村とも連携しながら、同大会の関連行事や合宿をはじめ、多種目のハイレベルな試合の誘致・開催に努めます。

確かにプロ野球の開催は、過去に市民に野球への関心や向上心を喚起させるとともに、市内外からの多くの集客により、地域の活性化につながってき

たであろうことは否定されるべきではない。

しかし、一方で、施設の老朽化に伴い、将来の費用負担としてプロ野球開催のための施設の維持修繕や改良の要求が出てくる等、開催が市にさらに経済的な負担を生じさせる可能性があることも事実であり、将来も開催を続けることについて、負担に見合う効果が見込まれるのかという観点での検討が必要である。

なお、平成31年3月において決裁された令和元年度開催の申請理由について、下記のとおり、記載されている。

東三河地区において年に1度となるプロ野球公式戦を開催し、市民にプロ野球を間近見る機会を提供することにより、生涯スポーツ振興と競技力向上に寄与すると認められる。

上記の記載内容は、前述したスポーツ推進計画の記載内容と特に差異はない。

豊橋市として、平成14年度から17年間にわたって開催してきた実績があるとはいえ、無条件に継続するのではなく、開催のメリットとデメリットを比較し、条件についても十分に検討する必要がある。

(3) 備品の管理について（指摘15）

市民球場では各備品と備品台帳を紐付けするための備品シールでの管理を行っている。備品倉庫を視察したところ、市の備品でシールのないものが認められた。市が直接購入したものであり、台帳上は「物品番号000031682 特殊自動車 金額2,257,500円」が当該備品に該当するとのことであった。

豊橋市財産管理規則第36条第1項において毎会計年度1回以上現物と備品一覧と照合点検が求められており、同規則35条第1項では受入れた備品（2万円以上）についてシールを貼ることになっている。したがって、ルール通り備品シールでの管理を行うべきである。これは購入方法の如何によらず行う必要があり、市の所管部課のみならず、指定管理者も適宜、市の担当者に確認すべきである。



シールのなかった備品

(4) 防災訓練の実施について（指摘 16）

訓練の実施について「豊橋市岩田総合球技場等管理運営仕様書」では 4-2(3)②に以下の記載がある。

利用者等の安全確保のため、災害発生の対応マニュアルを整備し、従業員に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。

指定管理者はマニュアルとして「豊橋市岩田総合球技場消防計画」を策定している。しかし、消防訓練についての計画書及び実施届が作成され、実際に平成 30 年 11 月 1 日に訓練が実施されたが、訓練の具体的な実施記録は作成されていなかった。

また、マニュアルには地震等防災規程も含まれていたが、防災に関する訓練は行われていなかった。防災訓練は利用者の安全に関わる事項であるため、消防だけでなく地震等の防災についても訓練スケジュールを定めて実施すべきである。その際、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者が何かしらの気づきを得る場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

なお、上記仕様書によれば「5-2 職員の研修」において、以下のとおり定められている。

職員に対して接遇、防災、救急救命、施設管理のほか必要な研修を実施すること。

防災訓練は、防災に関する研修としても重要な意義を有する。指定管理者の業務として、上述した不備のないよう実施するべきである。

(5) 長期修繕計画の策定について（意見 15）

修繕に関しては、原則として 50 万円以上の修繕は豊橋市が行い、50 万円未満の修繕は、指定管理者の負担で行うこととされている。

今回の監査対象となった豊橋市民球場、豊橋市総合体育館及び豊橋市屋内プール・アイスアリーナの各施設に関し、市の負担で行う金額の大きな修繕を対象とした長期修繕計画が、各管理運営仕様書に下記のとおり記載されている。

指定管理者は指定管理期間内を含む 15 年の建物設備修繕計画を策定し市へ提出すること。

なお、豊橋市屋内プール・アイスアリーナは平成 29 年度開始の指定管理期間を、豊橋市民球場、豊橋市総合体育館は平成 31 年度開始の指定管理期間をそれぞれ前提としている。

つまり、長期修繕計画の策定は、市ではなく指定管理者が行うべき業務とされている。また、長期修繕計画は従来策定されておらず、平成 29 年 4 月より開始している豊橋市屋内プール・アイスアリーナ以外、現時点においても策定されていない。策定されていない理由は指定管理期間の開始後間もないからとのことである。

これについて、所管の豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課（以下「所管部課」という。）によれば、長期修繕計画の策定には、所管部課も 関与するものの、指定管理業務に携わる管理者が自ら計画策定を実施することで、より実効性を高めることを意図しているとのことであり、そのため上記の指定管理期間に合わせて計画を策定することが織り込まれている。

確かに指定管理者は各施設に関する情報を多く有している。しかし、各指定管理者が策定したとしても、50 万円以上の修繕は、原則として市の負担で行われるため、市の予算上の制約から施設ごとあるいは年度ごとの優先順位をどのように付けていくかという問題が生じる。

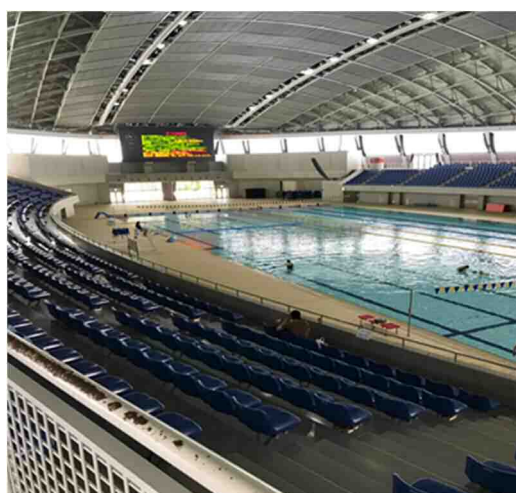
既に建設後長期間が経過しており、各施設の老朽化が予想されることから、可能な限り早期に長期修繕計画を策定することが望ましい。また、指定管理者が作成する方法を採るのであれば、最終的には市の責任で長期修繕計画を作成・遂行する必要があることから、計画作成の際には事前に市

と指定管理者が十分に意見交換するとともに、完成した長期修繕計画の内容を所管部課は十分に理解し、計画の実効性を担保することが望ましい。

5. 屋内プール・アイスアリーナ

公の施設の名称	屋内プール・アイスアリーナ
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：ハマダスポーツ企画・日本管財グループ 指定期間：平成29年4月1日から令和4年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市神野新田町字メノ割1番地の3
所管部課	文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課
設置目的	市民が身近にスポーツを親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図るため
供用面積	土地面積 244,500.00 m ² 延床面積 11,644.33 m ² 建築面積 9,422.16 m ²
建設年度	2005年度

平成30年度利用者数	143,198人
平成30年度開館1日当たり利用者数	425人
平成30年度施設行政コスト	234,661,438円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	624円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,639円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	20,153円



屋内プール・アイスアリーナ

(1) 概要

屋内プール・アイスアリーナ（通称：アクアリーナ豊橋 以下においては通称を用いて記述する）は、市民が身近にスポーツを親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図ることを目的として 2005 年度に竣工した公認競技用 50m プールが 10 コース、25m プールが 7 コースと 2,011 席の観覧席がある水泳施設である。このほかにも 540 m²のトレーニング室、ストレッチスペースとしても使用可能な 108 m²のスタジオ、各 15 名程度を収容できる会議室 1 室、役員室 3 室を備えた大規模施設である。

(2) 事業報告書の不備について（指摘 17）

豊橋市では令和元年 5 月 31 日付で平成 30 年度の事業報告書を指定管理者より受理しているが、当該報告書を閲覧したところ、下記のような不備が生じている。

① 利用者数の誤りについて

事業報告書には、アクアリーナ豊橋の運営状況を把握するために利用者数を記載する箇所があるが、この一覧表の中で平成 30 年 5 月と平成 31 年 1 月のアリーナを占有して使用した人数がマイナスで表示されている。指定管理者に確認したところ、いずれも全く違う数字が記載されていたとのことである。このほかに平成 31 年 1 月のアリーナを利用した小人の人数も 7,068 人との記載があるが 3,534 人の誤りであることも判明した。

② 事業報告書内の数値の不一致について

事業報告書には、収入と支出が記載された決算書と、支出項目の内訳が記載された内訳表があるが、水道光熱費に関してその金額が相違している。決算書では 55,749,855 円であるものの、内訳書では 55,744,909 円となっている。指定管理者に確認したところ、決算書の内容が正確なもので内訳書の記載において、集計漏れがあったとのことであった。

いうまでもなく事業報告書は指定管理者が事業計画に基づき適正に業務を執行したか否かを判断する資料の一つであり、その記載については高い正確性が求められるものである。以上の事柄は事業報告書を一読すれば容易に判明することであり、事業報告書の作成にあたっては、指定管理者だけでなく、受理している所管部課においても、より注意深く確認を行うべきであると考えらる。

(3) 駐車台数の誤りについて (指摘 18)

豊橋市が作成したアクアリーナ豊橋のパフレット裏面に駐車場 800 台と記載されているが、実際に現地を視察したところ、明らかに収容台数はこれを下回っていた。

800 台は隣接する豊橋市総合体育館や臨時駐車場をふまえた台数であると推察される。実際にアクアリーナ豊橋専用の駐車場は 192 台とのことであり、利用者を誤導しないためにも、早急にパフレットの修正を行うべきである。

(4) 備品の管理について (指摘 19)

アクアリーナ豊橋では各備品と備品台帳を紐付けするために、備品シールでの管理を行っている。備品台帳を基に 6 件のサンプルを抽出し、現物の確認を行った。その結果、いずれも現物を確認することができたが、備品シールが貼り付けられていないものが 1 件あった。また、備品シールが貼り付けられているものの、当該シールには何も記載されていないものが 1 件あった。備品シールが貼り付けられていなかった備品は下記のとおりである。

物品番号	取得年月日	物品名	取得価額
0000381325	平成 30 年 3 月 31 日	硬貨紙幣計数器 EVV-750	150,650 円

また、備品シールは貼り付けられているものの、当該シールに何も記載がなかった備品は下記のとおりである。

物品番号	取得年月日	物品名	取得価額
0000352190	平成 17 年 10 月 25 日	氷上削整機	12,390,000 円

備品シールは、当該備品に精通していない者であっても容易に備品台帳と現物を結びつけることを可能にする手段であることから、その使用をより徹底して行うべきである。

また、指定管理者の担当者に確認したところ、備品の棚卸は行っていないとのことであった。豊橋市と指定管理者との間で締結された「豊橋市屋内プール・アイスアリーナの管理に関する協定書」(平成 29 年 3 月 22 日) 第 9 条第 1 項および「豊橋市屋内プール・アイスアリーナの管理運営仕様書」【業務要領 2 施設の維持管理】に記載のとおり、建築物、建築設備、並びに備品

等を維持管理する責任は指定管理者にあると考える。その維持管理の一環として、豊橋市財産管理規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められている。また、備品は市有財産でありその実在性、修繕の必要性等を把握するためにも、備品の棚卸を行うべきである。

(5) 利用者の減免申請の時期について (意見 16)

豊橋市体育施設利用料金減免要綱では利用料が減免となる行事等とともに施設も記載されており、アクアリーナ豊橋もこれに含まれている。そして、同要綱第 8 条 2 項において「指定管理者は、利用料金の減免を行ったときは市に報告をしなければならない」されており、減免を行った結果報告を行えば足りると考えられる。アクアリーナ豊橋においても、年度終了後一度に前年度に行った利用料金の減免措置を報告している。

実際に指定管理者に確認を行ったところ、平成 30 年度に行った減免措置の豊橋市への報告は令和元年 7 月であると判明した。事業報告書を例年 5 月末に提出していることから鑑みると、報告の時期が遅いと言わざるを得ないことから今後は事業報告書と同時期程度の報告が望ましいと考える。

(6) 収入印紙の不足について (意見 17)

指定管理者が A 社に再委託している業務の詳細は下記のとおりである。

業務名称	アクアリーナ豊橋建物管理業務
期間	平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日
金額 (税抜)	5,700,000 円

上記業務にかかる A 社からの請書には 5,000 円の収入印紙が貼られており、これは建設工事の請負にかかる契約に基づいて作成されたものに適用される軽減税率を用いたと考えられるが、業務名称並びに指定管理者への質問から当該業務はこれにはあたらず、通常通り 1 万円の収入印紙の貼り付けが必要になると考えられる。今後より注意深く確認し、必要に応じて専門家の意見を聴く等の対応が望ましいと考える。

なお、現在では、修正対応した旨報告を受けている。

(7) 防災訓練の実施について (指摘 20)

訓練の実施について、「豊橋市屋内プール・アイスアリーナ管理運営仕様書」の 4-2(3)②に以下の記載がある。

利用者等の安全確保のため、災害発生の対応マニュアルを整備し、従業

員に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。

指定管理者では、マニュアルとして「豊橋市屋内プール・アイスアリーナ災害時対応マニュアル」及び「豊橋市屋内プール・アイスアリーナ危機管理マニュアル」を策定している。また訓練については年2回の防災訓練の他、地震についても防災訓練を実施しているが、これらの訓練に関する実施記録は作成されていなかった。

これについて上記仕様書によれば、「5-2 職員の研修」において、以下のとおり定められている。

職員に対して接遇、防災、救急救命、施設管理のほか必要な研修を実施すること。

防災訓練は職員に対する研修としての意味もあり、実施することにより、職員の当事者意識を高め、また参加者が何かしらの気づきを得る場合もあることから、毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

6. 豊橋市総合体育館

公の施設の名称	総合体育館
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：公益財団法人 豊橋市体育協会 指定期間：平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日 選定方法：公募
所在地	愛知県豊橋市神野新田町字メノ割 1 番地の 3
所管部課	文化・スポーツ部 「スポーツのまち」づくり課
設置目的	市民が身近にスポーツを親しむことができるようにするとともに、競技水準の向上を図るため
供用面積	土地面積 244,500.00 m ² 延床面積 12,584.49 m ² 建築面積 8,824.50 m ²
建設年度	1988 年度

平成 30 年度利用者数	238,028 人
平成 30 年度開館 1 日当たり利用者数	773 人
平成 30 年度施設行政コスト	173,834,465 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	463 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	731 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	13,814 円



施設外観

(1) 概要

豊橋市の総合スポーツ公園内にあり、場所は三河港の神野ふ頭にほど近く、バスケットボール、バレーボール等の試合のほか、展示会や各種イベントにも利用されている第1、第2競技場や卓球室、トレーニング室、会議室を含む施設である。

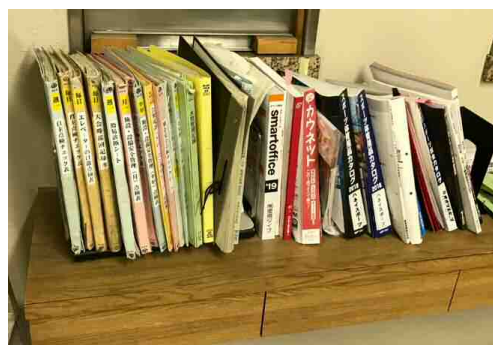
またB1中地区の三遠ネオフェニックスのホームアリーナとしてB.LEAGUEではホームゲームの8割である年間24試合を開催している。

なお、豊橋市は公募による指定管理者の選定を実施した結果、上記指定管理期間終了時においてハマダスポーツ企画・日本管財グループを新指定管理者として選定し、平成31年4月1日から令和4年3月31日の3年間を指定管理期間として指定管理者契約を締結している。

(2) 旧指定管理者の資料保管（指摘21）

監査対象年度末において、指定管理者が交代していることから、指定管理者の異動に伴う引継ぎの実施手続を確認した。

総合体育館に保管されている文書を確認したところ、前指定管理者の資料がそのまま保存されているケースが散見されている。



保管文書について、新旧指定管理者にそれぞれ質問したところ、指定管理者交代前の施設利用申込をそのまま引き継ぐ必要があり、また申込者等を含めた、年間を通じた過去の利用情報を提供するという観点から、申込者の申込文書・減免申請書の直近1年間分を貸与することにつき口頭で了承しているとのことである。

しかしながら、申込文書・減免申請書は利用者の個人情報が含まれる文書であることから、貸与文書の範囲を明確にしたうえで、貸出文書・貸出期間を明記した文書を書面で取り交わすことが必要である。

また、その他にも設備の保守点検報告書や見積書等の文書についても多数総合体育館内に保管されていたが、網羅的に把握されていない状況であった。

指定管理者としての設備保全の継続性の観点からは、主要設備の更新状況について整理したものを旧指定管理者から引き継ぐべきではあるものの、それが困難な場合には、少なくとも年次点検設備については最低限直近年度の報告書を、また、数年ごとの点検や主要設備の更新関連資料についても直近の関連資料を旧指定管理者より借用することが必要であり、これについても文書所有者は旧指定管理者のため、書面で取り交わすことが必要である。



(3) 旧指定管理者独自の減免実施の終了について (指摘 22)

旧指定管理者において、平日の稼働率向上のため、指定管理開始時点において、平日3日以上(連続又はその週のうち)利用した場合、専用利用料金及び付属設備利用料金を2割減額する旨を市に協議を申し入れ承認を得て協議同意書を締結していた。

この場合、指定管理者が交代する場合には、旧指定管理者独自の対策であることから、新指定管理者へは引き継がれず、指定管理期間満了に伴い、減

額も終了することとなる。

この施策の利用終了について、市民への周知状況を確認したところ、利用者が少ないこともあり、特別にホームページ等での公表をしていない状況にあった。但し、同時に施設利用回数券制度についても廃止されているが、これについては、窓口等で掲示し告知していたとのことであった。

市施設利用者の公平性の観点から、少なくとも指定管理者変更が決定した段階で、公表すべきであったのと同時に、予約申し込み開始期間を踏まえつつ、市施設としての周知の考え方を旧指定管理者に明示しておくことが必要であった。

また、利用者によるクレーム発生可能性も踏まえ、さらに新指定管理者が減免施策を継続するか否かの判断材料の観点から、少なくとも旧指定管理者による個別値引き実施施策を指定管理者の引継ぎ事項として、明示しておくことが必要であるのと同時に、直近の利用実績についても情報提供すべきである。

(4) 備品台帳管理（指摘 23）

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産管理規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品（2 万円以上）についてシールを貼ることとなっている。

備品台帳に計上されているものについて一部現物と照合したところ、現物が存在しないもの（耐火保管庫、ビデオ編集機等）や現物に備品シールが添付されていないものが散見されている。

また、指定管理者の引継ぎ実施後に備品台帳のデータを入手し、新指定管理者が再度備品の棚卸を実施した結果、台帳に記載されているものの、存在の確認できなかった備品が多数あることが明らかとなっており、備品台帳の精度は低く、備品の引継ぎ自体が適切に実施されていなかった。

今回の指定管理者交代を機に、今後継続的な備品管理を実施する必要がある。

(5) 施設の利用目的変更に伴う備品在庫の方向性（指摘 24）

設置当初において幼児体育室として施設を設置し、備品を購入したものの、現在は幼児体育室としての使用を廃止しているが、当時使用していた備品が以下の写真のとおり保管されている。

写真 入口、現場



備品写真 2枚

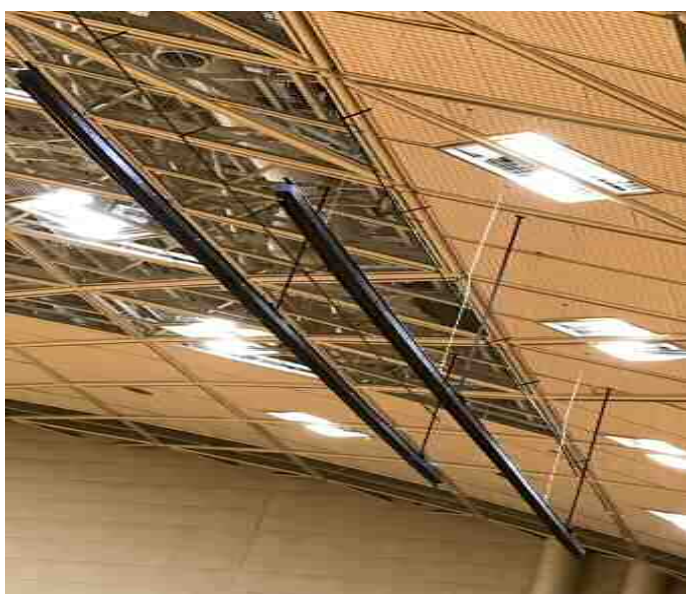
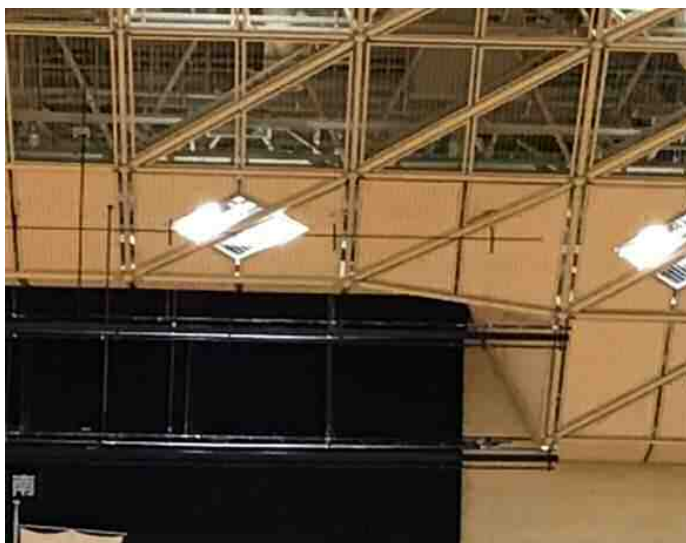


新指定管理者に確認したところ、現状、幼児施設としての再活用の予定はないため、現状備品は長期間不稼働状態となっている。今後の利用可能性を検討して、処分を検討されたい。

(6) 宙づりバトンの未修理対応によるリスク管理（指摘 25）

事故発生報告書を通査していたところ、平成30年10月に総合体育館第1アリーナで旗のつり下げバトンのワイヤーが巻き上げドラムから脱落する事故が発生しており、直後にワイヤー補強がなされているものの、往査日時点において未修理の状態となっている。

写真：正面、下部写真



当該理由を確認したところ、上げ下ろし作業に伴い3日程度の閉鎖が必要であることや上げ下ろし費用が高額となる見積が提示されており、費用負担を協議していたためであるが、ワイヤー補強により落下可能性は低い状態となっており、令和元年10月に脱着工事を実施する予定とのことであった。

しかし、往査日当日も高校生のハンドボール大会の試合がちょうど真下で開催されており、万が一の落下危険性のある状態が1年近く継続していることは施設のリスク管理の観点からは好ましくない状態であり、緊急度が極め

て高いものと考えられることから、早急に対応されたい。なお、現時点において撤去工事の実施は終了し、危険度は低減している旨の連絡を受けている。

また、加圧ポンプについても2台中1台故障している状態が長期間継続しており、加圧ポンプが故障した場合、総合体育館内の給水がストップする可能性が高い状況にあり施設利用自体が困難になるため、早急に対応されたい。



(7) 備品引継ぎ立会時における取り交わし文書 (指摘 26)

指定管理者の交代に伴い、旧新指定管理者の現場確認者と市職員により、施設状況の確認が平成31年3月29日に実施され、3者間で引継ぎ確認書が作成され、新旧指定管理者及び市職員の現場責任者が署名押印している。

引継ぎ確認書の原本を閲覧したところ、以下の①から③までの3項目に加え、④として引継ぎ時に旧指定管理者が実施すべき事項が明記されていた。

- ① 設備・備品の状況 (故障中・修繕が必要な個所)
- ② 施設の特徴・問題点の確認
- ③ 鍵の確認
- ④ 引継ぎ時に旧指定管理者が実施すべき事項
 - ・ 不要な物等については、体育協会にて処分すること
 - ・ 指定管理業務範囲内で修繕できることについては、体育協会が修繕する

こと

- ・ 地区体育館照明玉切れについて
- ・ 総合体育館において破損したバトンを当事者が協議し修繕すること
- ・ 上記記載されている以外にも、経年劣化による不具合箇所は多数あり。お客様への影響が大きいもののみの記載となっているため、次回指定管理者が変更になる場合は、今回の引継の状態を基準とする。

上記③までの記載内容は設備・備品の現物状況確認の内容であり、市も含めた現場担当者からの署名で問題はないものの、④の内容については体育協会の修繕費用負担の内容であり、契約書と同様であることから、担当者間でのサインのみでは不可であり、原則として新旧指定管理者間での合意文書として、あらかじめそれぞれの承認決裁の上で取り交わす内容のものであった。また、担当者の署名であったとしても、市としては部署内で契約文書としての決裁が必要であり、当該引継ぎ確認書は今後も指定管理者変更に伴い発生する可能性がある文書であることから、引継ぎ時の取り交わしについては注意されたい。

(8) 指定管理引継ぎ時の現状復旧の明確化 (指摘 27)

今回、新旧指定管理者間において、設備・備品の引継ぎを実施しているが、前記のとおり、指定管理期間において本来実施すべき修繕が実施されていないものも見受けられ、備品棚卸の結果在庫についても相当数の不足が見受けられている。

今後、指定管理期間の終了に伴い、場合により顕在化することが予想される中で、現状復旧の定義が不明確な状況にあることが明らかとなっている。基本的には、設備の経過年数に応じた減耗等の発生は想定されることや、今後も指定管理者交代が相当程度発生することが予想される中で指定管理者交代時における旧指定管理者の帰責・負担問題の明確性の観点から、施設所有者である市として現状復旧の内容について明確化することが求められる。

(9) 指定管理者交代時におけるマニュアルの遵守 (指摘 28)

前記のとおり、指定管理者交代に関する様々な問題事項を提起しているが、その根本原因としては、指定管理者の交代は新旧指定管理者間で適切に実施されることが前提となっていることが考えられる。

市としては、指定管理者制度の導入に伴い、財務部資産経営課が「指定管理者制度運用マニュアル」を作成しており、その中で業務の引継について以下のとおり、規定されている。

V 指定後の手続き・事前準備と引継

(以下略)

2-2 引継 (運用方針Ⅱ 8 (2))

施設管理に関する文書の引継、備品の管理、利用の事前予約等の協議事項について、事前に明確にしておき、指定期間の始期から円滑に支障なく施設管理ができるようにしておいてください。

【文書等】

施設管理に関する文書については、市がモニタリングを実施するもの以外は指定管理者のルールで行ってもらうことができます。

ただし、個人情報については「解除後も他にもらしてはならない」ものですので、データは返却していただくか破棄してください。

【備品等】

指定管理者が持ち込んだ備品や指定管理料以外の経費で購入した備品等の所有権は指定管理者にあります。市と協議の上、市に無償譲渡していただくこともできます。この場合、備品等管理システムに登録し、財産管理規則に基づく整理をしてください。

引き継いだ物品等 (特に備品類) は、一覧表にしておいてください。

【新旧指定管理者の引継】

市は、現指定管理者に対して次期指定管理者と業務の引継をするよう指示します。さらに市は、現指定管理者と次期指定管理者の引継ぎの場に立ち会い、指導・監督を行うものとします。

新旧指定管理者間で市民の施設利用に支障がないようにする継続運営は最低限必要であるが、施設管理の観点や備品等の物品管理の観点や様々な部局でも今後指定管理者の引継ぎが継続的に行われることが想定しうる。今回、上記(7)や(8)のような不備が認められたが、マニュアルとしての性格上、具体的な手続についてまで詳細に規定するのは限界がある。今回判明した問題等を含め、具体的な引継ぎ手続について記録を残すようにし、今後は適切な引継ぎが実施されるように指導されたい。

(10) 防災訓練の実施について (指摘 29)

訓練の実施について「豊橋市総合体育館等管理運営仕様書」では4-2(3)②において以下の記載がある。

利用者等の安全確保のため、災害発生の対応マニュアルを整備し、従業員に周知し訓練を行う等緊急時の対応について十分な対策を講じること。

指定管理者は、マニュアルとして「豊橋市総合体育館消防計画」を策定している。しかし、消防訓練についての計画書及び実施届は作成され、実際に平成30年9月20日及び平成31年3月6日に訓練が実施されたが、訓練の具体的な実施記録は作成されていなかった。

また、マニュアルには地震等防災に関する規程も含まれていたが、防災を対象とした訓練自体は行われていなかった。

防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であるため、消防だけでなく地震等の防災についても訓練スケジュールを定めて実施するべきである。また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者から何かしらの気づきが得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

なお、上記仕様書によれば「5-2 職員の研修」において、以下のとおり定められている。

職員に対して接遇、防災、救急救命、施設管理のほか必要な研修を実施すること。

防災訓練は、防災に関する研修としても重要な意義を有する。指定管理者の業務として、上述した不備のないよう実施するべきである。

7. 中央図書館

公の施設の名称	中央図書館
運営形態	直営
所在地	豊橋市羽根井町48番地
所管部課	文化スポーツ部 図書館
設置目的	図書、情報その他必要な資料を収集、保存し、市民の利用に供し、文化活動及び生涯学習活動の向上に資するため
供用面積	土地面積 6,426.00 m ² 延床面積 5,655.34 m ² 建築面積 2,312.30 m ²
建設年度	1982年度

平成30年度利用者数	327,722人
平成30年度開館1日当たり利用者数	1,130人
平成30年度施設行政コスト	355,867,768円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	947円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,086円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	62,926円





中央図書館

(1) 概要

豊橋市における図書館は、中央図書館をはじめ向山図書館、大清水図書館の各分館、そして地区市民館や校区市民館等 74 か所の図書館分室をとおして、100 万冊余りの豊富な蔵書や貴重な資料をもとに、地域に根差した図書館サービスの提供に努めている。そのはじまりは、1848（嘉永元）年に羽田野敬雄が開設した羽田八幡宮文庫（羽田文庫）を母体として 1912（明治 45）年 4 月 1 日に創立、1913（大正 2）年 1 月 15 日に花田町守下に開館した。100 年以上の歴史があり、市制施行後最初に作られた公共施設でもある。

(2) 分館で廃棄処理した図書の処理について（指摘 30）

施設内を視察したところ、3 階の未使用の部屋に段ボールに入った数百冊の図書が保管されていた。内容を確認したところ、向山図書館から送られてきた図書であることが判明した。さらに詳細を確認したところ、当該図書は向山図書館で諸々の事情で除籍処分されたものの、中央図書館において再度蔵書として貸し出しができるか否かの確認作業中の図書であることが判明した。

各段ボールには年度が記載されており、ばらつきはあるものの、システムで確認したところ、向山図書館においておおむね平成 27 年度に除籍処分されていたものであることも併せて判明した。中央図書館の対応として、再度蔵書として貸し出しを行うのか、実際に廃棄業者等へ引き渡すのか、定期的なバザーに出すのか、他の図書館に引き渡すのかのいずれかを判断することになる。

市有財産の有効活用は素晴らしいことであり、今後も継続していく必要があると考えるが、その判断はできる限り迅速に行う必要があると考える。今

後、向山図書館から送られてきた除籍処理済み図書を中央図書館で再利用するか否かの判断を速やかに行うべきである。



該当図書の様子

(3) 図書の廃棄のルール作りについて (指摘 31)

前述のとおり、分館において手続上は除籍処理された図書が、その再利用の可否の判断のためとはいえ、数年間市有財産としてなんら把握ができない状態で中央図書館において保管されていた。担当者へ確認したところ、現状、豊橋市では手続上除籍処理した図書を実際に廃棄業者等へ引き渡すのか、定期的なバザーに出すのか、今回のように他の図書館に引き渡すのかに関してのルールが明確ではないとのことである。今後ルール作りを進めるべきである。

(4) 滞納者への督促について (指摘 32)

現状において、中央図書館では下記の要領で図書等の貸し出しを行っている。

資料	貸出数	貸出期間
図書・紙芝居など	10 冊以内	15 日以内
CD	2 点以内 (図書とは別)	15 日以内

そして、返却期限を超過した場合、新たな貸し出しを停止し (豊橋市図書館規則第 14 条)、3 か月経過した利用者に対し、督促はがきを送付して早期の返却を促している。平成 30 年度の督促はがき発送の実績は、のべ 380 人 1,291 冊で、うち督促はがき送付後 1 か月を経ても返却されない図書は 276 冊、割合としては 21.4%になる。冊数にして 8 割程度の返却滞納図書が督

促はがきを一度送ることによって返却されていると考えることもできるが、一方で毎年 100 冊以上の図書が返却滞納を理由として除籍されている。

具体的には、3 年以上経過しても返却されない図書について実質的に回収が不可能であると判断され、除籍処分を行っている。その詳細は下記のとおりである。

除籍年度	返却予定日	一般図書	児童図書	合計
平成 28 年度	H25. 4. 1 ～H26. 3. 31	81 冊	31 冊	112 冊
平成 29 年度	H26. 4. 1 ～H27. 3. 31	94 冊	28 冊	122 冊
平成 30 年度	H27. 4. 1 ～H28. 3. 31	93 冊	37 冊	130 冊

複数回の督促はがきの発送や、電話等による督促を行うことにより除籍処分を行う図書を減少させるべきである。

図書の取得価額は様々であるため、その影響額を一概に算出することは困難ではあり、督促費用との費用対効果の観点からはその有効性は容易には判明しないが、返却滞納者に対する抑止効果や市有財産の保全の観点から、返却滞納者へより厳密な督促を行うべきであると考えます。

(5) 備品の管理について (指摘 33)

中央図書館では、毎年度備品の棚卸を実施しており、各備品の現物と備品台帳を紐付けする手段として、備品シールでの管理を行っている。備品台帳を基に、サンプル抽出を行い実物を確認しようとした 6 件のうち 4 件で備品シールが貼り付けられていなかった。いずれも現物を確認することはできたものの、備品シールが貼り付けられていなかった備品の詳細は下記のとおりである。

物品番号	取得年月日	物品名	取得価額 (円)
0000271048	1994/3/31	彫刻 マーブル像	768,000
0000273566	1994/3/31	版画岡本太郎 615×830	200,000
0000311399	2008/2/19	印刷機 RZ570	420,000

また下記については、過去に備品として保有していたが、現在はリース資産に更新されているにもかかわらず、備品台帳に記載されたままになっていたことが判明した。

物品番号	取得年月日	物品名	取得価額（円）
0000371077	2005/4/20	除細動器 フィリップス M3861A	614,880

備品シールは、当該備品に精通していない者であっても容易に備品台帳と現物を結びつけることを可能にする手段であることから、その使用をより徹底して行うべきであり、また備品が更新された際には備品台帳に遅滞なく反映する必要がある。

(6) 持ち主不明の現金について（指摘 34）

中央図書館 2 階の書架の入り口に複写機の使用料等を保管する金庫が置かれていたことから中を確認したところ、持ち主不明の数千円の現金が封筒に入れられた状態で保管されていた。担当者に確認したところ、当該現金の存在を認識しておらず、以前から保管されていたものと推察できるが、その詳細については不明であるとのことであった。持ち主不明の現金としてしかるべき処理を行うべきである。

なお、その後の調査の結果、所有者は判明している。



持ち主不明の現金

(7) 防災訓練の実施について（指摘 35）

豊橋市中央図書館では、マニュアルとして「豊橋市中央図書館消防計画」及び「豊橋市中央図書館地震防災規程」を策定している。訓練については、平成 30 年 12 月 28 日に「豊橋市中央図書館総合防災訓練」を実施しているが、その内容は火災発生と避難誘導の実践を目的としており、地震等の防災の対応について具体的な行動訓練を伴うものではなかった。また、実施された訓練に関する実施記録は作成されていなかった。

防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、消防だけでなく地震等の

防災についてもスケジュールを定めて実施するべきである。また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者からの気づきが得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、訓練内容について毎回実施記録を作成し、参加者で共有する必要がある。

(8) 避難器具の使用可能性の確保について (指摘 36)

施設内を視察したところ、3階に避難器具が設置されていたが、避難器具の使用に際し、周辺の樹木が干渉する状況にあった。

緊急時に使用する避難器具が、使用できなくなることをないように、日頃から、必要なスペースを確保する等、周辺環境には十分配慮されたい。



避難器具の様子

(9) 減免申請手続について (指摘 37)

図書館において、会議室の使用は有料となっている。この場合の料金は以下のとおりである。

改定後 (令和元年10月1日～)

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時30分から 午後7時まで
集会室	円 1,900	円 3,090	円 1,490	円 6,480
第一会議室	450	700	360	1,510
第二会議室	450	700	360	1,510
第三会議室	450	700	360	1,510

備考 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。

改定前（現在～令和元年9月30日まで）

	午前	午後	夜間	全日
	午前9時30分から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午前9時30分から 午後7時まで
集会室	円 1,870	円 3,040	円 1,470	円 6,380
第一会議室	450	690	360	1,500
第二会議室	450	690	360	1,500
第三会議室	450	690	360	1,500

備考 入場料又は会費の類を徴収する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする

上記に関する減免申請の手続について、「豊橋市図書館条例」では以下のとおり規定されている。

（使用料の減免）

第8条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

さらにこれを受けて「豊橋市図書館の施設等の使用に関する要領」（以下「要領」と略す）においては、

第5条 条例第8条に規定する施設の使用料及び手数料の減免については、（略）次に掲げるときは減免とする。

（1）使用料の減免

ア 図書館活動に協力し、図書館に登録している団体（略）で、図書館活動に関連する会議、研究会、講演会、講習会などに使用するとき、使用料は免除とする。

イ 第2条第2号及び3号（※）で規定する者の使用料は免除とする。ただし、後援する事業で使用するものを除く。

ウ 第2条第5号（※）で規定する者のうち、特に図書館行政の推進に寄与すると認められる者については、使用料を減免することができる。

上記の第2条第2号及び第3号並びに第5号の（※）については、以下のとおり規定されている。

第2条（略）

（2）市又は教育委員会が主催もしくは共催又は後援する事業で使用しよう

とする者

(3) 国又は県又は地方公共団体が主催する事業で使用しようとする者

(5) その他、会議室、集会室の使用予定がない場合で、図書館長が使用を認めた者

平成 30 年度以降往査日までの使用料の減免申請書を閲覧したところ、減免理由について、上記第 5 条の規定のどこに該当するのか、明確に示されていないものが認められた。使用料の減免申請については、限定的に解すべきであり、承認にあたっては根拠を明確にしておくべきである。また上記要領の第 5 条(1)ウの規定については、抽象的な表現の基準となっており、あらかじめ該当する場合について内規によって具体的に定めておく必要がある。

(10) 電子書籍の導入について (意見 18)

平成 31 年 3 月に公表された「豊橋市図書館基本構想」(以下「基本構想」という。)によれば、市の図書館全体の来館者数は平成 27 年 4 月に大清水図書館が開館したことから、年間約 60 万人から約 90 万人まで増加したものの、中央図書館の来館者数は年々減少しているとのことである。また、利用者数についても市の図書館全体では年間 40 万人前後で推移しているが、中央図書館の利用者は年々減少している。貸出冊数についても同様に減少しており、その主な要因としてスマートフォン端末やタブレット端末による電子書籍の普及が考えられるとしている。

中央図書館における来館者数等の推移

(単位:万人、万冊)

	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
来館者数	43	40	39	38	37
利用者数	22	21	21	20	19
貸出冊数	112	106	100	95	93

また、基本構想では利用者数を年齢別にも分析しているが、若年の利用者層が低いという結果が出ている。平成 29 年度の全利用者に占める 19 歳から 29 歳までの利用者の割合は、男性で約 5%、女性で約 6%である。

市が実施した市民意識調査(第 49 回・平成 30 年度)では、図書館のサービスや機能の充実について調査している。電子書籍を自宅に居ながら借りられるサービスの充実については 16.9%がよいと思うと回答しているが、20 歳代は 28.9%、30 歳代は 27.4%がよいと思うと回答しており、若い世

代では一定のニーズがあることが分かる。また、市民意識調査によれば、交通の利便性や駐車場の充実を希望する回答が 41.9%あったが、電子書籍であれば交通の利便性については問題にならない。

市も電子書籍の導入について問題意識を持っており、基本構想における取組項目に「デジタルコンテンツの活用促進」を掲げ、以下のように記載している。

- 電子書籍等のデジタルコンテンツは、いつでも、どこからでもインターネットを通じて電子書籍等の検索・貸出・返却・閲覧ができることから、図書館の潜在的利用者へのアプローチとして有効な手段として挙げられます。
- 現状では、紙媒体より割高であることや、対応書籍の数も限定的であることから、今後のコンテンツの充実度合いや導入価格などの動向も注視しつつ、デジタルならではの特性を活かしたコンテンツの活用促進に努めます。

電子書籍にはコスト等の問題もあり、簡単に導入できるものではないことは理解できる。しかし、前述のようにスマートフォン端末やタブレット端末が普及し、特に若い世代はデジタルコンテンツになじんでいる状況からすれば、電子書籍等の新しいサービスを市民に提供することも、これからの図書館の役割であると思われる。

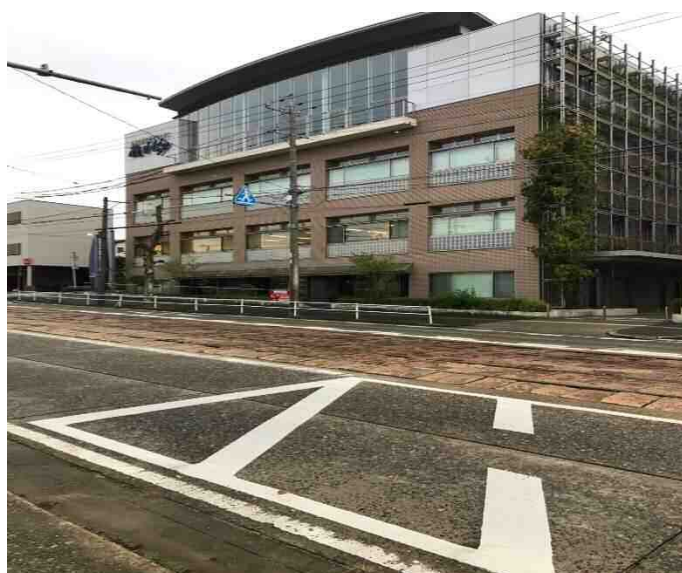
また、中央図書館には約 70 万冊の図書が保管されているが、当初想定していた保管冊数を超えており、保管場所の確保が難しくなっている。電子書籍であれば保管場所は問題にならない。

電子図書館のサービスを市民に提供している近隣自治体等も参考にし、電子書籍の導入について検討していただきたい。また、コスト削減及び利便性向上の観点から他の自治体と電子書籍の相互利用を行うことについても検討することが望ましい。

8. 豊橋市総合福祉センター

公の施設の名称	総合福祉センター（あいトピア）
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会 指定期間：平成26年4月1日から平成31年3月31日 選定方法：非公募
所在地	愛知県豊橋市前畑町115番地
所管部課	福祉部 福祉政策課
設置目的	社会福祉の総合的な振興と増進を図るため
供用面積	土地面積 3,551.02 m ² 延床面積 6,068.27 m ² 建築面積 1,884.42 m ²
建設年度	2003年度

平成30年度利用者数	93,663人
平成30年度開館1日当たり利用者数	304人
平成30年度施設行政コスト	110,231,955円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	294円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,177円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	18,166円



施設外観

(1) 概要

本格的な少子高齢化社会の到来、障害者や子どもを取り巻く社会環境の変化等により福祉に対するニーズが今後ますます増大、多様化する中で、行政だけの対応が難しく、お互いに助け合い支え合う等身近なこと及び自分たちのできることから取り組んでいくことが必要となっている。その中で、社会福祉の総合的な振興と増進を図ることを目的として、「総合福祉センター機能」「障害者生活支援機能」「福祉ふれあい機能」を併せ持つ福祉の拠点となる複合施設である。

指定管理者である豊橋市社会福祉協議会は、①市民福祉の振興及び施設の利用促進を図る事業の実施、②職員の雇用及び貸出し等の施設の運営、③施設の維持管理その他の管理業務を実施している。なお、ボランティアセンター等を自ら運営している指定管理者である豊橋市社会福祉協議会のほか、喫茶コーナーを運営する障害者団体、事業を委託している障害福祉課やこども未来政策課等、複数の組織等で施設全体を使用している。

(2) 稼働率向上のための使用者の対象範囲の検討について（意見 19）

総合福祉センターは市における福祉の拠点として、会議室、多目的ホール、研修室、料理実習室等が設けられており、平成 30 年度における稼働率は以下のとおりである。

(単位:%)

室名	稼働率			
	午前	午後	夜	合計
会議室	47.1	67.2	32.8	49.0
多目的ホール	65.9	63.0	20.5	49.8
研修室	40.6	53.6	34.1	42.7
料理実習室	44.5	40.9	3.6	29.7
娯楽室	32.8	51.9	2.6	29.1
和室	18.5	16.6	3.6	12.9

午後の稼働率は比較的高いが、夜の稼働率が低く、終日で見ると稼働率が50%を下回っている状態である。指定管理者においても、過去に老人クラブにチラシを配付する等、稼働率向上に努めているとのことであるが、より一層の稼働率の向上を期待したいところである。

この点につき、「豊橋市総合福祉センター設置及び管理に関する条例」（以下、「条例」という。）によれば、総合福祉センターを使用できる者は以下の

とおりに定められている。

第3条 総合福祉センターを使用できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に居住する高齢者、障害者及びその介護者並びに子育て世帯の保護者及び子ども
- (2) 市内に居住し社会福祉活動を行う個人及び市内に所在し社会福祉活動を行う団体で、地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたものが必要があると認めたもの
- (3) その他市長が適当と認めた者

なお、条例第3条(2)における「地方自治法第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの」とは指定管理者のことである。

また、条例第3条(1)～(3)のうち、(1)及び(2)に定める者が総合福祉センターを使用する場合には無料とされている。

指定管理者にヒアリングしたところ、実際の使用者は(1)及び(2)に定める者であり、(3)について使用の申請があることは極めて稀とのことであった。仮に使用を希望する者から(3)に基づき申請がある場合、どのように指定管理者が市長の承認を得るのか、どのような場合に許可するかについて明確な規定はない。

総合福祉センターは豊橋鉄道市内線の最寄り駅から徒歩数分と立地条件がよく、前述のように会議室、研修室及び多目的ホール等様々な種類の貸室がそろっていることから、会議室等の利用について潜在的なニーズはあると思われる。総合福祉センターが福祉目的の施設であり、その目的に沿った使用者を優先することに異論はないが、稼働率が高くない現状においては施設の有効活用にも配慮する必要がある。条例第3条(3)に基づき使用者の対象範囲を実質的に拡大することについて検討することが望ましい。

(3) 防災訓練の実施について（指摘 38）

訓練の実施について、事業計画書の「⑤危機管理対策について」に以下の記載がある。

(3) 消防訓練

年に2回、消防訓練を実施し、福祉センターの利用者を含めた火災時の避難誘導、初期消火、救急救命などの対応についての訓練を行います。

指定管理者は、マニュアルとして「豊橋市総合福祉センター消防計画」（以下「消防計画」という）を、地震防災に関しては「豊橋市総合福祉センター地震防災規程」（以下「防災規程」という）をそれぞれ策定している。

上記事業計画に則して、消防計画の第 8 条に年 2 回以上の訓練を行う旨の規定があり、また防災規程においても以下のとおり規定されている。

(地震防災訓練)

第 19 条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を取得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救出救護など班別の訓練を年 1 回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年 1 回以上実施する。

しかし、消防訓練について実施する旨の計画書及び実施届が作成され、実際に平成 30 年 10 月 23 日及び平成 31 年 3 月 14 日に訓練が実施されたが、実施結果の記録は作成されていなかった。また地震防災については、訓練自体、実施されていなかった。

消防計画及び防災規程は指定管理者が自ら定めたものであり、防災訓練は利用者の安全に関わる事項である。よって、消防だけでなく地震等の防災についてもスケジュールを定めて実施するべきである。

また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者が何かしらの気づきを得る場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられることから、毎回、気づきや課題等を記載した実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

(4) 指定管理者自らが運営している施設部分を含む備品の現物管理(指摘 39)

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品一覧において管理するよう定められている。また、同規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品(2 万円以上)についてシールを貼ることとなっている。

備品一覧と現物を照合したところ、備品一覧に掲載されているものの現物がないものが以下のとおり発見された。

備品名称	取得日付	数量	金額
ホシザキ製氷機	平成 15 年 11 月	1 台	316 千円
ノート型パソコン 1 式富士通製	平成 16 年 1 月	1 台	200 千円
昇降式平行棒（小児用）	平成 15 年 12 月	1 台	279 千円

特に、昇降式平行棒に関しては、福祉部障害福祉課が平成 20 年度まで設置していた機能訓練室の中で使用していた備品であるが、豊橋市保健所（ほいっぷ）に移転しているにもかかわらず、健康部に所管換されず、健康器具として備品一覧に計上されたままの状態となっていたものである。

なお、現時点の備品一覧における健康器具備品は以下となっている。

備品名称	取得日付	数量	金額
壁面用助木 SAKAI SPR-507	平成 15 年 12 月	1 式	215 千円
マルチステーション SAKAI SPR-582	平成 15 年 12 月	1 式	202 千円
ペグボードセット SAKAI SOT-2100	平成 15 年 12 月	1 台	63 千円
ウェッジ SAKAI PC-2795F 及び D	平成 15 年 12 月	2 台	91 千円
トレーニングボール L 及び M	平成 15 年 12 月	2 個	80 千円
昇降式平行棒（小児用）	平成 15 年 12 月	1 台	279 千円

上記のうち、マルチステーション及び壁面用助木については、豊橋市保健所に移転できなかったため、旧機能訓練室に保管されているが、それ以外の備品については、全て移転しているとの説明を受けている。事実関係を確認したうえで、移転している場合には所管換を実施し、所在不明な場合には適切に処理を実施することが必要である。

マルチステーション及び壁面用助木 写真



また、指定管理者が運営上使用するために購入した備品と市の委託事業として別途購入した備品とが混在し、委託事業で使用するために購入した備品の現物管理については市の委託業務担当課が実施するため、指定管理者単独では備品等の確認が事実上困難な状況にある。

資産管理の観点から、少なくとも年1回程度は、市の委託業務担当課に備品等の確認を依頼することが必要である。

(5) 備品現物の使用状況（意見 20）

備品台帳と現物を照合したところ、備品台帳に掲載されているものの現物の使用に注意書の表示があったものが以下のとおり発見された。

備品名称	取得日付	数量	金額
点字 ^o プリンター オーツキ ^o プリンター-BT-200	平成15年12月	1台	1,000千円



指定管理者自らが別途点字プリンターを所有しており、更に新機種の点字プリンターもあるため、特に事業上使用しなくても支障はないものの、使用不可能で今後使用可能性が低い場合には処分を検討することが望ましい。

(6) 遊休施設の有効活用（意見 21）

平成22年4月における保健・医療・福祉の機能が一体となったゾーンとしての豊橋市保健所（ほいっぷ）の完成に伴い、障害福祉課は総合福祉センター2階に設置していた機能訓練室を移転しているが、監査時点における現状を確認したところ、一部移転できなかった備品を除き、空きスペースとなっていた。現時点における旧機能訓練室の使用状況を確認したところ、障害

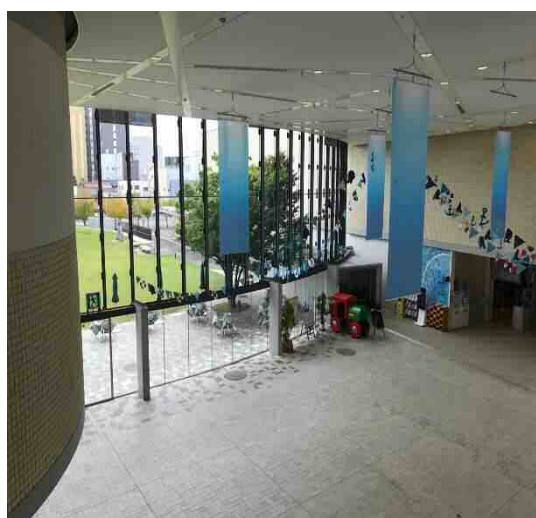
福祉課としても使用計画が明確ではない状況であり、指定管理者としても自ら運営している施設ではないため、外部への貸出を実施できない状況であった。

旧機能訓練室自体は、上記（４）の写真にあるマルチステーション下部のように運動が可能な床素材となっていること及び広いスペースが長期間空いている状態であることから、貸しスペースへの転用等施設の有効活用を検討することが望ましい。

9. こども未来館

公の施設の名称	こども未来館
運営形態	指定管理
指定管理の方法	指定管理者：ニコリン共同事業体 指定期間：平成29年4月1日から令和4年3月31日 選定方法：公募
所在地	豊橋市松葉町三丁目1番地
所管部課	こども未来部 こども未来館
設置目的	子どもを中心として様々な世代の人々がふれあう場及び機会を提供し、もって子どもの健やかな成長及び市民の交流に資するため
供用面積	土地面積 11,853.09 m ² 延床面積 7,214.72 m ² 建築面積 3,870.30 m ²
建設年度	2008年度

平成30年度利用者数	683,996人
平成30年度開館1日当たり利用者数	2,151人
平成30年度施設行政コスト	265,891,312円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	707円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	389円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	36,855円





こども未来館

(1) 概要

こども未来館は、「ささえる」「ためす」「ふれあう」「あらわす」を基本コンセプトとして、子どもの健やかな成長を育む支援や相談を行うとともに、子どもを中心に市民が交流し、活動する多世代交流の場として 2008 年度に建設された。こども未来館での活動が豊橋市全体に広がり、街中ににぎわいや楽しさを発信する拠点として、また、子育て支援の充実をはじめとした子育ての拠点施設として機能することを目的としている。

(2) 事業計画書と事業報告書の金額の不一致について（指摘 40）

事業計画書における当初予算額と事業報告書において予実分析を行っている予算額が異なっている。具体的には、平成 30 年度事業計画書添付資料 [5]において収入および支出予算が 133,148 千円とされているのに対し、令和元年 5 月 30 日付の平成 30 年度事業報告書で収支報告として決算額と併記して記載されている予算額は収入および支出ともに 133,371 千円で、各項目も、少額ではあるが、事業計画書段階の金額とは異なっている。

当初予算と最終予算が異なることは往々にしてありうることではあるものの、補正予算が組まれる際にはその理由を明記して、しかるべき手続きを経て行われることが一般的であると考えられる。しかし、今回においてはそのような手続きを経た証跡はなく、いきなり計画段階の予算とは異なる数値が事業報告書に記載され、その予算と決算額の差異に関して備考欄において予実分析が述べられている。これでは計画段階の予算額の持つ意味がなくなってしまうだけでなく、事業報告書での予実分析の意味もなくなってしまうと考えられる。

今後は事業計画書の予算を事業報告書でも用いて予実分析を行うか、期中に補正予算を作成したのであればその経緯を事業報告書に記載するべきであるとする。

(3) 事業報告書の収支分析の記載について（指摘 41）

令和元年 5 月 30 日付の平成 30 年度事業報告書について、その予実分析において「収入が予算に比較して 220 万円程の減でした」との記載があるものの、実際には予算額が 133,371 千円に対して決算額が 131,515 千円と 1,856 千円のかい離があるだけで 220 万円がどこから算出されたものであるか不明である。

また、その他の収入に関して「この年度の限定として、松葉児童クラブの利用に伴う光熱水費を徴収しています」との記載があるものの、平成 30 年 5 月 31 日付の平成 29 年度事業報告書において雑収入の欄に「松葉児童クラブ電気使用料」の記載があり事実と整合していないのではないかと疑念が生じる。

これらのことは事業報告書を一読すれば容易に判明する事柄であり、当該事業報告書を作成する指定管理団体だけではなく、所管部課においてもより精緻な確認を行うべきである。

(4) まちなか共通駐車券の管理について（指摘 42）

こども未来館では利用者の滞在時間に応じて、周辺の駐車場で使用できる「まちなか共通駐車券」を配布している。「まちなか共通駐車券」はその大部分が 2 階事務所のロッカーで保管されているが、一部がこども未来館の有料区域である「体験・発見プラザ」入口の総合案内でも保管されている。総合案内では当日 2 階事務所からの受入数と利用者への配布数を手書きの帳面で管理している。そこで、実際に「まちなか共通券」の数を数えたところ、帳簿上のあるべき残数が 194 枚であるのに対し 195 枚が確認された。帳簿への誤記入か渡し漏れ等がその要因として考えられる。まちなか共通駐車券は現金同等物であり、より精緻な管理を行うべきである。

なお、現在では、改善策として時間を定めて照合回数を増やしたとの報告を受けている。

(5) 防災訓練の実施記録の作成について（指摘 43）

こども未来館は、豊橋市地域防災計画に基づく帰宅困難者支援施設に指定されており、災害時には市と共同して、開設・運營業務等にあたることとされている。

火災、地震等の防災訓練の実施については、指定管理者の応募書類である「事業計画書」において、職員が必ず受講する研修及び訓練として以下の記載がある。

研修目的	種類	内容
施設運営のための基本研修・訓練	消防・避難訓練 (年2回)	火災、地震などの想定訓練、設備操作方法 通報・関係各所への連絡、館内放送シミュレーション 避難誘導、搬送訓練、防犯訓練、消防署による指導等

指定管理者は、マニュアルとして「こども未来館こここ消防計画」（震災対策含む）を策定しており、訓練も実施しているが、これらの訓練に関する実施記録は、消防本部提出のために作成されたもので、所定の様式に従い実施内容が羅列されているのみであった。

応募書類の事業計画書によれば、(B)⑤「[5]研修・訓練」における実施のポイントとして、以下のとおり定められている。

- ・スタッフの危機管理意識を向上させる
- ・危機を察知し、危機発生を未然に防ぐ感覚を身に付ける
- ・危機発生時に適切に判断し、対応できる能力を高める
- ・スタッフ間の意思の疎通を図る
- ・危機管理マニュアルを実効性のあるものとする。

来館者に子どもが多く含まれていることや、防災面における施設自体の重要性から、防災訓練を通じてスタッフの当事者意識を高めていく必要がある。

また、訓練によって参加者が何かしらの気づきを得る場合もあり、マニュアルの改善につながる可能性もある。よって、今後は毎回具体的な実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

なお令和元年 11 月 25 日に実施した消防訓練については実施記録が作成されていた。

(6) 未使用備品（指摘 44）

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において備品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産管理規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品（2 万円以上）についてシールを貼ることとなっている。

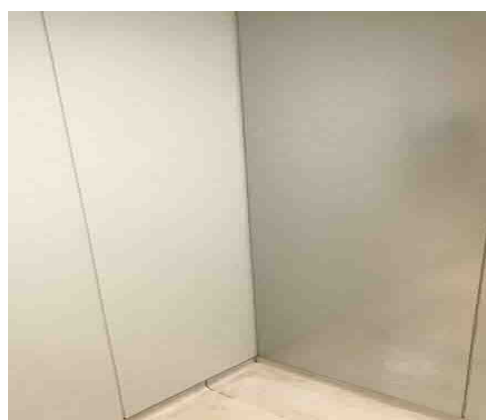
直近 2 年間に購入した備品管理表に記載の備品について、現物と照合したところ、以下の備品 2 台のうち 1 台については、往査日現在において未取り付けの状態となっていた。

備品名称	取得日付	数量	金額
まち空間トイレ用ベビーチェア（壁面と角面）	平成 30 年 2 月	2 台	97 千円

写真 1 台設置済み



1 台現物と未設置トイレ



当該理由を確認したところ、既存トイレに購入したベビーチェアを職員自らが設置工事する目的で購入したものの、工事実施時に接地面の壁補強が必要であることがベビーチェア購入後に判明したため、業者と協議した結果、令和元年8月22日に壁面用1台の設置が終了し使用を開始しているとのことであった。しかし、残り1台の角面用については壁2面の補強が必要であり更に壁1面の強度にも問題があり、設置済1台の1年間の使用状況を踏まえ、設置方法を検討することとしたため、来年度に設置する予定である。

設置工事を伴う備品を単独で購入する場合には、職員の設置工事実施時及び設置後のリスクを検討したうえ、慎重に購入要否の判断をすべきであった。また設置後の転落危険のないように、慎重に設置し、早期に使用されたい。

後日、ベビーチェア2台とも設置済との報告を受け、写真で確認している。

(7) 備品シール添付漏れ（指摘 45）

今回備品台帳を基に現物の実査を行った結果、以下の物品について、備品シールが添付されていない状態になっていることが発見された。

備品名称	取得日付	数量	金額
豊橋特大筆	平成 27 年 3 月	1 本	108 千円
撮影機 見守りシステム「ZONE-D」 正面	平成 26 年 11 月	1 台	2,375 千円
液晶 TV シャープ LC-32D30-W	平成 20 年 10 月	1 台	108 千円



特大筆

備品の現物照合を明瞭化する意味でも備品シール添付は有用であるため、

適時の備品シールの添付が望まれる。

後日、備品シール添付済との報告を受け、写真で確認している。

(8) 市街地模型の保管状況 (意見 22)

今回備品台帳を基に現物の実査を行っているが、以下の物品については、大規模なものであるため、施設内の倉庫や会場内の複数個所に分割して、保管されている状況にあった。

備品名称	取得(更新)日付	数量	金額
模型(豊橋市旧市街地)	平成27年3月	1式	2,499千円

旧市街地模型の写真(入口、倉庫)





この模型は、全体の組立を実施して展示すると豊橋市旧市街地全景の一望に加えて、同時に線路上電車を自走できる大規模模型であり、ほぼ毎年の展示時にも非常に人気の高いものであるが、建物等をプラスチックでまた緑化施設も精巧に再現しているため、組立作業やほこり取り作業により組立展示時に破損しないよう、保管管理には非常に注意を要するものである。しかしながら、倉庫内での保管状況は微細な模型の構造物を破損しないことを配慮し、カバー等をする事なくそのまま積み上げられている状態であった。

ほこりが積み上がるので、倉庫で保管する場合には破損しない程度の軽いビニルカバー等をつける等の配慮は必要であると考えられるので検討されたい。

また、今後イベント等での使用が困難となった場合には、保管スペースや維持管理の観点から、最終的な処分方法を含めた対応策を事前に検討しておくことが望ましい。

(9) 備品台帳計上単位及び展示用備品の管理 (意見 23)

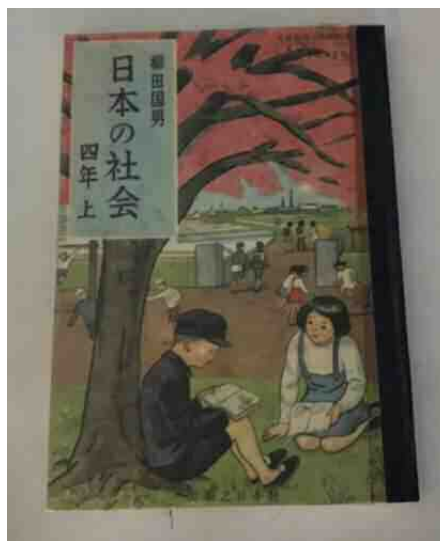
備品台帳を確認したところ、図書の一部が以下のとおりに掲載されている。

備品名称	取得日付	数量	金額
図書 48 冊	平成 26 年 12 月	1 式	150 千円
柳田國男「日本の社会」全 18 冊	平成 27 年 2 月	1 式	40 千円

図書 48 冊



「日本の社会」保管状態



図書については 5 千円以上の場合に備品台帳に計上されることになっているが、上記は 1 冊当たりの単価が 5 千円未満であることや、図書 48 冊及び日本の社会は館内閲覧用及び展示用となっていることから、事実上は雑誌と同様の消耗品としての位置づけと考えられる。

また、図書 48 冊は一覧表明細からの抽出による現物照合は可能であったが、日本の社会は、観覧者が手に触れるように設置されているため傷み等により現状 9 冊まで減少しており、備品台帳が想定している計上単位と現物が

不一致であり、現物管理が複雑となっている状況にある。

このため、図書の備品計上に関する 5 千円基準の適用に関しては、購入金額 1 式ではなく、1 冊単位の単価で判定することにより、備品資産管理の効率化を図ることが望ましい。

後日、当該備品について物品の不用決定を実施し、1 冊単位で管理を行える状態にした旨の報告を受けている。

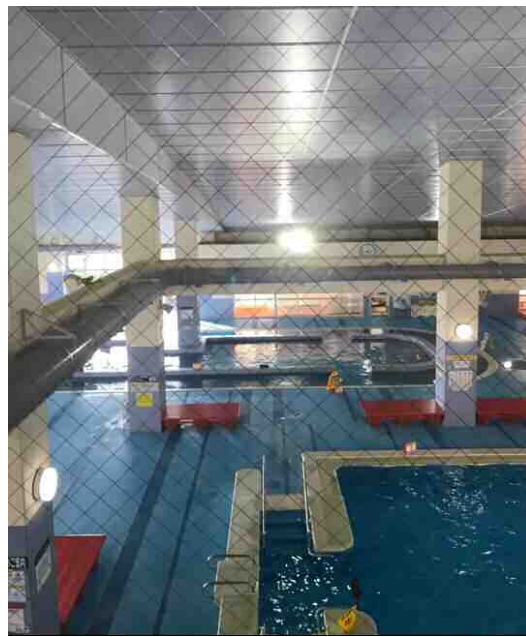
10. 豊橋市資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）

公の施設の名称	資源化センター余熱利用施設
指定管理の方法	PFI（事業者：株式会社エコールとよはし）
所在地	愛知県豊橋市東七根町字宝地道10番地
所管部課	健康部 健康増進課
設置目的	循環型社会に対する市民の理解と認識を深めるとともに、市民の健康増進及び交流に資することを目的とする
供用面積	土地面積 17,353.73 m ² 延床面積 4,396.45 m ² 建築面積 3,971.43 m ²
建設年度	2007年度

平成30年度利用者数	195,830人
平成30年度開館1日当たり利用者数	662人
平成30年度施設行政コスト	86,410,032円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	230円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	442円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	19,655円



施設外観



施設内（トレーニングルーム（左）及びプール（右）

（１）概要

資源化センターから発生する余熱を有効利用し、温水プールと温浴施設を中心とした施設を整備し、運営している。

本施設は、健康増進と市民交流の場として、幅広い層の市民の利用に供することを目的としており、また、環境保全に配慮した施設の整備・運営を通じて、市民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上を狙っている。

具体的な設備としては①健康支援施設としての温水プール及びトレーニングルームのほか、②交流促進施設として浴場と休憩室が設置されている。

株式会社エコールを事業者とする PFI 事業として運営しており、豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業契約書第 40 条に基づき、豊橋市はモニタリングを実施している。

（２）施設視察の結果、指摘・意見事項は発見されなかった。

11. 豊橋市自然史博物館

公の施設の名称	豊橋市自然史博物館
運営形態	直営
所在地	豊橋市大岩町字大穴 1 番地の 238 (豊橋総合動植物公園内)
所管部課	総合動植物公園 自然史博物館
設置目的	自然科学の振興のため、教育普及活動、学術活動や資料の収集・保管に取り組むとともに、子どもから大人までが楽しめる博物館づくりを目指す
供用面積	土地面積 383,943.76 m ² 延床面積 6,983.52 m ² 建築面積 6,210.75 m ²
建設年度	1988 年度

平成 30 年度利用者数	666,104 人
平成 30 年度開館 1 日当たり利用者数	2,121 人
平成 30 年度施設行政コスト	216,235,090 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	575 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	325 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	30,964 円





自然史博物館

(1) 概要

豊橋市自然博物館（以下「博物館」と略す。）は、生物の進化と郷土の自然史をテーマに昭和63年5月に開館した。これからの生涯学習の場として、子どもからお年寄りにいたるまで、地球の歴史と自然のしくみについて学ぶとともに、自然に親しみ、自然を大切にする心を養うことを目的としており、展示構成は、地球・生物の歴史をたどる展示と身近な郷土の自然史を紹介する展示からなりたっている。展示は地球の誕生した46億年前の世界からはじまり、古生代展示室、中生代展示室、エドモントサウルス展示室、新生代展示室へと、新しい時代に向かって、過去の世界を体験できる。ジオラマと豊富な化石やレプリカを組み合わせ、各時代の環境と生物の移り変わりを紹介している。最初の生命の誕生から、人類が現れるまでの長い進化の歴史を学ぶことができる。

博物館の事業として、①生物の進化、郷土の自然等について研究し、当館の研究報告や学会誌等に公表していく調査研究活動、②採集、寄贈、購入等により資料を収集し、収蔵庫に保管するとともに資料集として公表する資料収集活動、③常設展示のほか、年1～2回の特別企画展や、年数回の企画展を開催し、また学習教室の開催や学校での出前授業等を行う教育普及活動があげられる。

(2) 施設の稼働状況について（指摘46）

博物館では、企画展や映像観覧を行う特別企画展示室及び講演会やワークショップ（体験型講座）を行う講堂を有料で貸し出している。

区分	単位	使用料(円)
講堂	午前9時から正午まで	3,510
	午後1時から午後4時30分まで	4,150
	午前9時から午後4時30分まで	7,660
特別企画展示室	午前9時から正午まで	9,600
	午後1時から午後4時30分まで	10,670
	午前9時から午後4時30分まで	20,270

よって、施設の有効活用のためには施設の稼働状況を詳細にモニタリングする必要があるが、年間の施設利用に関するスケジュールはあるものの、具体的な稼働状況に関するデータは保有されていなかった。

施設の有効活用や料金設定の妥当性に際しての判断根拠として稼働状況のデータは重要であり、これがない場合、抽象的かつ定性的な議論しかできなくなる。早急に稼働状況を把握できる体制を構築し、稼働状況のモニタリングを開始すべきである。

(3) 委託業務において一者随意契約とする論拠について (指摘 47)

委託業務名	特別企画展 PR 用模型製作・設営業務
契約金額	486,000 円
契約方法	一者随意契約
契約期間	自平成 30 年 4 月 1 日 至平成 30 年 8 月 31 日
業務の概要 豊橋市自然博物館が指定する場所（豊橋駅東西連絡通路）において特別企画展 PR 用模型を製作し設置する業務である。	

当該業務については、別途受託者（大学）と平成 26 年に連携・協力に関する協定を締結している。本委託業務について一者随意契約理由書を閲覧したところ、以下のとおり記載されていた。

平成 26 年 12 月 12 日に当館と連携協定を締結しており、これまでも豊橋駅東西連絡通路や自然史博物館内において特別企画展を PR するための大型模型を設置しています。営利を目的とせず、館の意向や目的に合致する業務を実施できるのは下記大学のみであることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、一者随意契約とするものです。

一者随意契約を締結することができる場合とは、「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)であることから、連携協定があることを前提とした当該定性的な記載内容だけでは一者随意契約とする論拠としては脆弱であるといわざるを得ない。

今後は競争入札を実施するか、あるいは「競争入札に適しない」ということについて、「営利を目的とせず」、「館の意向や目的に合致する業務を実施できるのは下記大学のみ」という根拠については、より詳細な検討を行い理由書に具体的に記載する必要がある。

(4) 減免申請手続について (指摘 48)

平成30年度において(2)に掲げた自然史博物館講堂使用に係る使用料について「豊橋市自然史博物館使用料に関する取扱事務実施要綱」第4条第1項第5号を理由として免除申請が行われていた。

減免申請の手続について、「豊橋市自然史博物館条例」では以下のとおり規定されている。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料又は手数料を減免することができる。

さらにこれを受けて「豊橋市自然史博物館条例施行規則」においては以下のとおり規定されている。

第11条 条例第7条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。

(1) 免除

ア 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及びこれらの者の引率者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。

イ 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡設楽町、同郡東栄町及び同郡豊根村(以下「東三河地域」という。)の小学校、中学校及びこれらに準ずる学校の教育活動の一環として児童又は生徒及びこれらの者の引率者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。

ウ 東三河広域連合の交付するほの国こどもパスポートの所持者が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。

エ 東三河地域に居住し、又は通園している学齢に達していない者のうち、保護者1人につき2人目以降の者が大型映像を観覧するとき。

(2) 免除又は減額

ア 観覧しようとする日の属する年の12月31日までに70歳以上となる者（市内に住所を有する者に限る。）が特別企画展又は大型映像を観覧するとき。

イ 市長が特別の事情があると認めたとき。

ここで、前述の「豊橋市自然博物館使用料に関する取扱事務実施要綱」第4条第1項第5号は、上記(2)のイの規定について定めたもので、以下のとおり規定されている。

第4条 規則第11条第1項第2号イに規定する市長が特別の事情があると認められる場合は、次のとおりとする。

- (1) 団体観覧者の輸送で来館する交通観光事業所職員が特別企画展又は大型映像を観覧するとき
- (2) 団体観覧の関係者が事前調査により特別企画展又は大型映像を閲覧するとき
- (3) 教育又は福祉活動の一環として観覧する児童又は生徒に係る引率者が特別企画展又は大型映像を閲覧するとき
- (4) 東三河地域の幼稚園、保育園、認定こども園その他の児童施設の教育又は福祉活動の一環として観覧する児童及び引率者が特別企画展又は大型映像を閲覧するとき
- (5) その他市長が必要と認めるとき

(注) 下線は監査人による。

今回の申請は上記(5)下線部分を根拠としており、いわば個別的な判断になる。この場合、内規では「国又は地方公共団体が主催する教育又は福祉活動の参加者及び引率者など。個別に判断する。」と定められており、承認に際して個別に判断する必要がある。

しかし、承認権者は「豊橋市決裁規程 別表第1(5条関係)市長の決裁事項及び共通専決事項」の「3.財務共通事項」の区分14により部長とされていることから、部長の決裁をもって申請を承認しているものの、申請内容の妥当性について特に個別に検討が行われている証跡は認められなかった。

使用料の減免については、限定的に解すべきであり、個別の判断により承認するのであれば、承認者は市長が承認したのと同じレベルで検討すべきである。

今後は、あらかじめ該当する場合について、承認理由が明らかになるよう文書化しておく必要がある。

(5) 貯蔵品の在庫管理（指摘 49）

販売用の図録在庫について、帳簿残高と現物の残高を照合したところ、以下のとおり不一致となっていた。

貯蔵品名称	売価	帳簿数量	在庫数量	差異数量
図録サメ	700 円	39 冊	41 冊	+2 冊
図録石巻山	500 円	438 冊	440 冊	+2 冊

理由を聴取したところ、落丁交換分が含まれており、業者の在庫である旨の説明を受けたが、預り在庫と所有在庫の区分を明確にしておくことが必要である。

(6) 図書の現物管理（意見 24）

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品（2 万円以上）についてシールを貼ることとなっている。

研究用として図書を毎年度に購入し、所蔵しているが、備品台帳に基づいて図書の実査を実施したところ、現物は存在し、図書受入時に蔵書印の押印及び受入日記入がなされていたものの、シールが遊び紙に添付されていた。

備品名称	取得日付	数量	金額
日本地方地質誌 8 九州・沖縄地方	平成 29 年 3 月	1 冊	25 千円

購入図書については、図書館とは異なり、貸出を想定しているものではないものの、研究用として永続的に保管する図書であるため、一般図書とは異なり蔵書印の押印と受入日記入の運用が行われている。研究用図書の管理を適切に実施するため、受入時のシールの添付場所については、落丁の可能性を踏まえ裏見返し（きき紙）に貼り付けるルールとする等適切な運用が望まれる。

(7) 標本管理システムのマニュアル作成 (意見 25)

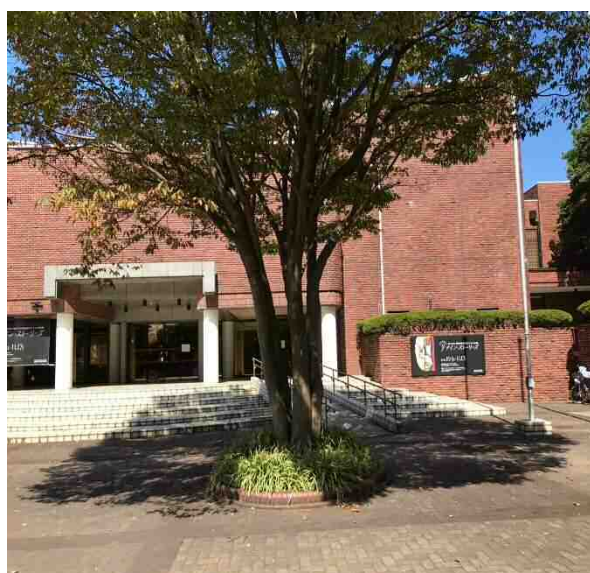
学術的価値のある標本模型見本については、部門・区分ごとに標本管理システムに基づく登録作業を実施しているが、区分ごとの学芸員のみが理解しており、管理側でその使用ルール等について把握していない状況であった。

標本管理システムへの登録作業は、自然史博物館の研究目的として主要業務であることから、各学芸員のみが理解していればよいものではなく、また標本システム自体はパッケージソフトを基にデータベース化していることから、学芸員の交代があっても研究業務自体の継続が可能なように、少なくとも標本管理システムの入力作成マニュアルを作成して、管理部門に対して情報共有しておくことが望まれる。

12. 豊橋市美術博物館

公の施設の名称	美術博物館
運営形態	直営
所在地	豊橋市今橋町3番地の1（豊橋公園内）
所管部課	教育部 美術博物館
設置目的	歴史、考古、民俗及び美術に関する資料を収集し、保管し、又は展示して一般公衆の利用に供し、併せて博物資料に関する調査研究を行い、市民文化の向上に資するため
供用面積	土地面積 216,401.00 m ² 延床面積 5,317.17 m ² 建築面積 3,994.98 m ²
建設年度	1978年度

平成30年度利用者数	147,281人
平成30年度開館1日当たり利用者数	510人
平成30年度施設行政コスト	153,611,542円
平成30年度市民一人当たり単位施設行政コスト	409円
平成30年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	1,043円
平成30年度延床面積1m ² 当たり単位施設行政コスト	28,890円



美術博物館

(1) 概要

豊橋市美術博物館は市制 70 周年記念事業の一環として 1979 年 6 月 1 日に開館した。2016 年には特別展示室・収蔵庫を含む増築部分の供用が開始された。

郷土ゆかりの画家の作品や、豊橋地域に関する歴史資料等を収蔵・展示する他、国内外の名品を紹介する企画展を開催している。また、展覧会図録や市史等の刊行、講演会、ワークショップ等の開催を通じて普及活動にも努めている。

その他、1 階企画展示室は市民ギャラリーとして各種美術展・グループ展等に活用されている。

(2) 備品の定期的な棚卸について（指摘 50）

当施設は、多数の美術品を有し、豊橋市の備品として管理されている。

備品については、豊橋市財産管理規則 36 条に基づき、毎会計年度 1 回以上備品一覧と現物との照合が求められている。

しかし、美術品が多数である、台帳登録されている美術品を特定するのに時間を要するといった理由から、部分的な棚卸のみが実施されており、網羅的な一斉棚卸は実施されていない。

ただし、美術博物館が管理する備品は膨大であり、また、美術品として金銭的価値を持つものも多くあることを勘案すれば、その管理は重要であり、定期的な現物照合は必須であると考ええる。

美術品であるがゆえに、備品シール（備品台帳の情報をシール化したもの）を添付して、備品を特定する等といった対応は難しい面があるとのことだが、保管ロケーションや棚で管理する方法や、写真を備品台帳に添付する等、備品台帳と現物との照合を容易にする仕組みを構築する等して、定期的な現物照合が行える環境を整備する必要があると考ええる。

なお、平成 23 年度包括外部監査において、現物照合ができていない指摘があったが、上記のとおり、現状においても、定期的な現物照合は実施できていないため、引き続き対応が必要である。

(3) 販売物品在庫の管理について（指摘 51）

当施設では、展示物に関連する書籍等の物販を行っている。この書籍在庫については、エクセルファイル上で、毎日の販売実績にもとづいて入出庫を入力・管理し、帳簿残高を把握しているものの、実際数量との定期的な突合は、明確にルール化されておらず、定期的な運用はなされていない。

なお、令和元年度において、現物数量と帳簿数量の突合（実地棚卸）を実

施したが、過年度においては実施されていない。

例えば、汚損等により販売できない状態である書籍在庫が従来から保管されているが、実地棚卸を実施することで、このような各物品の状態についても適時に確認できることから、定期的な現物照合のルール化と運用が求められる。

(4) 美術博物館入場者数増加のための取り組みについて（意見 26）

当施設の入場者数の推移は以下のとおりである。

(万人)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
年間入場者数	20	18	15	19	17	14

展示物や企画等の内容によって、入場者数の多寡はあり、市も、外部委員を含めた豊橋市美術博物館協議会において、毎年、企画展示の実績と翌年度の企画展示について協議を行って対策をしているが、上表のとおり、近年において入場数は減少傾向にある。なお、豊橋市総合計画においては、年間 23 万人を目標数値に設定しているが、目標数値達成はできていない。

豊橋市及び周辺地域の芸術振興という当施設の趣旨からすれば、美術博物館には、市民の作品発表の場（一般展）や、郷土美術や歴史を紹介するといった側面もある。そのため、話題性がある企画や集客力がある展示企画のみを立案し、過度に入場者数を追い求めてしまうような状態は避けなければならないことは事実である。

しかし、展覧会に合わせて教育普及事業の実施をすることで、市民の芸術や歴史に対する理解を深めてもらうきっかけを作ることができるという意味でも、年間入場者数の増加は重要な事項であることには変わりない。

なお、平成 21 年度に実施された市民意識調査においては、美術博物館を利用したことがないと回答した人のうち、20～30 歳台と比較的若い世代の利用率が低いという結果が出ており、利用しない理由については、施設の存在を知らなかったという層が 25～32%を占めており、他の年代と比べて多くなっている結果が出ている。

入場者数を増加させるうえで、このようにどの世代がどのような理由で利用しないかを分析し、より美術博物館を市民に知ってもらうための広報活動や、利用してもらうための魅力ある企画立案が必要となる。

近年の取り組みとして、令和元年度においては、企画展「魔法の美術館」が開催された。普段の展示では禁止していることが多い写真撮影も許可する等、新しい取り組みを行うことで、利用者の SNS 等口コミでの反響もあり、

上期の入場者数は前年比で増加した。また、普段美術博物館を利用することが少ない（したことがない）年代層の利用も多く、好評な結果となった。

今後も入場者数を増加させるため、利用者の分析や、周知のための広報、また、魅力ある企画の立案が重要であると考えます。

(5) 防災訓練の実施について（指摘 52）

美術博物館では、マニュアルとして「豊橋市美術博物館消防計画」（以下「消防計画」という。）及び「豊橋市美術博物館地震防災規程」（以下「防災規程」という。）を策定している。訓練の実施については消防計画については、第 35 条（自衛消防訓練）以下のとおり規定されている。

訓練種別	内容	実施時期
総合訓練	消火、通報、避難誘導等を連携して行う。	年 1 回以上
部分訓練	各班対象の上記訓練	随時
基礎訓練	屋内外消火栓、消化設備器具の取扱い訓練	随時
図上訓練	各班対象の机上想定訓練	随時
震災訓練	上記訓練内容に準じて行うとともに防災機関等で行う訓練に積極的に参加する。	

また防災規程については以下のとおり規定されている。

<p>(地震防災訓練)</p> <p>第 19 条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を取得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。</p> <p>(1) 個別訓練</p> <p>情報の収集・伝達・初期消火・救出救護など班別の訓練を年 1 回以上実施する。</p> <p>(2) 総合訓練</p> <p>個別訓練をまとめたものを年 1 回以上実施する。</p>

しかし、上記の規定にも関わらず、平成 30 年度において訓練は実施されなかった。理由はスケジュール上の問題とのことであるが、消防訓練及び防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、上記ルールどおりスケジュールを定めて実施するべきである。また、訓練は職員の当事者意識を高め、参加者が何かしらの気づきを得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、訓練内容については毎回実施記録を作成して、参加者で共有する必要がある。

(6) 駐車場の使用料金について (意見 27)

美術博物館の駐車場は、ホームページによれば 71 台が駐車可能である。周辺には公共施設もあることから利用価値もあるが、駐車料金は 1 回 (終日) あたり 500 円であり、加えて美術博物館利用者は 3 時間無料となる。なお、美術博物館は豊橋鉄道市内線「豊橋公園駅」下車徒歩 3 分と公共交通機関の便がよい。

また、美術博物館利用者でなくとも 500 円を支払えば長時間の駐車が可能であるが、市内の一般の駐車料金と比較すると割安であると思われる。

美術博物館の駐車場の維持管理にはコストが発生するが、駐車場の利用者が応分の負担をしない場合には、市が負担することになり、結果的に市民の税金で賄うことになる。この点、所管部課によれば、平成 30 年度における駐車場の使用料収入は、概ね 900 万円でこれに対しゲートや発券機及び精算機のリース料や消耗品費、修繕費、人件費等の費用が全体で概ね 550 万円程度発生することから、単年度で見た場合、受益者負担の見地において問題はない。

しかし、現在の料金体系について、当時の資料が残っておらず、単年度だけでなく、取替更新を含め将来的にも妥当かどうかも含めて決定されているかについては不明であり、また、美術博物館利用者以外でも、開館時間以外でも好立地の駐車場が 500 円で利用できることについての当時の判断についても不明である。

よって、駐車場利用者の料金について所管部課において再度検証し、結果について文書化することが望ましい。



駐車場の様子



駐車場案内

(7) 他施設への貸出品の管理について（指摘 53）

備品の貸出・寄託を実施する場合、豊橋市財産管理規則第 40 条第 2 項において貸付期間を明示する旨、同第 41 条第 1 項では受託者から物品預り証を徴さなければならない旨の記載がある。

美術博物館所蔵の絵画の一部について、豊橋市民展等の入賞作品等でその後作者より購入・寄付を受けた絵画を掲額作品として、市の文化施設等に対し貸出を実施している。

その際、貸出絵画の名称、写真をノートにファイリングした上で、貸出先を付箋に記載し添付しており、また掲額資料及び市民展作品等のデータベースに必要な情報を入力しているが、一部所在を確認したところ、以下について貸出先と現物保管先が不一致となっていた。

絵画名称、作者	サイズ	貸出記載先	現物保管先
ハト（日本画）石井和子	50 号	水道局・局長室	市民文化会館



これは、過去に市民文化会館と美術博物館が同一担当部課であった経緯から、貸出時以降の絵画移動の中で、現在は別担当部課である保管先からの借用書がない状態となったものである。当初の貸出を実施後、期間経過に伴い、貸出先からの返却及び借用の事実自体も貸出先及び借用先の担当者間での引き継ぎがなされず、また、借用先の備品台帳にも計上されていないため、その後の絵画自体の移動への意識が欠けることとなり、貸出先及び借用先での絵画の現物管理が適切に実施されない状況となったものと考えられる。

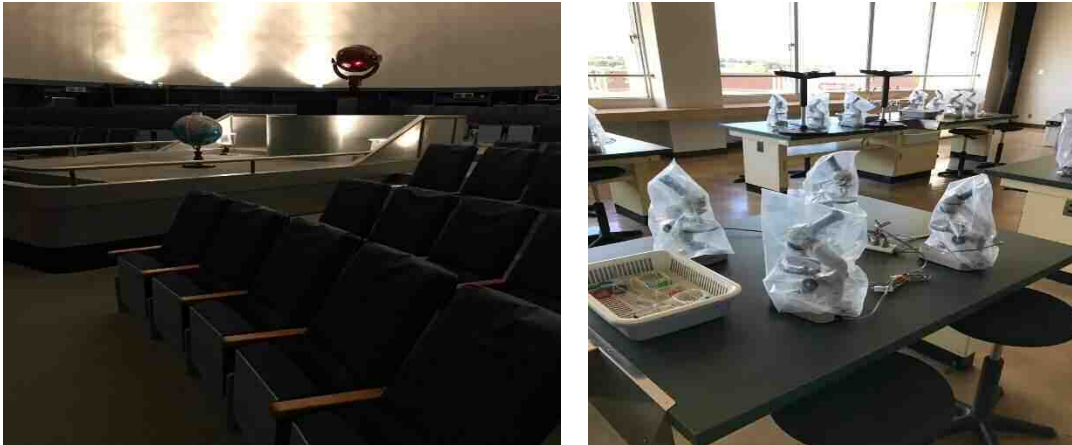
他の貸出絵画自体の現物の所在が相当程度不明となっている可能性も考えられるため、現時点における借用先の協力を受け、掲額作品等データベースに掲載されている貸出絵画自体の実査を実施した上で、所在場所をデータベースに登録し明確化するとともに、現時点における借用先から借用書入手し、絵画自体の現物保管責任を明確に記録しておくことが必要である。

13. 視聴覚教育センター

公の施設の名称	視聴覚教育センター
運営形態	直営
所在地	豊橋市大岩町字火打坂 19 番地の 16 (岩屋緑地内)
所管部課	教育部 科学教育センター
設置目的	体験型の科学展示や企画により、楽しく考え、新たな発想を育む場を提供し、プラネタリウムでは星空や迫力ある映像を提供する。
供用面積	土地面積 15,491.00 m ² 延床面積 3,293.27 m ² 建築面積 1,706.54 m ²
建設年度	1974 年度

平成 30 年度利用者数	85,894 人
平成 30 年度開館 1 日当たり利用者数	275 人
平成 30 年度施設行政コスト	84,172,094 円
平成 30 年度市民一人当たり単位施設行政コスト	224 円
平成 30 年度利用者一人当たり単位施設行政コスト	980 円
平成 30 年度延床面積 1 m ² 当たり単位施設行政コスト	25,559 円





視聴覚教育センター

(1) 概要

視聴覚教育センターは、1974年に開館し、市内の小学4年生を対象の「わくわく体験活動」での実験学習、プラネタリウム学習や展示学習による児童の科学能力の向上に取り組んでいる。なお理科学習用の微生物の培養も行っており、実験学習に活用する他、近隣教育機関へ貴重な資料として提供も行っている。

また、ワークショップ、ICT講座、ゆめたまご科学講座等を通じて市民への科学情報等を提供している。

(2) 耐震診断について（指摘 54）

視聴覚教育センターは1974年に建設されているが、平成7年9月に実施された耐震診断によると、建物は安全であるとの判定が得られている。ただし、「2階の一部柱については早期にせん断破壊する可能性があり、スリットを入れるのが良いであろう」との記載がある。左記記載に関する修繕対応の有無について市へ回答を求めたが、修繕対応の有無についての確認はできなかった。

また、視聴覚教育センターと一体の建物として併設されている地下資源館の耐震診断書についても、市へ提出を求めたが、その存在も確認できなかった。

以上のように、視聴覚教育センターの修繕対応および併設される地下資源館の耐震診断結果の確認ができていないため、視聴覚教育センターの建物についての安全性に関する結論は得られていない。

なお、公の施設における耐震診断結果を踏まえた対応内容は、市において文書化の上保存されるべきである。また耐震結果を示す診断書は、施設の安全性に係る根拠となる重要な文書であり、地下資源館の耐震診断書の存在について明らかにできないのであれば、再度診断を行う必要がある。

(3) 修繕計画と将来方針について (意見 28)

視聴覚教育センターは、平成 24 年に市により実施された「施設評価結果」では、「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類されている。「継続グループではあるが、将来再検討とするもの」に分類された施設については、施設保全計画の対象とはされておらず、視聴覚教育センターにおいても大規模修繕等の計画は作成されていない。

しかしながら、視聴覚教育センターは築 45 年が経過し施設の老朽化も進んでいる一方で、視聴覚教育センターは、建替えや機能統合等を視野に入れて「将来再検討する」ことになるため、現在の建物の今後の使用予定期間は決まっていない。

修繕の可否を検討するにあたっては、現在の建物をあと何年程度使用し続けるのかという将来方針が決まっていなければ、必要な修繕を先送りし、あるいは過剰な修繕を実施してしまう可能性等が考えられる。

このような状況ではあるが、「施設評価結果」の検討結果の如何によらず、安全面等で必要な施設保全は実施しなければならないため、当該計画の策定が望ましい。

(4) 備品・消耗品等の管理状況について

① 備品シールの貼付状況について (指摘 55)

備品を適切に管理するために、豊橋市財産管理規則第 35 条において市所有備品へのシールの貼付が定められているが、平成 23 年度の包括外部監査においてシールの貼付漏れが指摘されている。

この指摘に対する措置として、実態にあわせ備品一覧を整理し、処理内容等を点検している旨公表されている。

しかし、今回の包括外部監査においても備品一覧と現物の照合を行ったところ、車いす用可搬型階段昇降機について備品シールが貼付されておらず、十分な改善措置が図られていなかった。一時的な改善とならないよう継続的な対応を行う必要がある。

② 劇物について (意見 29)

視聴覚教育センターでは、「誤飲した場合の致死量が 2~20g 程度のもの」と定義される劇物（塩酸、硫酸、硝酸等）を 14 品目保管している。これらについて、以前は視聴覚教育センターで開催されるワークショップで使用されていたが、近年は劇物を使用するワークショップは開催されず、管理簿上はいずれの劇物も 2 年以上使用されていない。今後も劇物の使用予定はないが、劇物の廃棄処分には通常よりも多額の費用がかかるため保管を続けていると

のことであった。

保管している劇物は「毒物劇物危害防止規定」に基づき、施錠された保管庫において適切に保管・管理されてはいるが、今後も使用予定がないのであれば盗難・紛失等の不測の事態を防止するために、速やかに廃棄処分することが望ましい。



劇物の様子

③ 消耗品等の管理について（指摘 56）

視聴覚教育センターにおいては、小学生等を対象に理科の実験学習を開催しており、実験のために購入した資材の未使用のものが倉庫に乱雑に保管されていた。

未使用の資材については、今後類似の実験で使用する可能性があるため保管しているとのことだが、購入分のうちどれだけを使用し、どれだけを未使用分として保管しているかを台帳等では管理していないため、現在どのような未使用資材がどの程度保管されているかは、人の記憶のみに依存している状況である。さらには保管されている資材品目も多く、かつ、乱雑に保管されていることから、全ての未使用資材が実際に有効活用できているかどうか不明となっている。

こうした消耗品の管理について豊橋市財産管理規則第 35 条の 2 では、消耗品の現在数量を明らかにする旨の規定があることから、未使用資材を台帳等で管理する必要があり、加えて受け払いを正確に行うためには現物の整理整頓も必要である。

(消耗品、原材料の整理)

第 35 条の 2 主務課長は、会計管理者等から消耗品又は原材料を受け入れたときは、その使用状況及び現在数量を明らかにしておかなければならない。ただし、受入れ後直ちに消費する物品については、これを省略することができる。

(豊橋市財産管理規則)



倉庫内の様子

また、過去の視聴覚教育センター在籍者が磁石実験の授業用として使用していたモーター・電源装置が以下の写真のとおり保管されているが、市内の各小学校の教室で実施することになり、現時点で使用可能性がないものとなっている。今後使用が見込まれないものは適時に処分することにより、空きスペースを確保して、有効利用していくことも必要である。



対象物の様子

(5) 施設内倉庫への私物の保管（指摘 57）

施設内を視察し、物品の管理状況を確認した。その結果、1階の倉庫として使用されている部屋において、関係者の私物と思われるスーツケースを発見した。内容について同行した市の施設職員は把握していなかった。後日、確認したところ、中身は、放送設備であり、業務で使用したものとの回答であった。施設内に私物を保管することは適切ではなく、早急に撤去すべきである。



私物と思われるスーツケース

(6) 風力発電装置の破損について

市は、平成 26 年 3 月に 4,987 千円の小型風力発電装置を購入し設置したが、設置直後に当該風力発電装置が破損している。破損の経緯は下表のとおりである。

H26. 3. 17	風力発電装置設置
H26. 3. 20	ブレード（羽根）の脱落
H26. 3. 28	納入、検査検収
H26. 3. 31	強風によりブレードが傾倒過多となり風速計を破損
H26. 4. 12	機構の不具合ブレード破損
H26. 5. 18	フレーム破損
H26. 5. 19	根本的な改善のためブレード撤去
～	～
R1. 10. 18	小型風力発電装置補修内容に関する合意書締結

市は、風力発電装置の破損直後から納入元と協議してきたが、令和元年 10

月 18 日になって、ようやく「小型風力発電装置補修内容に関する合意書」を締結した。当初破損時から現在までの 5 年以上の間、風力発電装置は未稼働のままであった。

① 長期に亘って未稼働状態が継続したことについて（指摘 58）

市が購入した小型風力発電装置は設置直後に破損し、市は直ちに納入元と対応について協議しているが、5 年以上に亘って破損した状態が継続されてきた。

購入契約書の約款第 12 条において、「供給者は、物品の納入後といえども、材料又は制作技術上の欠陥等が発見された場合は、無償で取替え又は補修しなければならない」とある。よって、本来であれば直ちに修理または代替品の納入が行われるべきであったが、その時点において納入元では信頼しうる代替機を保有しておらず、現行装置の改良のために相当の期間が必要であった。また、市側においても、納入元が豊橋市内に所在する企業であることから、できる限り当初契約を維持することで、地元企業を応援する意図も資料からは汲み取ることができた。以上のような状況下で、市は何度も納入元と協議を重ねたが、現行装置の改良に想定以上の長い時間を要し、結果的に未稼働状態が 5 年以上継続することとなった。

上記のような事情を考慮したとしても、市の財政から支出した 4,987 千円が 5 年以上もの間、何らの便益も提供しなかったことは事実である。本件については、設置後直ちに破損していることから、当初の納入物に明らかな瑕疵があった可能性が高い。よって、破損が生じた初期対応として、約款 12 条を履行できなかったことによりいったん購入契約を解除するか、あるいは良品が再納入されるまで対価の支払いを留保することが適切であった。

② 小型風力発電装置補修内容に関する合意書の締結について（指摘 59）

市は、当初の納入元との間で令和元年 10 月 18 日に「小型風力発電装置補修内容に関する合意書」を締結し、代替品が納入されることが決まった。契約上は平成 26 年 3 月に締結された契約の上に、補修に関する合意書が締結された形式となっているため、市の購入価格も当初契約時の 4,987 千円から変更はない。

しかしながら、平成 26 年 3 月に納入された風力発電装置は 4 枚羽根で最大出力 700W であったのに対して、代替品は 2 枚羽根で最大出力 20W となっている。当初納入された風力発電装置に比べると代替品は最大出力が著しく低く、破損品と代替品は発電装置としては全くの別物である。よって、当初の契約を解除し、代替品についての合理的な価格を考慮のうえ新たな購入契約

を締結すべきであった。



風力発電装置

(7) 防災訓練の実施について（指摘 60）

防災規程について、視聴覚教育センターでは「豊橋市視聴覚教育センター消防計画」（以下「消防計画」という。）及び「豊橋市視聴覚教育センター（地下資源館を含む）地震防災規程」（以下「防災規程」という。）を策定している。

それぞれについて閲覧したところ、防災規程には、第 2 章第 3 条において、以下のとおり「地震防災対策委員会」を設置する旨規定されていたが、開催されていなかった。

（地震防災対策委員会の設置）

第 3 条 視聴覚教育センターにおける地震防災対策の総合的な推進を図るため、館長を長とする「地震防災対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設ける。

（略）

4 対策委員会は 1 年間に 2 回開催する。

ただし、緊急開催の必要があるときは、その都度委員長が招集する。

防災規程によれば、防災上必要な事項を決定するものであり、後述する訓練に関することも決定されることとなっており、今後は、その規程を遵守し、必ず開催されたい。

また、訓練の実施について消防計画には記載されていなかった（実際には、年 1 回実施されていた。）。さらに防災規程の第 7 章において以下の記載があ

るが、実施されていなかった。

(地震防災訓練)

第 21 条 地震災害を最小限にとどめるため、訓練によって技術を取得し、各人が定められた分担を確実に果たすため、次の訓練を行う。

(1) 個別訓練

情報の収集・伝達・初期消火・救護など班別の訓練を年 1 回以上実施する。

(2) 総合訓練

個別訓練をまとめたものを年 1 回以上実施する。

制定したマニュアルの記載が、実際に遵守されないのは、その軽視・形骸化につながりかねない。消防計画については、訓練を実施する旨を追加するとともに、防災規程の記載に準拠して実施すべきである。

なお、消防訓練を実施するに際して実施届は作成されていたが、具体的な実施記録は作成されていなかった。消防訓練及び防災訓練は、利用者の安全に関わる事項であり、また、職員の当事者意識を高め、参加者からの気づきが得られる場合もあるが、職員の入れ替わりが生ずることも考えられるので、訓練内容について毎回実施記録を作成し、参加者で共有する必要がある。

(8) 主要事業の備品在庫の不一致 (指摘 61)

備品については、豊橋市財産管理規則第 35 条において物品を受入れ又は払出したとき及び移動の通知を受けたときには備品等管理システムにより、受払いの記録を行い、備品台帳において管理する必要がある。また、豊橋市財産規則第 36 条第 1 項において毎会計年度 1 回以上現物と備品一覧との照合点検が求められており、同規則第 35 条第 1 項では受入れた備品 (2 万円以上) についてシールを貼ることとなっている。

市内の小学 4 年生の実験学習の中で、視聴覚教育センター 2 階実験室において培養したミジンコの顕微鏡観察が実施されているが、顕微鏡在庫の数量と備品台帳上の顕微鏡台数が以下のとおり不一致となっている。

備品品名称	売価	帳簿数量	在庫数量	差異数量
顕微鏡	40 千円～630 千円	171 台	164 台	△7 台



不一致の理由を調査したうえ、備品台帳の数量を現時点における在庫数量に合わせる必要がある。

(9) 備品台帳の正確性 (指摘 62)

視聴覚教育センター内の 1 室に館内利用として図書が保管されているが、備品台帳上、図書 148 件の設置場所が全て地下資源館の記載となっている。また、図書以外にも設置場所が視聴覚教育センターと地下資源館で混在しているケースが見受けられた。



視聴覚教育センターと地下資源館が館内で接続しており併設されているものの、建物所在施設としては別であることから、資産管理の観点から図書在庫を含めて、正確な設置場所を記載すべきであり、移動による所在場所の変更がある場合には都度変更することが必要である。

(10) プラネタリウム番組購入管理（意見 30）

視聴覚教育センターでは夏休み等のプラネタリウムの企画開催のために、外部業者より番組を購入している。なお、購入番組自体は上映のためプラネタリウムスペースホスト用 PC に保存し保管している旨を質問により確認している。

購入番組自体は PC 内に保存され蓄積されていくものの、購入番組全体を網羅的に把握しておらず、現時点に保存されている又は使用可能期間が経過している購入番組が不明確となっていた。

プラネタリウムの購入番組は重要なソフトウェアであることから、PC 内に含まれる番組一覧表を作成し、適切に管理をすることが望まれる。

第 6 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。